

平成27年第3回東大和市議会定例会会議録第22号

平成27年9月8日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
企画財政部副参事	遠藤和夫君	総務管財課長	中野哲也君
産業振興課長	乙幡正喜君	市民部副参事	小川泉君

青少年課長 中村 修 君
障害福祉課長 小川 則之 君
ごみ対策課長 松本 幹男 君
都市計画課長 神山 尚 君
建築課長 中橋 健 君
中央公民館長 尾又 恵子 君

市民生活課長 田村 美砂 君
健康課長 志村 明子 君
環境部副参事 長瀬 正人 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
社会教育課長 村上 敏彰 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○副議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 二宮由子君

○副議長（中間建二君） 昨日に引き続き、5番、二宮由子議員を指名いたします。

○5番（二宮由子君） おはようございます。昨日に引き続きまして、東大和市ふれあい広場のあり方についての再質問をさせていただきます。

昨日までは、設置目的及び運営状況はについて伺いましたので、本日はその次の平成27年1月22日提出期限の運営者募集での応募者なしを踏まえた検討はについてから質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

説明会の開催から提案書の提出までが1週間と短かったので、それが見直しの一つであるとの御答弁をいただきました。そこで、今回の募集における要項配布から運営開始までの全体的なスケジュールを伺います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） それでは、平成26年度に行いました運営者募集のスケジュールについて申し上げます。主なところを申し上げます。

まず募集要項の配布の期間でございますが、平成26年12月16日から27年1月14日まででございました。募集説明会の開催が平成27年1月15日、応募書類の受け付け期間といたしましては平成27年1月16日から27年1月22日でございます。その後、いただきました書類に基づきまして、第一次審査、書類の審査を平成27年1月27日、第二次審査を27年2月4日または2月6日、その後、運営者候補者の決定通知については平成27年2月27日を予定いたしておりました。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうしますと、今伺ったスケジュールの中で、平成26年12月16日から募集要項の配布を行って、結果的にこの運営開始、結果的にというか翌年の4月1日から運営開始ですから、約4カ月の期間ということになると思うんです。見直される1つとして、その説明会から書類の受け付け期間を延長されることですから、例えばその延長期間を、延長というか、書類の提出期間を1カ月とすると全体的に5カ月、単純計算しますと5カ月の期間が必要になりますので、今後の課題で御答弁のあった、次回ですね、平成28年4月1日から運営できるように努めたいという御答弁をいただいておりますので、遅くとも5カ月という期間を、例えば1カ月間の書類提出期間といたしますと、11月中には募集要項の配布を行わなければ間に合わないと思うんです。そこで、次回の運営者募集の時期、スケジュールについて伺います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） それでは、現時点での日程案の概略となりますが、申し上げます。

10月下旬に募集要項の配布、その後、質問の受け付け及び説明会を開催いたしたいと考えております。そして、12月中旬に提案書の受け付け期限を設けまして、平成28年1月中には審査及び運営者の決定をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁が、10月の下旬に募集要項を配布したいという御答弁でしたので、それまで

に要項の見直しですとか検討というものが必要になると思うんです。先ほど市長の御答弁の中で、運営者募集の検討については、今後は玉川上水駅前施設活用検討委員会で検討するというふうにおっしゃっています。そこで、これまでの間、玉川上水駅前、その検討委員会ですか、その検討委員会が開催されたのかどうか確認をさせていただきます。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 平成27年1月22日の応募書類の受け付け期限において応募がなかったことを受けまして、その後、この検討委員会については開催いたしておりません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今まで検討委員会を開催されていなかったということですが、本来であれば、これまでの間、運営者募集での応募者なしを踏まえた課題を明らかにして、次回の募集に反映できるように早急に対応すべき、検討委員会を開催すべきだったと私は思っています。また、その平成28年に募集を実施するのであれば、募集要項の見直しですとか、今後のあり方など含めて検討委員会でしっかりと精査し、検討するにはある程度の時間と日数というのが必要だと思うんです。前回のスケジュールよりも余裕を持った、要するに応募期間を長く持った、余裕を持った対応を図るには、10月下旬に募集要項を配布するということですから、翌年の1月中旬に決定するとしても、既に今9月ですので、早急に検討委員会を開催すべきではないかと思うんですけれども、そこで検討委員会開催に向けてのスケジュールですか、開催の時期について、もし今わかるようでしたら教えてください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 前回の募集に関しての課題の対応を踏まえ、この検討委員会の開催は9月下旬に開催いたしたいと考えてございます。そこで、現在その準備をしているところでございます。

○5番（二宮由子君） 現在準備をされているということですので、1つ申し上げたいんですけれども、第2回の定例会におきまして他の議員の東大和ふれあい広場の開設までの経緯というものの質問に対しての御答弁の中で、公共的な活動を行っている団体などの活動支援につながると考えて調整を進めたとの御答弁をされておりました。しかしながら、結果的にその団体も応募されなかったという点を考慮しますと、これから9月ですか、9月の下旬に開催を予定する検討委員会において、募集の要項の見直しをするに当たって、ぜひとも契約期間の細分化というんでしょうか、例えば1年間というのではなくて1カ月なり3カ月なり、またその営業日、また利用金額も含めて、その営業日というのも毎日ではなく、例えば月・水は違う団体、火・木は違う団体というような、そういった総合的にさまざまな面の検討を行っていただきたいと思うんです。それによって、例えば販売スタッフの不足によって開設を断念された農産物の共同直売所などの新設も、その運営方法によっては可能になると思いますし、また今回公共的な活動を行っている団体も、今回エントリーしていただけるかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいまのお話いただきました内容について、具体的に提案いただきました内容等を、審査をする過程において参考とさせていただければと考えます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、さまざまな点で、期間的には9月の下旬に開催されますから、そんなに長い期間ではないですけれども、しっかりと検討いただきたいと思います。

次に、玉川上水駅前広場との活用及び近隣店舗と連携した取り組みの考えはについて伺います。

ふれあい広場単体としてではなくて、立地環境を考慮し、検討するのが有効であるという御答弁でした。そもそもこのふれあい広場の広場というのは、公共のために利用される広い広場という意味ですので、多くの

方々が交流する場である玉川上水駅前広場を活用した催しの御提案として、地場野菜や飲食などの販売ですとか、市民グループなどの出店、また玉川上水駅前広場というのは、スイーツウォーキングの出発地点でもありますので、市内各店のスイーツの販売など、ふれあい広場を中心としたマルシェのような催しを月1回開催することによって、ふれあい広場の目的である人々がにぎわい、そして集い、また地域の活性化につながると私は考えますが、いかがでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 平成26年度における運営者の公募に際しまして、運営内容の例示をいたしました。農産物等、運営を行う団体等におきまして、供給可能な物品の販売等をその中で挙げておりました。今後のふれあい広場の運営者の公募を行う際に、事業内容の御提案として期待いたしたいと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁で、私自身はマルシェの開催について伺ったんですけども、マルシェに関する市のお考えを伺います。

○市民部副参事（小川 泉君） ただいま御質問にございましたふれあい広場を中心に、玉川上水駅前広場を活用したマルシェの開催についてでございますが、産業振興を担当する部署といたしましては、駅前の広場に魅力ある店舗が集まり、マルシェを開催するといったことにつきましては、先ほど議員のほうもおっしゃられました観光事業において行っているスイーツウォーキングと同様に、参加する店舗の新規顧客の獲得等に結びつくことや、広場においてさまざまな情報をキャッチしたり、またそういった情報を探り合うといったことが期待できますことから、にぎわいの創出と地域の活性化につながるものと考えられます。また、そのような効果も考えますと、造語ではございますが、「アンテナマルシェ」とでも呼ぶような新たな取り組みも可能であると考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今、「アンテナマルシェ」という造語ということをおっしゃってましたけど、そのアンテナマルシェという取り組み、新たな取り組みというのはどういうものなのか伺います。

○市民部副参事（小川 泉君） 造語としてつくられた「アンテナマルシェ」という言葉でございますが、出店をされる任意の団体にせよ、市内の店舗にせよ、出店者にとってはよい情報収集の機会となるといったことや、消費者の反応を探ることや需要の傾向、動向を知ることでもでき、販路開拓にも結びつくといったこと、こういったことを含めまして、「アンテナ」という言葉をつけて、「アンテナマルシェ」という言葉を表現したものでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺ったように、いろいろなアイデアですとか、そういった新しい取り組みが考えられますし、また東大和市から「アンテナマルシェ」という造語ですか、新しい言葉を発信するのに、今現在、議会の映像が生中継でインターネットで配信されていますから、その「アンテナマルシェ」という言葉自体が、他の自治体で取り組みが始まる前に、ぜひとも試行的にでも、このアンテナマルシェというものを開催を実施していただきたいというふうに要望いたします。

また、この玉川上水駅前広場には、この地に米軍大和基地が設置され、その基地正門に置かれておりました米軍大和基地の碑というものが、平成2年に玉川上水駅前広場の噴水西側に移設されました。この平成26年、27年版のくらしの便利帳にも、実はこれ掲載されているんですけども、石碑自体が噴水の西側の隠れたところにありまして、御存じの方というのは余り多くないのではないかと思います。

そこで、少しでも御説明させていただきたいんですけども、米軍大和基地についてなんですが、平成27年に突如として玉川上水駅周辺の地を米軍基地の用地として使用する旨の通告があり、米軍兵士や家族の宿舎、運動場などの厚生施設が点在する……。ごめんなさい、昭和ですね。ごめんなさい、訂正させていただきます。

「昭和27年」、平成27年だと今ですからね。済みません。昭和27年ですね、通告がありました。基地用地として使用する、決定当初から反対運動が村民運動として広まり、基地開設後も返還運動が継続され、昭和48年に返還です。その後、市を挙げて市民のための跡地利用運動として広まり、国や都に働きかけを行いまして、現在の桜が丘地域が整備をされました。

このように当市のまちづくりの歴史に欠かせない重要な石碑である米軍大和基地の碑の存在を、より多くの方に知っていただく、アピールするためにもというふうに申し上げるのでしょうか。現在、東大和市観光マップには残念ながら掲載されておりませんので、新たに作成される際には、ぜひとも掲載していただき、戦後70年でしょうか、市長が推奨されております戦争遺跡として残されている旧日立航空機株式会社の変電所とともに、当市の歴史や戦後史を知っていただく散策路を、ふれあい広場を起点とするウォーキングコースとして組み入れていただくことは可能でしょうか、伺います。

○市民部長（広沢光政君） 玉川上水駅前広場に設置してあります米軍大和基地の碑の関係で御質問いただきました。今、御質問者おっしゃいますように、東大和市の観光マップ、こちらには現在推奨するウォーキングコースということで、3コース紹介してございます。その中の1つに、玉川上水駅をスタートいたしまして、旧日立航空機株式会社変電所ですとか、あと青梅橋跡、こういったところをめぐる平和広場と野火止用水コース、こちらのほうを掲載しているところでございますけれども、残念なことに今お話あった米軍大和基地の碑については、掲載がされていないという状況でございます。観光マップにつきましては、今回、今年度の予算でもリニューアル版の作成費用は計上されておりますので、次回の発行時、作成・発行時につきまして、今言った碑の掲載、それからコースの関係ですね。コースにつきまして今お話ししましたとおり、起点が玉川上水駅ということでかぶさってる部分でございますので、その辺につきましては広場の存在を中に入れるということで、応用させていただくかわかりませんが、そういった形で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

あと碑自体のアピールといいますか、情報発信という点でございますけれども、その存在については平成26年度中に行っておりました観光ガイド養成講座、こちらのほうでもその話題、取り上げられておまして、27年4月に発足いたしました観光ガイドの会と、こちらとも連携いたしまして、戦後史等の御紹介を含む散策コースガイドも検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、観光ガイドの方々と連携をして、皆さんにお伝えできるようにお願いいたします。

また近隣店舗と連携した取り組みでは、玉川上水駅前広場に設置している噴水の石やベンチを柔軟に活用した催しの御提案をさせていただきたいんですけども、非常にあそこの広場というのは、小ぢんまりとしてるといえば小ぢんまりとしておりますけれども、大きき的には、噴水がちょうど広場の中央にありますから、そんなに――面積としてはあるんですが、余り活用はできないとは思うんです、今の状況だと。ただ、その噴水の石やベンチを柔軟に活用すれば、季節のよい時期に限定した野外カフェを、マルシェとは別の日に設定をして、出店に興味を持っていただいた広場周辺の店舗にお声がけをして、開設するなど検討されてはいかがでしょうか。その野外カフェみたいな、近隣店舗を巻き込んだ新たな取り組みをすることによって、人々が集ま

り、にぎわいの創出や、その店舗の集客にもつながると考えますが、御見解を伺います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいま御提案いただきました内容を含めまして、近隣店舗等と協調、協力をすることによりまして、にぎわいの創出等に向けて検討を進めることは可能であると考えます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） にぎわいの創出に向けて検討されるということですが、野外カフェの開設に向けてはいかがでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） 御質問にございました近隣店舗を巻き込んだ野外カフェの開設についてでございますが、産業振興を担当いたします部署としましては、ふれあい広場と玉川上水駅前広場を併用した野外カフェの開設、こういったものについて周辺店舗の集客に対しましても大変効果が期待できるというふうに考えております。こうしたことから、駅前広場の活用方法等が整理された際には、玉川上水駅前商店街等を含みまず近隣店舗に相互協力を促して、協力し合うことができるように情報提供等をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうです。まずは駅前広場の活用の整理というのが先だと思しますので、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、今後の課題はについてです。

平成28年の4月1日から運営が可能となるよう努めるとの御答弁でした。現在、東大和市ふれあい広場の所管は、企画課ということですが、今までの申し上げたように、観光ですとか産業振興との連携というのは不可欠でありますので、次回の募集に際し応募者が殺到して選ぶのに困るようになるような魅力ある場とするためにも、今後のふれあい広場の活用については、私自身は全面的に産業振興課にお任せをしてもよいのではないかとこのように思っています。もちろんその場合は、現状少ない人数で多くの事業を抱えておりますので、職員体制の整備、充実というものが必要となります。そこで、その事業として立ち上がるまでの道筋でしょうか、調整役というのは企画課に担っていただかなければなりませんけれども、より柔軟な対応を図るためにも、産業振興課の事業実施の実動部隊というんでしょうか、そういった課との連携、産業振興課以外の複数課との連携、それによって縦割りから横につながる連携につながるのではないかとこのように思っていますが、御見解を伺います。

○企画財政部長（並木俊則君） ふれあい広場のほうで公募し、事業者の決定に至るまでは、今、二宮議員がおっしゃったように、企画財政部企画課のほうで担当するというふうな形を今とっております。平成27年度の応募についても、そのような形に準備を進めているところでございます。今ふれあい広場の利用もそうなんですが、玉川上水駅前の広場全体の活性化、あるいはにぎわいの創出もろもろを考えますと、当然のごとく市民部産業振興課の今いろいろ事業を進めております観光事業であったり、あるいは産業の振興の事業、こういったものが当然連携をとるとこのことを考えております。今、市全体の事業としまして、一つの部、あるいは一つの部署だけで事業をなかなか成り立たせるというのは難しい状況ありますので、各部連携する事業については、今後も十分に協力し合っということによって事業の展開をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁の運営者が決定するまでの調整というのは、企画課でされるということですが、その連携をされるというふうにご答弁いただきましたが、運営者が、じゃ決定された後のふれあい広

場の担当というのは、企画課がそれでも担当されるということなんですか、ちょっとその点だけ教えてください。

○企画財政部長（並木俊則君） 運営者がどのような事業者、どのような形態のものかというのは、当然のごとく決定するまでわかりませんので、また決定を見るかどうかというのも今の時点ではわかりませんので、そういう状況を踏まえまして、その決定した内容等を踏まえた中で、今後の担当部署を考えていきたいということでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 私、今回、東大和市のふれあい広場の次回応募に向けた見直しですとか、にぎわいの創出につながる催しの御提案をさせていただきました。玉川上水駅周辺というのは、大型マンションが建ち並び、人口も増加し、比較的若い世代が多い地域です。アンテナマルシェの開催ですとか、野外カフェの開設などによって、人々が集うことでにぎわいの場が生まれ、異世代間の交流ですか、そういうものが広がればコミュニティーの強化にもつながると思うんです。担当課では、ふれあい広場が行政の情報発信の役割を果たしている施設であるというふうにお考えになっておられますけれども、今まで申し上げたようにふれあい広場には、人々が気軽に集えるにぎわいの創出と地域活性化につながる可能性がまだまだ十分に考えられると思うんです。庁舎内で、ぜひともその柔軟な対応と新たな取り組みを進めていただきたいんですけれども、この項目、最後に市長の御見解を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 駅前のふれあい広場ということで、今年度4月からという予定だったんですけども、残念ながら応募する方が出てこなかったということで、やり方等、含めてもう一度ということございまして、従来と同じやり方でやっても多分同じことになるんだろうなというふうに思っております。そういった意味では、発想をもっと転換をすると。それともう一つは、民間の考え方というのを取り込めるような応募の仕方をしていかないとだめかなということで、余り枠をはめずに、あそこの広場だけでなくその前の島というか、駅前広場、全体をうまく使いながらできるような提案をしていただければというふうには思うんですけども。そういった意味で、これからあそこのところをどう活用していくかというのは、今までと違ったやり方というか、違った発想が必要になることは間違いないというふうに思いますので、そういった意味では役所の力量を試されてると、私の力量が試されてると、そんな思いもします。そういった意味では、思い切った形で対応していきたいというふうには思っています。

以上です。

○5番（二宮由子君） ふれあい広場というのを、ぜひとも駅前の気軽に立ち寄れる東大和市の魅力発信の場として、私自身は大いに期待できる施設だと思っておりますので、来年度、平成28年4月1日からですか、スタートして運営できるように、今市長も発想の転換とおっしゃってましたけれども、さまざまな課からアイデアも募って、迅速な対応を図っていただきたく要望し、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○副議長（中間建二君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、大項目の1では、ごみ集積所の管理についてです。

ごみ集積所の管理について、廃止された集積所にごみが不法投棄されたり、集積所の管理が悪くごみが散乱しているなどの苦情が市民から寄せられております。市のこれまでの対応と今後の課題についてお伺いしたいというふうに思います。

そして、大項目の2では、本庁舎の点字ブロックについてです。

視覚障害者の方々から、本庁舎の点字ブロックについて耐震化工事に合わせて改善をしてほしいとの声が寄せられております。今後の対応について伺います。

そして、大項目の3ですが、アルコール健康障害対策についてです。

アルコール類の利用が私たちの生活や文化に潤い、豊かさを与えるとともに、一方で不適切な飲酒などによるアルコール依存症等の健康障害の原因となっています。本人の健康のみならず、家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせています。2013年の厚生労働省の研究班の調査では、診断基準によるアルコール依存症者は総人口の1%、男性人口では1.9%とされており、これは東大和市に換算をするとおよそ860人、うち男性810人ということになります。そのため、アルコール健康障害対策基本法が制定をされ、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施することが求められております。昨年の6月の同法の施行から1年を迎えました。市のこの間の対応と今後の課題についてお伺いいたします。

そして、大項目の4ですが、障害者施策についてです。

障害者総合支援法が施行されて3年目になりました。旧障害者自立支援法で導入をされた応益負担の解消など、約束をされながら実施をされていない課題の解決は急務です。年齢、病名などによる差別はもとより、とりわけ所得の低い障害者が経済的な理由で医療・福祉サービスから排除されることがないように努めることが求められます。市の見解と対応を伺います。

①として、65歳以上の介護保険優先適用について現状と市の見解、対応を伺います。

②として、自立支援医療の低所得者の無料化を国が行うまでは、当面、市独自に実施することが必要かと考えられますが、市の見解と対応を伺います。

③として、27年度より障害者総合支援法の難病者の医療費助成から、18の疾病と該当疾病の軽症者について対象外とされました。市独自に支援をすることが必要かと思えます。市の見解と対応を伺います。

④として、障害者福祉サービス等報酬の基本報酬の改定による市内の福祉事業者への影響について、現状と市の見解、対応を伺います。

⑤として、相談支援員による福祉サービス等の利用計画書の作成が全国的に進んでいないと聞きます。現状と市の見解、対応を伺います。

⑥として、都の医療費助成制度（マル障）の対象外となる高齢者等の負担が受診抑制につながらないように求めます。市の見解と対応を伺います。

以上でございます。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお伺いいたします。

〔1番 森田真一君 降壇〕

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、ごみ集積所の管理の対応と課題についてであります。市では平成26年8月に可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックの戸別収集を開始しましたことから、缶・瓶及びペットボトルの集積所などへの不法投棄を防ぐこと、また排出者の特定できない廃棄物の除去など、委託による巡回を実施しているところであります。集積所の管理につきましては、地域住民の積極的な協力が不可欠となりますが、排出者の特定ができない廃棄物などに関しましては、地域住民の協力が得にくいことが課題となっております。

次に、本庁舎中庭の視覚障害者誘導ブロックの改修についてであります。庁舎耐震補強工事に合わせて中庭改修工事を実施いたします。工事内容は、中庭タイルを透水性インターロッキングブロックに改修するとともに、誘導ブロックも更新いたします。誘導ブロックについては、現在の動線を基本に利用しやすいものに更新してまいりたいと考えております。

次に、アルコール健康障害の対策についてであります。市では平成27年3月に東大和市健康増進計画を策定し、飲酒への対応につきまして、適正飲酒についての目標を設定するとともに、情報提供と普及啓発に努めてまいりました。課題としましては、情報提供と普及啓発を進め、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合及び妊婦の飲酒を減らしていくことが必要であると考えております。

次に、65歳以上の介護保険優先適用についての現状と対応についてであります。障害者総合支援法の規定により、障害福祉サービスに相当する介護保険の介護保険サービスを受けることが可能な場合は、介護保険サービスを優先して利用することとされております。市では法の規定に基づき対応を行っております。

次に、自立支援医療の低所得者の無料化についてであります。自立支援医療の利用者負担は障害者総合支援法の規定により、定率1割負担とされております。定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1カ月当たりの負担限度額を設け、さらに費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない方につきましては、軽減措置が実施されております。このようなことから、市で独自の負担軽減を行うことは考えてはおりません。

次に、難病医療費助成に対する市独自の支援についてであります。平成27年1月に難病医療法が施行され、難病医療費助成の対象疾病が、これまでの56疾病から平成27年1月には110疾病に、平成27年4月からは306疾病に拡大されました。なお、国は疾病拡大に当たり、新たな難病の定義を設け、対象疾病を定めております。このようなことから難病の定義から外れる疾病等について、市独自の支援を行うことは考えてはおりません。

次に、障害福祉サービス等報酬改定による市内事業者への影響についてであります。障害福祉サービス等報酬は3年に一度見直すこととされており、平成27年4月から報酬改定が行われております。平成27年度の改定率はプラス・マイナス・ゼロで、ゼロ%であり、福祉・介護職員処遇改善加算の拡大等が行われたため、市内事業所に大きな影響は出ていないものと考えております。

次に、障害福祉サービス等利用計画の作成の現状についてであります。市では障害福祉サービス利用者について、平成26年度末までに介護保険のケアプランに相当するサービス等利用計画を作成するよう努めてまいりました。平成27年3月末時点では、利用者のうち約97%の方のサービス等利用計画の作成を行うことができております。

次に、東京都の医療費助成制度についてであります。東京都の心身障害者医療費助成制度は、障害の等級や所得に応じて医療費を1割負担、または負担なしとするものであります。この制度は、65歳以上の方で、新

たに障害者手帳を取得した方は助成の対象外となっており、障害福祉施策として実施されているものであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○1番（森田真一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ごみ集積所の管理なんですけども、これは他の議員からも御質問ありまして、それに答弁もされておりますので、なるべく簡潔にしたいというふうに思うんですけども、まずこのごみ集積所の管理に当たって、市民の皆さんには直近で、10月からの新しいごみ排出カレンダー、配布もされたばかりでありますけれども、これでまずコントロールしていこうということなので、これの制作、配布に当たってどれくらいお金かかってくるかということをお教えいただきたいんですけども。

○環境部副参事（長瀬正人君） 今年度のごみ排出カレンダーの制作にかかる費用でございます。こちらは約125万円ということでございます。また配布にかかる費用でございます。こちらは約40万円を見込んでおりまして、現在10月から来年の9月までのカレンダーを配布しているといったところでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） せっかく配っていただいたもんなんでね、ぜひ大事にお互いに活用したいというふうに思うんです。

ちょっと具体的な例になりますけども、私、住んでおります清水では、武蔵大和駅前の駐輪場のそばですとか、また第一分団近くの神社、火の見やぐらのあるところですね、そこなどの資源ごみの集積所でごみが不法投棄をされたり、管理が悪く、ごみが散乱しているというようなことがしばしばありましたため、近隣住民からも苦情が寄せられておりました。その後、そういったこともお伝えしながら対応していただいていたと思うんですが、様子を見てみますといつときより随分改善が進んだように見受けられます。市のパトロールの効果があらわれてきているというふうに考えてよいかどうか、まず伺いたいと思います。

○環境部副参事（長瀬正人君） 不法投棄等がされるといった利用状況のよくない集積所、また資源ステーションへの対応につきましては、委託によるパトロールを実施いたしますとともに、職員のほうでも利用されてる方々、また管理会社等と調整するなど、適正に管理していただくよう努めているところでございます。パトロールの効果といたしましては、不法投棄等の防止のほか市内の集積所等の状況把握、また利用状況のよくない場所に対する対応ですね、こちらのほうが速やかになるといったことと認識しておりますので、今回の事例につきましては職員との連携を含めて、その効果があらわれたものと考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 場所、変わりますと奈良橋の集積所付近の住民の方からも、先日こんなお声が寄せられたんですが、不法投棄は市のパトロールで対応してもらえないんでやむを得ないんですけども、よくよく観察してみると、利用している住民の中でもきちんと分別をしながら、排出日が複雑で覚え切れてなくて間違えて出しているというような出され方してるもの、結構見られるというんです。特に瓶・缶とペットボトルの日など混同しやすい排出日になるんですかね。というようなときに、そういう違った出し方してるように見られると。全ての集積所で一律に行う必要もないと思うけれども、以前のように第1何曜日はスプレー缶の日とか、第3何曜日は不燃の日とか書いた張り紙も今ほとんどここではないんで、そういったものも住民からのリクエストで、あれば用意をしていただけるような工夫をしていただけないだろうかというような御意見

もありました。こういった細々したリクエストに、お応えいただけるような条件があるかどうかということ伺いたしたいと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 集積所の管理につきまして、また排出物のわかりにくさというふうなお話でございます。市といたしましては、先ほど担当副参事のほうからお話がありましており、カレンダーを配布するというので、それを御確認いただき、また昨年度、ごみ分別ガイドも配布をしてございますので、わかりやすいようにはつくってるつもりではございますけれども、お年寄り等についてはなかなか見にくいという点も御指摘はいただいているところでございます。

また毎月何曜日がというふうなところでございますが、カレンダーといいますが、人それぞれの捉え方でございますが、月曜日から始まるというふうな1週間の捉え方もございますし、また日曜日からというふうなところで、その第1週、第2週という捉え方が、大変人それぞれでございまして、我々としてもここが一番苦慮しているところでございます。そういったことから今回、カレンダーにつきましては、ごらんになっているかとは思いますが、一番最後のページのところが、1年間のカレンダーを切り取り式で1枚、付記をさせていただいております。その前ページは今までどおり、毎月々、カレンダー的にも使えるような形でも工夫をさせていただいたというふうな、我々としても努力をさせていただいております。一部のところにおきましては、集積におきまして、ちょっとした看板等の設置はしてございます。それぞれ個別の対応につきましては、状況を見ながら、また市民の方々と御相談をさせていただきながら、対応させていただきたいというふうな考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） いろいろ工夫をされながら、改良されてるということもわかりました。本当に各集積所で事情、違って、個別的な対応ということになると思いますので、ぜひそういったニーズにお力をかけていただきたいということをお願いしまして、引き続き大変だと思うんですけど、努力していただければというふうに思います。

では、1についてはこれぐらいで結構です。

次は、本庁舎の点字ブロックについて伺います。

これは先に話の発端だけちょっと説明になりますが、させていただきたいというふうに思うんですけども、実はしばらく前に市役所の食堂で、私、窓際で御飯食べていましたら、ガラス越しに中庭で高齢の男性が何かくるくるくる回ってる姿が見られたんですね。どうしたんだろうなと思って、ちょっと様子おかしいなと思ってたら、声かけましたら、実はその方、視覚障害者の方で、たまたま障害福祉課に用事で訪れられ、多分バス停のところから庁舎のところに、食堂の脇通って庁舎のところに入っていこうと、こういうふうにした方だったんですけども、実は全く私も、当然わかんないんですけども、点字ブロックのでぼこがかすれて、全然方向がわからなくなっていたんです。それで行き先を見失ってぐるぐるぐるぐる回ってしまったという、そういう姿だったわけです。視覚障害者の方は、この点字ブロックがあって初めてそこを中心に白杖で進路を探索するということをされますから、私たち健常者というか晴眼者というか——だと全て全部見えて把握するようにふだん思っているんですけども、本当のところというのはなかなか障害の当事者じゃないとわかんないもんなんだなというふうに思いました。

そういったことがあったちようどその直後に、庁舎の耐震化工事とあわせて、中庭のタイルの張りかえ工事も行おうということがわかり、これで安心して通行していただけるようになるなと思って大変安堵をいたしました。

た。改めてそういう目で見直してみますと、これまでの中庭の点字ブロックの動線に、ちょっと不可思議など言ったらいいんですかね、余りよくないなというふうな点があることに気づきました。御承知のように、中庭でイベントなどを開催してるときに、中庭の図書館側と公民館側とそれぞれ背にしてテントを向かい合わせで建てて会場にしているという姿、よく見受けられるかと思うんですけども、公民館側のほうにテントを建てますと、ちょうどこの障害者の方が通る点字ブロックのところに重なってしまうんですね。ですから、こういった敷設の仕方したときに、視覚障害者の方はイベントの来場時、点字ブロック頼りに歩けないという状態になっているわけです。さすがに福祉祭なんかでは、そういうことはなくて、図書館側だけにテントを寄せて、そうならないようにされているようですけども、中庭の実際の利用状況が現にそうなっているということも考えますと、せっかくの機会なので中庭を利用しやすいように、点字ブロックの動線を一度見直してみたいのかなのかということが、今回質問をしたいところなのです。

さきに全員協議会で示された資料では、従来どおりの位置そのままに敷設をされる図面になっていますが、工事までにはまだもう少し時間があるかと思えますので、例えば公民館から庁舎に向かう点字ブロックの動線を、図書館と公民館のちょうど間ぐらいまでずらしたりすることはできるかどうか、それをしたことによって何か不都合が生じるかどうかということ、今の時点でどういうふうにお考えになっていますでしょうか。

○総務管財課長（中野哲也君） 現在、市役所の中庭の誘導ブロックなんですけれども、中央公民館沿いに敷設しております。誘導ブロックの更新については、現在の動線を基本に利用しやすいものという形で更新をしていきたいというふうに思っています。というのも、現在、障害者の団体から、今までの動線の改善要望といったものが市のほうにないということ、したがって現在動線が定着されてるのではないかとこのことを認識してるところでございます。ただ庁舎耐震工事にあわせて、改修の機会ということで見直しをしますので、そういった部分については障害者団体のほうには確認していきたいというふうに考えています。

なお、施設の利用の関係で、庁舎管理をしてる課といたしましても、イベントでの中庭利用ということは承知をしてるところでございますが、今回、障害者団体と確認をし合うという中でも、そういったイベントの開設という非日常的な使用ではなくて、障害者の日常使用を基本に動線を考えていきたいというふうに考えております。イベントの会場として使用する場合は、主催者側がそういった動線を考えていただいた中での会場の当日のレイアウトを考えていただければというふうに思っています。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 本来は今、歩道なんかでもそうですけども、点字ブロックの上に自転車を置かないでくださいとかね、本来そちらが気をつけるべき筋合いの話だったりとかするかとは思いますが、実際、中庭の利用そういうふうな実際もありますし、そのほうがむしろ利便がいいということもあると思います。私も一応、ハートビル法ですとかいろいろ設計基準にかかわるようなものは、資料をなるべく見てみたんですけども、そういうイレギュラーな使い方をしたときのことまで考えて、どういうふうにしなさいみたいなことまでさすがにありませんのでね、これはもう現場の判断ということになるかと思えますので、ぜひそういったことを当事者の皆さんとお話し合いをしていただけるとありがたいというふうに思います。点字ブロックちゃんとして、基準どおりしてるからいいんでしょうというふうに、つい私たちなんか思っちゃうんですけども、やっぱり障害を持っていらっしゃる方、当事者が自分たちのための施策は自分たち抜きで決めないでというのが、これはあらゆる場面でそういうふうに皆さんおっしゃるわけですので、まずぜひそういった観点でいろいろ御意見を聞いていただければ、私は大変ありがたいというふうに思います。

この問題については以上です。ありがとうございます。

では、次にアルコール健康障害対策についてなんですが、これまでアルコールに関連する相談なども、市ではそれなりにあったのではないかとこのように思うんですが、どのような場面で、どういう機関と連携して対応してるようなことがあったのかということをお教えいただければというふうに思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害福祉課におきまして、精神保健福祉一般相談を保健師等が行っております。そういう中で、アルコール依存の例えば未受診のケース等への相談が寄せられるというようなケース、あるいは自立支援医療の受け付け業務に付随しての相談等がございます。

○健康課長（志村明子君） 健康課における相談でございますけれども、健康課におきましては一次予防として、アルコールの摂取についての量や飲み方など、健康障害の発生を予防するための啓発活動や相談への助言の対応を行っているところでございます。アルコールの依存にかかわる問題等への相談に関しましては、依存症対策を行っている多摩立川保健所の酒害相談を御紹介しております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私もお世話になった関係なんかでいうと、生活福祉課でいろいろ個別に市民からの御相談あったときに、そういった相談内容の一つの中に、アルコールの問題なんかが含まれていて、近隣の施設なんかでもいろいろ支援をいただいたというようなことも、いまだに多分そうだと思うんですけども、そういった例も随分あるようでございますね。アルコール問題は、専ら保健所などが扱うものというのが一般的で、市町村はそれに通じてノウハウを持ってるってところは、多分そんなにはないというふうに思うんです。東村山ですとか東久留米市なんかでは、地域にこれらの支援団体の作業所や居住施設がありまして、そのため近隣の住民などとも交流をして、講演や相談などの啓発活動を長く行ってきた経過があります。

私も東久留米で生活相談活動してたときに、地域で活動する支援団体の皆さんに相談をして、数名の方のアルコール依存症治療に結びつけることができました。罹患率、先ほど紹介しました総人口の1%、うち男性人口になると1.9%と、こういう傾向からもわかるとおり、夫が依存症になって、妻がどこに相談していいかわからず、何年も1人で悩みを抱えているというようなケースが結構ありまして、それでこういった講演会に参加して、自分の夫も実はそうだったんだと初めてそこで気がついたというケースばかりでありました。身近に何にもそういう人がいるということに、お互いに気づかずにいたことに私自身も大変驚きました。アルコール健康障害の中でも、特にアルコール依存症という病気は肝硬変や肝がんなどにまで至らない限りは、本人も病気を否認するということがありますので、病院に行く前にこうした地域の支援なしには治療に結びつきにくい。そのため、支援団体などと行政との協力関係というのは、これからも大変大事になってくるのではないかなというふうに考えております。

今後、都の方針も具体的に定まってきてからということになるかと思うんですが、こういった近隣の支援団体などの資源も活用して、懇談なども重ねながら必要となる施策の検討に生かしてもらいたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在、国のほうでアルコール健康障害対策基本法に基づきまして、基本計画の案をこれからつくるということで、来年の早く、早々をめどに作成する予定というふうに言われております。またこの法律の中で、都道府県が国がつくる基本計画をもとに、都道府県の推進計画をつくるというようなことが努力義務ということで課せられておりますので、現在、東京都の動向等もまだどうするかというのが、私ども把握はしておりませんので、今後、国の基本計画や東京都の動向等を含めまして、注視してまいりたいという

ふうと考えております。また支援団体の方からさまざま御要望とか要請等ございましたら、懇談の場というものは設けてまいりたいというふうと考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

では、この項については、そういう要望を申し上げて終わらせていただきたいと申します。

今、視覚障害の方のことですか、またアルコール関連の障害の方のお話をさせていただきましたけども、次の項目では障害者施策全般ということになるかと思うんですが、お伺いをしたいというふうに思います。

障害者総合支援法が施行されて、ことし3年目ということになりますが、まずこれまでの経緯、ちょっとこちらのほうからかいつまんで説明をさせていただきたいというふうに思うんですけども、2000年に介護保険制度が施行された影響で、障害者本人からも2000年には応能負担が徴収されるようになって、さらに2003年からは支援費制度が導入されて応益負担も徴収されるようになりました。また2006年からは、障害者自立支援法で原則1割負担と障害程度区分の認定に基づく支給量の決定などが導入をされました。介護保険との統合を将来的に見込んだ制度設計につくりかえているというのが、今その過程だというふうに見てよろしいのかなと思います。

そして、この障害者自立支援法のもとで、重い負担に利用制限をされることに対して、憲法違反であると国を相手取って障害者の皆さんが障害者自立支援法違憲訴訟というものを起こし、結果、同法の廃止、それから応益負担の廃止、65歳以上の障害者に障害福祉サービスより介護保険を優先して適用するという年齢差別の解消、それからサービス支給量を一方的に決めつける障害程度区分の廃止などの要求を盛り込んだ基本合意を国と障害者の皆さんとの間で結び、これ和解しました。そして、また2011年には、これまでの経過を踏まえて、障害者制度改革推進会議、総合福祉部会の骨格提言により目指すべき方向が示されました。この提言が出された後には、この東大和でもハミングホールですか、学習会、先生、呼んで自立支援協議会主催だったか、市主催だったか、ちょっと失念してしまいましたけども、行われましたけれども、こういったことも示されたんですが、しかし2013年からの障害者総合支援法では、低所得者の応益負担の一部こそ解消されましたものの、65歳以上の障害者の介護保険の優先の原則、障害程度区分の廃止などの要求はほごにされたまま現在に至っています。障害者の生存権、幸福追求権を保障するためには、ほごにされている合意を国が完全実施することを求めるとともに、切れ目なくそれを実施するために自治体の支援も同時に求められます。そのために、この質問を行うものです。

まず伺いますが、まず初めに障害者福祉サービスの利用について伺います。65歳以上の障害者のサービス利用の介護保険優先原則の適用について、厚労省は2007年に適用関係等の通知という通知文書を発して、一定の条件を満たせば障害福祉と介護保険サービスとのそれぞれのサービス、自分の便利なように併用してよろしいという趣旨の文書を発しておりますけれども、当市ではこれについて扱いの基準はどうかということをお伺いしたいと思います。これは自治体によって随分差があるということもわかっておりますので、少し具体的に教えていただければというふうに思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 市では障害福祉サービスの支給量等の決定について、障害福祉サービス支給決定基準を定めて運用しております。障害福祉サービスの併給を認める場合として、2つございますが、1つが介護保険に相当するサービスのない障害福祉サービス固有のサービス、例えば視覚障害の方の同行援護等ですけども、それについては65歳を超えても障害福祉サービスを利用することができるということとしておりま

す。それから、2点目に上乗せの部分ですけれども、最重度の障害があり、重度訪問介護の支給決定者であつて、介護保険サービスを支給限度額まで利用して、なお不足する場合、そうした場合に、この重度訪問介護という家事や身体介護等を包括的に行うサービスを上乗せして支給するということになっております。

以上です。

○1番（森田真一君） この市内で、障害福祉サービスと、それから介護保険のサービスを併用して利用されている方の割合とかいうのは、システム上では把握をできるようになっているのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害福祉サービスと介護保険サービスの併給者ですけれども、システム上で正確に把握するという事はできておりません。

以上です。

○1番（森田真一君） 多分そうではないかなというふうに思いました。恐らく理屈からいうと、今施行されましたマイナンバー法で、システム上は初めてつながっていくとだんだんわかってくるというようなものなのかなというふうに思いますので、とりあえず市内の状況は今つかめてないということはわかりました。

ことしの5月に、きょうされんという障害者の皆さんが通われている小規模作業所の全国連絡会がありますけれども、この5月に全国調査をやりまして、2万人以上の方から回答いただいたものなんで、かなり全国的な傾向、これで把握できるんじゃないかと思うんですが、まず一定の条件を満たさないという、どういう基準でというふうに伺いましたけれども、実はローカルルールで運用されてるところが結構ありまして、例えば要介護4かつ障害区分5、6でなければその対象としないとか、知的障害や脳性麻痺など生まれながらにして障害の場合は対象とするけれども、交通事故や特定疾病など中途障害の方は介護保険優先を徹底するといった、こういった、ちょっと私から見るとかなり乱暴な取り扱いをしてるようなところも見受けられますので、市内ではどうなってるのかということをお伺いした次第です。そういう意味でいうと、今の基準はそういうような狭いとり方じゃなくてきちんとやっているとというふうに見ていいのか、確認をさせてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 市の障害福祉サービスの支給決定基準につきましては、国の基準にほぼ沿った形で決めておりますので、うちの市だけ特に厳しいということではないというふうに認識しております。

以上です。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時44分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） では、続けさせていただきます。

今一定の条件を満たせば、障害福祉と介護保険の併用を認めると。そして、それはローカルルールで狭めるようなことは、このまちではやっていないということがわかりました。そして、こういったことを、時期、方法など、利用者の皆さんにどうやって周知をされていらっしゃるのかということをお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 利用者の方から、サービスの利用の申し出があった場合に、介護保険サービスを利用できる方に対しては、まず介護保険サービスを御案内し、さらに介護保険と併給できるサービス、あるいはできないサービスについての御案内をしております。サービス利用計画が導入されてからは、相談支援事業所にも情報提供して周知をしております。

以上です。

○1番（森田真一君） 例えば、なかなか言われてもよくわからないとか、その障害の特性で通じないみたいなことも中にはあるかというふうに思うんですけど、例えば視覚障害の方なんかだと、文書は当然、紙では読めないし、点字で読めるかどうかともわからないですし、そういったところではどういう工夫をされていらっしゃるのか、個別的なことになるかと思いますが、ちょっとそういったところも教えていただけると。

○障害福祉課長（小川則之君） 個別に視覚障害の方へ、例えば点字の情報を用意してるというようなことではございません。ケースワーカーのほうで対象となる方について、例えば今現在、サービスを利用されてる方については、65歳に到達する数カ月前に御案内をして、介護保険の認定の申請が必要であるというようなことを丁寧にお伝えするような形で、お伝えしております。

以上です。

○1番（森田真一君） わかりました。

そして併給で利用されてる方や、併給利用しようとして障害福祉サービスが認められなかったような方というのは、これまであったのかどうかということをお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害福祉サービスと介護保険サービスを併給している方についてですけども、こちらで把握できる範囲で申し上げますと、先ほどの介護保険にないサービスとして、例えば視覚障害の方が同行援護というサービスを併給している場合が12人、それから2番目の重度訪問介護の上乗せというような形で利用されてる方が4人いるということは把握しております。ただ、併給しようとして認められなかったという方についての人数把握はしておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、支給決定基準に照らし合わせて併給可能となる方については、障害福祉サービスの支給をしております。そうでない方については、介護保険のサービスにおつなぎしておりますので、全くサービスが利用できていないという方はいらっしゃらないというふうに認識しております。

以上です。

○1番（森田真一君） この併給制度をめぐっては、介護保険優先を強調する余り、結果的にサービスを受けられなくなってる方というのが全国的にもふえていると、ふえているというか多くいらっしゃるということが一つ問題になってまして、当事者なんかでもそのことを大変注視をしております。このまちでは、そういった点では極力努力をされてるというふうに思うんですが、御参考までに申し上げておきますと、先ほどちょっと紹介しましたきょうされんの全国調査というのを直近で行ったんですが、そこの中で訪問支援ですね、訪問支援、家事援助等の訪問支援なんかですと、障害福祉の打ち切りになった方が大体2割ぐらいいらして、その後、介護保険に移行したという方は16%ぐらい、問題なのは全額で自己負担してサービスを受け続けるか、ないしはサービス自体、全く打ち切るという方が5%、20人に1人ぐらいいるというこういう状況があって、それで今、打ち切りになってるような方というのは、見えないところであるのではないかなということが気になりました。質問いたしました。このところでは、そういったことがないように努力をされているということで理解したいというふうに思います。

そして、次、伺いますが、この介護保険優先の原則というの、考え方として、これ法律上の義務という考え方なんでしょうか。ちょっとその点について伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 介護保険優先の原則についての法律上の位置づけでございますが、障害者総合支援法第7条に、他の法令等による給付等の調整の規定がございます。それによりまして、自立支援給付に相

当する介護保険給付が行われたときは、自立支援給付を行わないというふうな規定となっております。

以上です。

○1番（森田真一君） これ昨年、国会でも取り上げられまして、私どものところで恐縮なんですけども、10月30日に参議院の厚生労働委員会で、日本共産党の小池 晃議員が質問いたしまして、これに答えて政府の参考人は法体系としてどちらが優先するということはないと、はっきり答弁をされておられました。国は65歳以上の障害福祉利用者の国庫負担分を介護保険相当でしか算定をしてないために、市町村の超過負担になって自治体にはそういう負担が強いられていると、そういう問題も指摘をしております。この状況は、我が市でも当然同じように起こることだと思うんですけども、市長会等でこういったことを問題にされたり、要望されたりというようなことは、この間、行われているんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害福祉サービスの国庫負担の超過についてでございますが、この介護保険との併給の問題には限りませんが、ヘルパー等の訪問系サービスにつきまして、障害支援区分ごとに国庫負担基準額が定められております。市町村がそれを超えた額を支給した場合には、原則市町村の負担となるというような仕組みとなっております。これに対して、国が経過的な措置として、補助金で予算の範囲内で補助をするというような仕組みが現在ありますが、その補助について基準を厳しくする、あるいは予算を削減するというようなことが、国の方針として打ち出されておまして、それに対して市長会の要望で、国に改善を求めるよう要望したり、東京都自身も国に緊急要望というような形で出しております。

以上です。

○1番（森田真一君） そのこのところでは、ぜひ市長に頑張ってくださいということをお願いしたいと思います。

それでは、この介護保険による一部負担が発生することで、経済的な負担からサービスの利用を控えたり、生活に支障を感じているという方がいるのかどうか、当市においてどうなのかってことをお伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害福祉課におきましては、障害福祉サービス利用者が65歳に到達する際には、介護保険の要介護認定を受ける準備、具体的には要介護認定の申請をしていただくよう、数カ月前に御案内をしております。そのようなことで、円滑に介護保険サービスに移行できるような支援をしております。その結果、サービスが利用できないとなった、あるいは時間が不足するというような声は、障害福祉課のほうには届いておりません。こういうことから、介護保険サービスへの円滑な移行がなされているというふうに認識しております。

以上です。

○1番（森田真一君） 障害を持たれてる方というのは、一般的に所得がとても低いところに集中してるというのが一つの特徴になってるということで、先ほどのきょうされんの全国調査でも、年収200万円以下の方が全体の99%、2010年の国民生活基礎調査の貧困ラインが、ちょうど112万円というふうに出されていまして、それを下回る年収100万円以下の方でも56%はいたというふうになっています。障害年金不支給で生活保護も受けてないという方も8.2%もおられたということで、非常に少ない収入の中からこの負担をしなければならぬということになっています。市の障害福祉計画の策定のためのアンケート調査でも、サービス利用に関する困り事の項目で、利用者負担が大きい、利用できる日数、回数が少ないというふうにお答えになってる方、これ複数回答ですけども、5%ぐらいいらっしゃる。2010年からは低所得1、2の人は利用者負担無料にな

りましたけれども、本人が障害基礎年金だけしか受給してないような方でも、世帯が非課税じゃないと自己負担が生じてくるというようなことだそうですので、そういったところではこのアンケートの設問のため、介護保険でというふうに断定はし切れないんですけども、経済的にやはりサービス利用で困っているという方はいるのではないかなというふうに見受けられます。これで、そういうふう認識してますので、特にこの1割負担ですね、困らないように配慮をしていただきたいということを、重ねてお願いしたいと思います。

次に、サービス事業所の運営支援のところでお伺いたいと思うんですが、就労支援のB型施設、小規模作業所を例にお伺いしたいと思います。市の障害福祉計画でも、特別支援学校の卒業生を中心に今後も利用はふえる見込みというふうにされているんですが、一方でそれを担う施設の運営や職員の確保、処遇は大変困難をされているというふうにお伺いしています。市では現状、これどのように認識されてるかお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者施設の職員の確保、処遇の問題でございますが、市では障害福祉サービスの事業所連絡会をサービスごとに設けて実施しております。そのような中で、介護職員の確保は困難であるというような声は、各事業所から出ておまして、各事業所に共通する大きな課題であるというふうなことは認識しております。

以上です。

○1番（森田真一君） 先ほど市長の御答弁でも、障害のほうは給付がプラス・マイナス・ゼロになったというふうにお話あったんですけども、このきょうされんの調査で、今年度の障害福祉サービス報酬改定について緊急調査というのを行ったそうなんです。これによりますと、当初、ことしの頭の報道では、介護はマイナス2.27%の削減に対して、障害はプラス・マイナス・ゼロ%で、直接職員に支給をする処遇改善加算は月額1万2,000円が加算されるというふうに報じられていました。しかし、事業所が実際に試算をしたところ、大幅減収になるとの意見が相次ぎました。ある生活介護事業所では、対前年比で基本報酬はマイナス2.86%、新設変更された加算分はマイナス11.42%となり、合わせてマイナス3.71%と、介護以上の引き下げとなっていたということがわかりました。処遇加算では、支援職員分は直接加算をされ、事業所から見ると素通りになるので、ここは本来影響はないんですけども、きのうの尾崎議員の介護の関係での質問と重なるんですが、支援職員には加算をされるけども、事務職員には加算をされないの、その分、平等に扱うために事業所からの持ち出しとなっていると。改善どころか、これまで以上に非常勤化と労働強化が進んで、若手職員を確保できず事業の存続すら危ぶまれる、こういうふうに報告をしています。実質的には基本報酬部分、固定部分と言ったらいいんですかね——は減って、加算部分、可変部分が34種類も新設増設されているということなんですが、加算偏重の弊害で余計事業所の経営が苦しくなっている。1人当たりの仕事も、結果としてふえていると、こういうふうに言っています。こういった声に対しては、どのように理解をされますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 平成27年4月の報酬改定についてでございますが、議員のおっしゃられたとおり、今回の改定率はプラス・マイナス・ゼロ%。それから2点目に、各サービスの収支状況や事業所規模に応じて報酬のめり張りをつける。3点目に、福祉介護職員の処遇改善の加算の拡充ということで、おおむね月額1万2,000円相当の引き上げがなされたということでございます。今回の改定に伴いまして、基本報酬部分では何単位か引き下げられたり、そのサービスごとに引き上げられるというような結果となっております。この結果、市内の日中活動系サービスの報酬を例としてみますと、平成27年3月と4月の比較では、市の支出という部分ではございますが、横ばい、もしくは微増という形になっております。そういう意味では、報酬改定による影響というのは、多くはないのかなというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） このところ、もうちょっと掘り下げたいというふうに思うんですけども、ちょっともう1回、違う角度から質問します。

同じく計画では見込み量確保の方策として、来春開設の総合福祉センターで定員をふやすことと、それから事業所連絡会を通してサービスの質向上を目指すとされています。特にこの事業所連絡会を通じてサービスの向上を目指すというところでは、具体的にはどういった対応をされるのか、今の時点では何かありますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害福祉計画における事業所連絡会を通して、サービスの質の向上という部分でございますが、この事業所連絡会は各事業所に共通する悩みや課題を共有して、利用者によりよいサービスを提供するというを目的として、居住系サービスあるいは居宅系サービスというような種別ごとに運営しております。その中では、利用者へのサービス提供マニュアルづくり、あるいはサービス提供のための技術的な研修を通して、サービスの質の向上を図っております。職員の確保の問題につきましても、大きな課題ということで上がっておりまして、その中では事業者間で求人方法の情報交換、あるいは事業者が共同した求人方法の創設等の検討を行っております。

以上です。

○1番（森田真一君） では、そういう中での作業所は、どういう苦勞をされてるかということをちょっと言いたいと思うんですけども、この補助額を大きく左右するのが、日々の利用者数の確保の問題なんです。このきょうされんの調査でも、1事業所平均、大体15人ぐらいの方が通われてるというのが一般的で、それを見越して過大に登録をすると施設に収容できなくなるおそれがあり、実人数15人を下回れば赤字になるということで、15人以上を安定的に確保するというのが非常に難しい、綱渡りのような仕事をしなきゃいけないということで、この延べ人数をもとにした日割り計算で補助をするという仕組みによって、事務量もふえ、それに職員が手をとられて、またマンパワーを割かれると、こういう状況を伺っております。こういったやり方に改善を求められるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 報酬額の報酬の日額制につきましては、障害者自立支援法、今の総合支援法ですが、平成18年に施行されたときに、この考え方が取り入れられました。この報酬算定につきましては、1つは定員にこだわりなくサービス利用を希望する方を柔軟に受け入れて、日中、行き場のない方、そういう方をなくすということが1つ大きな目的でございます。2点目に、利用者の方のニーズ、例えば就労しながら就労継続支援B型を使いたい、そういうような御希望もあります。従前はこのようなニーズに対して応えられなかった点がございしますが、そういうニーズに合わせた受け入れ体制を確保する。それから、3点目に一人一人の個別支援計画をつくって、一人一人の利用者への支援をきめ細かく行うというような観点で導入されたというふうに認識しております。その点から、サービス利用者がふえ、ニーズが多様化していく中で、こういうような日額制というような考え方は重要であるというふうに認識しております。

以上です。

○1番（森田真一君） 今のお話ですと、前提としては、その障害者の方が、自分が必要なサービスをさまざま日ごとのメニューで選んでいくと。あるときはこの作業所に通ったり、あるときはデイサービスでお風呂に入ったり、あるときは病院に通う日だったり、こういう計画を合理的に立てて作業所を利用すると。こういう話になるわけなんですけど、実は私もそういうものなんだろうと思ってたんです。そしたら、よくよく経営者の

方なんかにお話を聞いてみますと、今実際そうじゃないんですと、こういうふうにおっしゃっていました。どうということかという、利用される方は大体基本的には、決まった曜日、休むというのがありますけれども、大体毎日そもそも来たいという方、結構多いんだけど、15人を割り込む主な要因というのが、ほかに決まった用事があるんじゃないかと、けがとか病気とか突発的な理由で1人、2人、その日、通えなくなると、こういう理由なんだそうです。ですから、作業所のほうではコントロールできないんですね。ですので、そこで困ってるという、補助制度に問題があるというお話をされていました。

じゃ具体的にどうしたらいいのかということであると、日割りじゃなくて、せめて月割りぐらいしてもらわないと安定した計算ができないと。こういうお話でありましたので、ただやみくもに過剰に登録人数ふやして、部屋の中ぎゅうぎゅうになって通わせるってわけに、これはいきませんので、そういった制度上の配慮が今求められているということが、現場では要求されてるということをお伝えしたいというふうに思います。これは都の制度ということになりますから、市で単純にどうこうできるということではないのかもしれないけど、実際そういう現実があって、そういう要望してるんだということを、ぜひ理解していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者総合支援法の規定におきましては、施設の定員という考え方ではなくて、1日当たりの利用者という考え方をとりまして、例えば定員を1日当たり1.5倍未満までは受け入れられる、あるいは月平均にして1.25倍未満までは受け入れられるというような規定がございます。個々の作業所の状況で、あらかじめ登録者数をそれだけ多く受け入れるというのは困難な部分もございますが、そのような形の運用もできるというところを、ぜひ施設の運営に生かしていただきたいというふうに考えております。また東京都においては、特に運営のための事業安定化ということで、日中活動系サービス推進事業という形で上乗せの補助という形で、年間約400万円の補助というものをつけて、事業の安定化を図っているというような次第でございます。

以上です。

○1番（森田真一君） この固定で給付される部分を、もっと膨らましていただくと、本当に経営上、楽になるのかなというふうに思います。裁量で御自由に来られる方、ふやすことは制度上可能ですよというお話ありましたが、実際この市内にあるような作業所なんかでは、身体障害の方の作業所が多いですから、車椅子利用ですとか、比較的スペースを必要とするようなところが多いわけです。本当にトイレに行って、体をかわすのも困難されるなんていうようなお話もありましたので、なかなかそのところで工夫をするというのは実際難しい。ですので、今400万円のお話ありましたが、そういった固定の部分での充実をしてほしいということをお願いしたいというふうに思います。

続きます。

こういった中で、担い手である職員の確保、やる気のある若い職員さんも、将来の生計の展望を持たずに、やむを得ずやめていくという実態もあります。こういった点、つかまれているかどうか、こういった支援が可能であるか、ちょっと今のところと重なってしまうかもしれませんが、お願いいたします。

○障害福祉課長（小川則之君） 職員の確保についてどのような支援が可能かという部分でございますが、先ほどの事業所連絡会の中でも、人材の確保が難しいというお話があります。今後もその事業所連絡会等を通して、事業所の皆さんと人材確保の方策については検討してまいりたいというふうに考えております。それにあわせて、平成28年度の東京都予算編成についての市長会要望の中で、東京都に人材確保対策を実施す

るよう求めております。こちら高齢の部門では既に取り組まれているというふうに聞いておりますので、障害の部門でもそのような取り組みを東京都にさせていただきたいというようなことを要望をしておるところです。それから、社会福祉協議会とハローワークの共催ということで、9月25日に福祉の仕事相談面接会というようなことも、社協のほうで取り組みを始めておりますので、それらを活用するというようなこともしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 職員さんの立場から見てということですが、きょうされんの集まりなどでは、さっきの事務職員の方に加算がないという話ですけども、なぜ実際は同じ仕事、一緒になってやってるんですが、同じ仕事してるのに事務職には加算がないのかと、そういった差をつけられることでやる気をそがれるというようなお話も出たり、それから天職だと言ってすっかりなじんできた若い男性職員が、本人はやる気があっても将来見通しが立たず、家族への気兼ねもあって突然退職をすると、こういった例があちこちで聞かれるといえます。よく「石の上にも3年」なんて言い方しますが、どんなに意義ある仕事でも、3年やってみて食えるかどうかということを判断せざるを得ないときが来たら、これは経済的に立ち行かなかったらやるにやれないんですね。

また利用者、通われてる利用者の立場から見ますと、こういったことの中でどういうことが起こってるかという、例えば介助の際に人手がなくて、やむを得ず車椅子の男性がトイレ介助の際に女性職員に手伝ってもらおうということがあると。本人も恥ずかしいけども、職員さんにも申しわけない。よくトイレ問題は人権問題なんてことは言われますけれども、しかるべき配慮ができないというのは、施設の側に責めを求めるものではなくて、必要な人員配置が保障できない制度のあり方の問題だというふうに捉えるべきだと思います。こういった利用者が、言葉には、日々なかなか施設でお世話になってるってこともあるから、なかなかストレートには言わないとは思いますが、なかなか行政のところには直接そういう声が届かないということもあるのかもしれないですけど、こういった実態がこの市内でも現にあるということについて、どのようにお感じになるかということ伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 平成27年4月の報酬改定におきまして、先ほど議員の御指摘あったような福祉職員の処遇改善加算、それにあわせて専門職員の配置や重度障害者への支援というような部分で加算が多く設けられております。これらについては、事業者において利用者の支援に重きを置くような方向へ促すというような一定の効果があるというふうに認識しております。ただ現状において、議員御指摘の事務に伴う事務量ですか、そういうような部分での負担というものが、それと同じくらい大きいというようなことは、事業所の方からお伺いをして認識しております。障害福祉サービスの報酬改定につきましては、3年に1度ということですので、次の機会に合わせてそのようなことも、市長会を通して要望として出していけたらというふうには考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） この問題が単に制度の問題にとどまるのではなくて、まさしく人権の問題なんだと、こういうふうに、ぜひその要望の中でも強く推していただきたいというふうに思います。

それでは、次に行きますが、事務負担に限りませんけれども、この加算のところの話をして。加算のところでは、工賃のアップということも加算の対象の一つとして数えられてるそうではありますが、これはこの具体的な例なんですけども、本庁舎での店舗販売が今耐震工事で店舗を開けないということが、率直に言って痛

手となっていると。清原の市民センターでのごみ袋の負担の免除者の方なんかには、ごみ袋をお渡しする仕事だとか、いろいろ細々した仕事も確保していただいて、市でも随分工夫をしてくださってるというふうに認識してるそうでもあります。多摩モノレールさんからも、南立川の駅でコンコースで出店をさせてもらったりだとか、いろいろ周りからも配慮していただいているんだけど、お金のことなんで、事業所に入るお金じゃなくて、通所者さんから入るお金でありますけども、ぜひ引き続き支援をよろしくお願ひしたいというふうに思ってますが、これはその都度その都度、そういう機会を見て御協力をいただけるということでもよろしいでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 今年度、本庁舎の耐震工事の関係で、例年、行っております作品展が開けないというようなことがあります。貴重な売り上げの機会というふうなことで、作業所の方からも伺っておりますので、今回、別の大型店舗で作品展ができないかというようなことを、ちょっと市が間に入って調整をするというようなこともしております。また障害者優先調達推進法に基づきまして、市内の作業所等への業務の発注ということも年2回、庁内の連絡会を通してお願ひをしております、そういうことがきっかけとなって、今回ごみ袋の配布等にもつながっていると思いますので、今後、庁内のほうに向かって業務の発注等をお呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） よろしくお願ひします。

それでは、次に行きまして、3番目に医療費の負担のことについて伺いたいというふうに思います。障害者の医療費助成制度には、1つは国の自立支援医療制度があります。身体障害の主たる障害、疾病が軽減されることが確実な手術ですとか、それから精神障害の方の医療費、通院等の医療費が対象となり、1割負担を原則として住民税非課税の方でも2,500円から5,000円、課税になりますと健康保険の高額療養費の限度額まで、これちょっと障害のケースによって少し違うと思うんですけども——まで負担がふえますと。それからもう一つ、東京都の心身障害者医療費助成制度、マル障ですね、マル障が自立支援医療制度の穴を埋めて医療費の助成をしています。所得の低い障害者にとっては、他の病気などの医療費、通院費の負担が大変重いです。住民税非課税の方では自己負担なし、課税になると1割負担ですが、健康保険の高額療養費の限度額よりもずっと低くして1万2,000円から4万4,000円の限度額に軽減をして、医療費の負担で生活が圧迫されないように済む、こういう制度にはなっています。しかし、身障者、身障手帳の1、2級、内部障害の方では3級も含まれるんですが、または愛の手帳の1、2級の人を対象としていて、精神障害の方はこれに該当しないというふうになっておまして、現に負担を感じてるという方のお話をこのところ幾つか伺いました。

ちょっとこれは具体的な例で言ったほうが多分わかりがいいと思うので、ちょっと簡単に紹介しますけれども、例えばAさん、69歳の女性、内部障害で身障1級、無年金のため、昨年まで働き月7万5,000円の収入を得ていたが、病気で倒れ、以後、失業中。同居の息子さんがいらっしゃいますが、持病がありながらも週4日、深夜より早朝まで働いているが、非正規のため月収は10万円ほど。今この10万円で親子2人が暮らしている。電気、ガス、水道はおくれながらも何とか払っているけれども、この話を伺った時点では、前月末の家賃4万5,000円が滞納している。Aさんの月1回の通院に、診療費、薬代、それからちょこバスの往復で合計5,550円かかる。検査があるとプラス3,000円はかかる。医療費の支払いが困難となり、私のほうに相談に来られました。65歳以降に障害認定されたため、このマル障の制度が適用外となって、後期高齢者医療に移行して1割負担とはなっております。

またBさん、51歳の独身男性、統合失調症で療養中。障害年金が主な収入で、生活保護をわずかに超える程度の収入となっている。精神科の通院は、自立支援医療のおかげで負担はないけれども、都のマル障の制度は身体障害と知的障害の方が対象となっているので、負担は一般の方と同じようになっていると。先日、急な病気で入院をし、高齢の親御さんから、援助で入院費用を工面してもらってやっと入院をしたと、こういうような事例があります。

このように、障害の種類や年齢で制度から外れて、低所得なのに自己負担が生じているという市民が少なからずいらっしゃるということについて、市のお考えを伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者の医療費助成についてでございますが、障害等を理由とする医療費助成制度のほとんどは、個々の障害あるいは病状に起因する医療について助成をするという仕組みになってございます。例えば自立支援医療、国の制度でございますが、そちらでは精神通院、それから障害の程度、一定程度を改善する更生医療、育成医療というような、そういう制度がございます。それから難病の方については、このたび難病医療法が施行され、難病医療費助成の制度が拡充されております。しかし、これらは障害者の福祉に対する観点から、重度の障害者等の医療に対して助成をするというような制度でございますので、その趣旨から制度を永続的に維持するために一定の年齢制限、あるいは所得制限等を設けているというような形のものであるというふうに認識しております。

以上です。

○1番（森田真一君） 先ほども紹介しましたが、市のアンケートでも全体では5%、また精神では11%の方が医療費が重いというふうにアンケートの中で答えられています。また全体では11%ほど、精神では20%ほどの方が、家の近くに医療機関がないと答えており、交通費の負担も医療費負担に重なってくると。このままでは経済的な理由での受診抑制によって健康を損なう、こういうおそれもあります。

先ほど御紹介しました69歳のAさんは、その後、幸いにして、市に相談をしたところ生活保護の適用条件が整っていたので、最後は医療扶助で救済していただいたということがありました。そして51歳のBさんは、先ほどのとおり親御さんにたまたま余力があったから、入院費用の援助が得られましたが、私が見たところでは、御本人が生活福祉資金などの公的なものを利用して資金の調達をするというのは、なかなか難しいケースではなかったかなというふうに見受けられました。

先日、NHKスペシャルで「老人漂流社会 親子共倒れを防げ」という番組が放映されまして、ごらんになった方も多いかと思うんですけども、高齢の親御さんと中高年のお子さんが同居世帯で、子の脆弱な雇用環境と親の病気介護をきっかけにして経済的に困窮をし、共倒れに至るというケースを紹介していました。この69歳のAさんなんかも、まさにそれを地でいく状況でした。持ち家で同じ状態であれば、さらにこの救済は難しかったというふうに思うんです。多くの市民の方が、身につまされるような話であります。とりわけ所得の低い障害者の方にとっては、まさしく死活にかかわる深刻な問題だと思うんです。この番組の中で、雇用、家族問題が専門の放送大学の副学長をされている宮本みち子教授は、共倒れに陥らせないためにいろいろな支援が必要だと、そういったことにお金を使うことを出し惜しみしないということが、長期的にはこの社会を健全な形で維持することになると番組の中でまとめておられました。

市長にぜひお伺いしたいと思うんですが、こういった提言に対して、市の福祉施策は今後どのような方向に展開されるべきだと考えたらよいでしょうか。とりわけ低所得者に集中をする障害者には、安心して医療を受けられるということを保障する手だてが必要なのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） いろいろ御質問、御提案をいただきました。その中で、過日のテレビの放映の事例もお話ございました。今後やはりさらに高齢化が進むということははっきりしてございますので、ただいま森田議員が御指摘されたような状況も、当市において絶対ないということではないのかもしれないというふうに考えます。地域包括ケアシステムの構築、医療と介護の連携といった課題に取り組みながら、高齢者施策、障害者施策、生活困窮者への施策等を連携させながら、庁内の情報共有を図って、総合的な視点で市の福祉施策を進めてまいりたいというふうに考えております。市長も「日本一子育てしやすいまちづくり」ということを掲げてございますが、これも高齢者施策、障害者施策を今までと同様に進めるための基本だというふうに考えております。出し惜しみのないようというお話もございましたけども、出し惜しみをしないできるように、必要な財源は確保しながら財政運営に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

市もこの間、いろいろ努力をされているというふうに、私は認識をしておりますし、冒頭でお話がありました地域加算なんかの問題では、介護報酬では12%への引き上げ、市長を先頭に努力をされて勝ち取ったという経過がありますが、実は一緒に要求をされた障害福祉の地域加算のほうは据え置きのままだったということも、今回の質問準備の中で初めて私は知りまして、大変、何でもかんでも介護保険に連動するものかなと思って、よいほうに考えてたんですが、実際はまだまだ道は険しいということもわかりまして、ぜひ引き続き懸命なる努力をお願いしたいというふうに思います。

まとめますが、2000年代の小泉構造改革以降、毎年2,200億円の社会保障予算の削減を引き金にして、障害福祉の分野では段階的に介護保険との統合を見込んだ制度変更が加えられ、障害者にも自己負担を強いてきました。2015年度、安倍政権においては3,900億円の社会保障予算の削減が行われるという中、介護保険の水準自体が大きく引き下げられ、そこに統合されようとする障害者福祉が、それに引っ張られるよう一層後退する、こういった構図が見られます。これ以上の制度改悪を許さない抜本的な改善を国に求めつつ、地方自治の本旨にのっとり障害者の生存権、幸福追求権の保障にぜひ努めていただきたいと思います。

最後に1点、またこれ次回、ぜひ機会を得て御質問させていただきたいというふうに思うんですが、今この作業所を担っている社会福祉法人なんかでは、今ちょうど施設の建て替えの時期、かれこれ25年、30年近くたっていますので、建て替えの時期を迎えて、その施設の建て替えの準備のための貯金も少ない中、先ほどからの話のとおり本当に厳しい中で、それでも積み立てを何とかやっているということがあられるわけですが、これをいわゆる内部留保と見立てて、これを使ってほかの仕事も、行政のためにと言ったらいいんですかね、貢献しろと、社会奉仕の仕事プラスアルファでしろと、こういうことも今、政府のほうでは要求をしてきて、社会福祉法人の皆さん、非常に困っていると。これから一体どうしていいんだろうかも、本当に展望を持ってないと、こういうお話もありました。こういったことも含めて、市長も足しげく障害者の作業所なんかには足を運ばれて、あの様子もよく見られていらっしゃることを理解していますので、引き続き御尽力をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○副議長（中間建二君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○副議長（中間建二君） 次に、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

〔17番 荒幡伸一君 登壇〕

○17番（荒幡伸一君） 議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、平成27年第3回定例会における一般質問をさせていただきます。

今回、私は大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、スポーツ振興の推進についてであります。

米ワシントン大などの研究チームが、世界188カ国の2013年の健康寿命を調べたところ、日本が男女とも1位だったとする調査結果が発表になりました。健康寿命は、介護が必要だったり、日常生活に支障が出る病気にかかったりする期間を除き、自立して過ごせる期間を示しますが、同チームによりますと、日本の健康寿命は男性が71.11歳、女性が75.56歳、そして同年の日本人の平均寿命は男性が80.05歳、女性が86.39歳でした。また健康寿命と平均寿命との差は、男性で8.94歳、女性で10.83年、その間は介護などが必要となる可能性があるわけでございます。この差を縮めるためにも、スポーツの役割は大きいと考えております。そして、スポーツは体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びを持たらすという内在的な価値を有するとともに、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持、増進、社会経済の活力の創造、また2020年オリンピック・パラリンピックにおける国際交流や国際貢献にも期待が持てます。

そこで、お伺いをいたします。

①といたしまして、当市におけるスポーツ基本計画の現状についてお尋ねいたします。

アとして、今後の取り組みと課題は。

イとして、目標と目的。また、達成するための方法についてお教えいただければと思います。

②といたしまして、2020年オリンピック・パラリンピックにおける当市の取り組みについてお尋ねいたします。

アとして、その意義と課題は。

イとして、市民に対する影響はありますか。

ア、よい面と悪い面について教えてください。

③といたしまして、スポーツ環境の整備について当市の取り組みについてお尋ねいたします。

アとして、子供を取り巻く社会のスポーツ環境の充実について。

ア、スポーツ指導者の充実。

イ、スポーツ施設の充実。

イとして、地域スポーツクラブ環境の整備について。

ウとして、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備について。

エとして、障害者スポーツ環境の充実についてお伺いいたします。

次に、2点目といたしまして、がん教育の実施についてお伺いいたします。

子供たちががんを正しく理解することは、生活習慣の改善や喫煙の防止だけでなく、将来的に健診受診率を向上させ、がんとの共生社会を築いていく基礎になります。私ども公明党は、がん対策基本法制定や、がん対策推進基本計画の策定を主導し、国を挙げたがん対策を進める中で、がん教育については第二次基本計画に、がんの教育、普及、啓発を初めて盛り込ませるなど、国の取り組みを大きく前進させてきました。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、当市の取り組みや現状についてお尋ねいたします。

アとして、メリットとデメリットについて。

②といたしまして、がん教育の重要性について当市はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、3点目といたしまして、消費者の保護についてお伺いいたします。

都内で、ことしの上半期に確認された特殊詐欺被害額が前年同期比の8%減であったことが、警視庁から発表がありました。被害件数も995件で、前年同期から67件の減少でした。同庁によりますと、被害者の約91%は60歳以上で、うち約76%が女性だったそうです。手口別では、息子や孫などを装うオレオレ詐欺が625件と最も多く、アダルトサイト利用料名目などの架空請求詐欺が167件、税金が戻るなどと偽る還付金詐欺が94件でありました。一方、被害を未然に防いだケースは940件で、前年同期より82件ふえたとのこと。そのうちの約83%が金融機関職員の声かけによるもので、コンビニ店員や配送業者が詐欺に気づいた例もあったそうです。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、あらゆる詐欺の撲滅についてお尋ねいたします。

アとして、6月1日から市で貸し出しをしている自動通話録音機の普及状況について。

イとして、当市での取り組みについて。

ウとして、自治体と警察との連携について。

エとして、高齢者への声かけや広報・啓発活動についてお伺いいたします。

次に、4点目といたしまして、認知症の早期発見と早期診断についてお伺いいたします。

認知症は、早期発見と早期診断が大切です。認知症は徐々に進行する病気ですが、早目に症状に合った治療と介護を進めることで進行が緩やかになることもあり、認知症とともに穏やかに暮らすこともできると言われております。一方、日常生活の中で同じ話を繰り返し話すようになった、物忘れが気になる、知り合いの名前が思い出せないなどが気になり始め、ひとりで悩んでいる方も多いようです。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、当市の取り組みや現状についてお尋ねいたします。

②といたしまして、認知症簡易チェックサイトの開設について。

アとして、当市はどのように考えるかお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔17番 荒幡伸一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、当市におけるスポーツ基本計画の現状についてであります。国では平成23年6月に新たにスポーツ基本法を制定するとともに、翌年の平成24年3月には、今後10年間におけるスポーツ推進のための基本方針を示したスポーツ基本計画を策定しました。また国のスポーツ基本法の制定を受け、東京都も平成25年5月に東京都スポーツ推進計画を策定いたしました。5年後の2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを視野に、多摩地域においてもスポーツによる地域活性化の動きが高まることが想定されます。そのため、当市においてもスポーツ推進のための基本的な計画の策定が急務であると認識しておりま

す。なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における当市の取り組みについてであります。国におきましてはこの大会を日本全体の祭典であるとともに、世界に日本を発信する最高のチャンスであるとして、我が国が活力を取り戻すはずみとなるものであると捉えております。市としましては、この大会を通じてスポーツの振興、観光の振興、国際交流の機会、地域の活性化などにつなげてまいりたいと考えております。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が大成功となるよう、国や東京都と連携、協力して、当市としての事業を実施してまいりたいと考えております。課題としましては、今後のより一層の開催機運の醸成や具体的な事業の実施に向けた検討などが挙げられます。

次に、競技大会開催における影響についてであります。オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることは、市民の皆様にとってもさまざまな経験ができる大きな機会であると考えております。市としましては、地域スポーツへの参加機会の拡充、障害者スポーツの理解促進、国際交流の推進、ボランティアの育成などの施策を検討する必要があると考えております。市民の皆様にとっても、そのような施策への参加等の機会がふえていくものと考えております。

次に、スポーツ環境の整備についての当市の取り組みについてであります。他の自治体に比べ運動施設が不足していることは認識しているところであります。こうした中、平成27年4月より市内体育施設等につきましては、新たな指定管理者による管理運営が始まりました。指定管理者から示された基本事業計画書の中では、子供の体力づくりや総合型地域スポーツクラブの支援などに加え、体育施設における高齢者やお子様連れの方の利用促進のためのすこやかスマイルバスの運行など、新たな提案もいただいております。市では、新たな指定管理者が取り組むソフト面におけるスポーツ環境の整備に、大いに期待しているところであります。なお、詳細につきましては教育委員会より説明をお願いします。

次に、がん教育の実施についてであります。小中学校においては、健康の保持、増進、病気の予防という観点から、がんの予防を含めた健康教育に取り組んでいるところでございます。特にがん教育につきましては、将来に向けたがん罹患率の減少を目指すとともに、重要であると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、自動通話録音機の普及状況についてであります。この事業は特殊詐欺対策として、東京都が平成27年6月1日に1万台を全区市町村と警察署に貸与したものです。当市では60台が貸与され、60台全て市民の皆様へ貸し出しをしたところであります。

次に、当市での取り組みについてであります。特殊詐欺対策として東大和警察署、東大和地区防犯協会と連携して、毎年10月に地域安全市民のつどいを開催し、チラシの配布やタレントの寸劇などの広報活動を実施しております。また市では不審電話の発生時には、安全安心メールや青色回転灯パトロールカーによる注意喚起を実施しております。

次に、自治体と警察との連携についてであります。特殊詐欺撲滅につきましては、市では東大和警察署と東大和地区防犯協会と連携して、地域安全市民のつどいの開催や、市報、安全安心メール、青色回転灯パトロールカーによる広報活動を実施しております。また平成26年度から、東大和警察署、東大和地区防犯協会から寄贈を受けたステッカーを、一定期間ごみ収集車に掲示し、特殊詐欺への注意喚起に努めております。

次に、高齢者への広報活動についてであります。東大和警察署では、年金の支払い日等に振り込め詐欺防止女性アドバイザーが金融機関での立ち寄り警戒等を実施し、高齢者の方への声かけを行い、振り込め詐欺防

止に成果を上げております。市では、引き続き高齢者の方が特殊詐欺に遭わないために、東大和警察署や東大和地区防犯協会と連携して、広報活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、認知症の早期発見と早期診断についての取り組みや現状についてであります。認知症の早期発見につきましては、基本チェックリストによる把握のほか、高齢者ほっと支援センター及び高齢者見守りぼっくす等での相談や、高齢者見守りネットワーク～大きな和～、東大和市社会福祉協議会の見守り・声かけ活動などの相談支援活動の中で、早期発見に取り組んでおります。早期診断につきましては、市内の医療機関を初めとした認知症の診断ができる医療機関を御紹介し、適切なサービスが提供されるよう努めております。

次に、認知症簡易チェックサイトの開設であります。市では東京都で発行しています「知って安心認知症」パンフレットにある認知症チェックリストを、市や高齢者ほっと支援センターで配布し、市民の皆様向け啓発を行っております。今後につきましては、国分寺市で導入している認知症簡易チェックサイトや、NPO法人が無料公開している認知症チェックアプリ等の活用につきまして、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、当市におけるスポーツ基本計画の現状につきまして御説明をいたします。

1点目の今後の取り組みと課題についてであります。本定例会初日の平成27年度東大和市一般会計補正予算（第3号）の中で、生涯学習・生涯スポーツ推進計画策定支援業務に係る費用について議決をいただきました。これは平成27年度と28年度の2カ年をかけ、新しくつくる第三次生涯学習推進計画の中に、当市におけるスポーツ推進の基本的な計画の要素を盛り込むための経費でございます。補正予算をお認めいただきましたので、今後は生涯学習推進計画審議会委員の選定や、策定業務の支援をいただくコンサルタント会社との契約事務を進めてまいりたいと思っております。また現行の第二次生涯学習推進計画の中では、スポーツに関する部分の記述が少なかったことから、この部分をいかに充実させることができるか、今後の課題と認識をしているところでございます。

次に、2点目の目標と目的、また達成するための方法であります。東京都のスポーツ推進計画では、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化するスポーツ都市東京を実現することを基本理念に、平成32年までに週1回以上、スポーツを実施する成人の割合を、世界トップレベルの70%とすることを目標としております。審議会が立ち上がっていない現状では、具体的な目標等をお示しすることができませんが、計画の策定に当たっては国のスポーツ基本計画や東京都のスポーツ推進計画の内容を踏まえた中で、検討をしてみたいと考えております。

次に、スポーツ環境の整備における当市の取り組みについて御説明をいたします。

1点目の子供を取り巻く社会の中で、スポーツ環境の整備に必要なスポーツ指導者の充実であります。現在、教育委員会では東大和市体育協会とさまざまな形で連携、協力する中で、スポーツ環境の充実に努めているところであります。こうした中、体育協会のほうでは、東京都体育協会から補助金を活用して、6つの競技でジュニア育成地域推進事業を実施しております。また競技種目は限られていますが、中学校の部活動の支援を行っている団体もでございます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据える中で、子供たちの体力づくりや機運醸成の観点からも、スポーツ指導者の充実は大切なことと考えておりますので、引き続き体育協会とも相談をしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ施設の充実についてであります。他市に比べスポーツ施設が不足していることは十分認識をしているところであります。市内の体育施設につきましては、施設整備から30年ほど経過している施設が多いことから、当面は既存施設の修繕について重点を置いてまいります。

次に、2点目の地域スポーツクラブの環境整備についてであります。当市の総合型地域スポーツクラブ、はびねすまいる東大和は、平成25年2月に発足しておりました。現在は第2・第4火曜日に市民体育館でボッチャやキンボールといったニュースポーツを中心に活動を続けております。地域スポーツクラブの運営につきましては、本年4月から新たに市内の体育施設等の指定管理者となった事業者からも、基本事業計画の中で広報活動や運営面での積極的な支援がうたわれておりますので、教育委員会といたしましても、こうした支援に期待をしているところであります。

次に、3点目のいつまでも安全にスポーツを親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備についてであります。本年4月より市内の体育施設等を管理運営している指定管理業者の基本事業計画書では、高齢者や子供たちの体育施設の利用率の向上のために、市内を巡回する健やかスマイルバスの運行が提案されております。このバスの運行によりまして、市の北部地域にお住まいの方々にとっても、市民体育館等の体育施設を御利用いただく機会がふえるのではないかと期待をしているところであります。教育委員会といたしましても、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備につきましては、非常に重要なことであると認識をしておりますので、体育協会を初め市内のスポーツ団体や体育施設等の指定管理業者と連携を図りながら、今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の障害者スポーツの充実についてであります。本定例会初日に議決をいただきました平成27年度東大和市一般会計補正予算（第3号）の中で、東京都のスポーツ振興等事業費補助金を活用して、来年3月に車椅子バスケットボール大会等を実施する経費を計上させていただきました。この大会は、都内にある8つの車椅子のバスケットボールチームの大会を、当市の市民体育館で実施するものであります。この大会に合わせ市内小中学校において、車椅子バスケットボール普及体験事業の実施も予定をしております。このほかスポーツ推進委員の活動においても、公民館の障がい者青年教室、青年ビートクラブの事業の中で、ニュースポーツの普及活動を行っているところであります。こうした事業をきっかけに、市内での障害者スポーツの充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、がん教育の実施についてであります。教育委員会では平成26年1月に小学校6年生、中学校3年生を対象としたがん教育に関する教材を作成し、各小中学校に配布いたしました。その教材を活用しながら、小学校では第6学年保健、病気の予防の単元の中で、生活習慣病の一つとして、がんについて指導しております。また中学校保健体育科では、健康な生活と病気の予防の単元の中で、生活習慣病の予防や飲酒、喫煙の害を通してがんについて指導しております。がん教育につきましては、健康や命を大切にする気持ちを育む上でも貴重な時間と捉えております。指導に当たりましては、がんの仕組みや予防に関する正しい知識を児童・生徒にしっかりと身につけさせることができるよう、今後も指導方法を改善、工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君） さまざま御丁寧に御答弁をいただきまして、大変にありがとうございます。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

国は平成12年9月にスポーツ振興基本計画を策定し、生涯スポーツ社会の実現を柱に長期的、総合的なスポーツ振興政策を示しました。平成23年には、昭和36年制定のスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、新たなスポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画が示されております。また東京都においては、国のスポーツ振興基本計画を受けて、平成14年に策定した東京都スポーツ振興基本計画を全面的に見直し、平成25年開催の第68回国民体育大会東京大会や都としてのスポーツ環境整備、さらには総合型地域スポーツクラブの育成等の方策を盛り込み、平成20年7月に改定をしております。まずは、国のスポーツ基本計画の概要についてお伺いできますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 国のスポーツ基本計画は、今議員さんのおっしゃいましたとおり、今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針として7項目にわたる基本方針を定めていますが、その中で子供のスポーツの機会の充実、ライフステージに応じたスポーツ環境の整備、住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備などが、直接市にかかわってる事業と認識しています。具体的には、今後10年以内に子供の体力が昭和60年ごろの水準を上回れるような取り組み、週1回以上のスポーツを実施する成人の割合を65%程度にする取り組み、総合型地域スポーツクラブの育成や、スポーツ指導員の充実に対する取り組みなどを、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策とうたっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

次に、東京都のスポーツ推進計画の概要についてお伺いをいたします。

○社会教育課長（村上敏彰君） 東京都のスポーツ推進計画では、スポーツの力により年齢や健康状態、技術、興味、目的に応じてスポーツを楽しみ、活気があふれているスポーツ都市東京の実現を基本理念といたしまして、オリンピックが始まります平成32年までに、週1回以上、スポーツを実施する人々の割合を、世界トップレベルの70%にすることを目標としています。そして、スポーツ都市東京の実現に向けて、スポーツに触れて楽しむ機会の創出、スポーツをしたくなるまちづくり、ライフステージに応じたスポーツ活動の支援、世界を目指すアスリートの育成、国際交流、観光都市づくり政策との連動の5つの戦略を掲げるとともに、障害者スポーツの推進も柱の一つとして加えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、三多摩26市でのスポーツ推進計画の策定状況について、お教えいただけますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 三多摩各市でのスポーツ推進計画の策定状況でございますが、平成27年7月現在で多摩26市中16市が地方スポーツ推進計画が策定済みでございます。今年度策定中が2市ございますので、合計で18市が今年度末に策定済みとなります。残りの8市のうち、当市も含めまして4市が計画を今後策定予定と、このようになってございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 少し多摩の中でもおくれをとっているというようですが、当市で作成をするスポーツ推進計画に盛り込むべき具体的な内容を教えていただけますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 市町村の策定しますスポーツ推進計画でございます。東大和市としては、これから策定をしていくわけでございますが、他市で策定をしております計画を見ても、計画の概要、計画策定の背景、計画の基本的な考え方、スポーツを取り巻く現況、基本理念と将来像、目標達成のための具体的な取り組みなどが書かれてございます。計画期間につきましては、国が平成24年度から10年間、そして東京都のほうでは平成25年度から8年間との計画になってございますので、こうした計画年度を参考に、今後開催いたします審議会の中で決定をしていくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 計画年度を参考に、審議会の中で決定がされるとのことですが、生涯学習推進計画審議会のメンバーの構成についてお尋ねをいたします。

○社会教育部長（小俣 学君） 生涯学習推進計画審議会の委員の方につきましては、こちら条例で定めてございまして、学識経験者の方は4人以内、生涯学習に関係を有する団体に属する者7名以内、そして公募による市民の方4名以内ということで、合計15名以内で構成をされるということでございます。今回スポーツ分野を、特にこの生涯学習の推進計画の中に盛り込んでいくということで考えてございますので、学識経験者の中に社会体育専攻の大学教授の方に入っていただくということで現在調整をしていると、そんな状況でございます。公募委員につきましては、先般、市報でも公募さしていただきまして、選考さしていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それでは、作成を依頼するコンサルタント会社から受ける支援業務の内容について、お教えいただけますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 計画の作成に当たりましては、コンサルタント会社との委託契約を結ぶわけですが、大きく4つの支援業務をお願いする予定でございます。1点目が情報収集、整理、分析でございます。国の計画とか、都の計画等のそういうさまざまな情報収集と、それについての分析をお願いしてございます。2点目が会議運営支援業務でございます。審議会は、全部で来年の12月まで15回程度予定しておりますので、その審議会の支援、あるいはその後に立ち上げます本部会議ですか、その支援を予定してございます。3点目が計画策定支援業務でございます。こちらは審議会に実際参加していただいて、スポーツ計画の基本的なあり方とか、そういった助言を審議会の中でしていただければと考えてございます。4点目がパブリックコメント支援業務でございます。当然市の計画ですので、計画作成に当たりましてはパブリックコメントに付すわけですが、それに対する資料等作成をお願いするものでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。しっかりと推進をしていただきたいというふうに思います。

続いて、②2020年オリンピック・パラリンピックにおける当市の取り組みについてお伺いをいたします。

競技場やエンブレムなどの問題が先行している感がどうしても否めない2020年オリンピック・パラリンピックではございますが、これを契機に東大和市のスポーツ振興につながる施策はありますか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 東京都では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた区市町村の支援事業を実施しております。補助金でございます。こちらにつきましては、大きくソフトとハードの2つの事業がございます。ソフトにつきましては、1つが普及啓発支援事業、こちらにつきましては大会の理解促進、スポーツの普及啓発などの事業に対しまして、補助率2分の1で1市町村300万が限度額とい

う形でございます。2つ目が、今回の定例会で議決いただきました障害者スポーツ地域支援事業でございます。障害者が参加できる継続的なスポーツ事業に対しまして、補助率が5分の4で1区市町村当たり200万が限度となります。もう一つ、ハード事業といたしましては、スポーツ振興を目的といたしましたスポーツ環境を拡大する工事業、誰もが利用しやすい環境を整備するバリアフリー工事などに補助されるものでありまして、補助率が2分の1で1施設当たり限度額が1億円となっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ソフト面とハード面に分かれて補助があるということでもございましたけども、スポーツ振興のために、これらの補助を活用するつもりはありますでしょうか。また1年限りの補助になるのか教えていただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 今課長のほうで御答弁さしていただきました東京都の補助金の活用でございますけども、こちらの東京都の要綱を見させていただきますと、平成27年度からの5年間の継続事業ということになってございます。またこの補助金の活用につきましては、今議会で議決をいただきましたとおり、当市では来年の3月に車椅子バスケットボール大会、12月、毎年行っておりますロードレース大会での走り方教室と、そういう事業をその補助金を使って実施をしたいということでございます。教育委員会といたしましても、2020年のオリンピック・パラリンピックを契機にスポーツ振興を図る、これはもう必要なことだと考えてございますので、この補助金の活用については、今後も市長部局とも相談いたしまして、補助金の活用に向けて積極的に検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） せっかくの補助でもありますので、活用していただければというふうに思います。よいものをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

私ごとではございますが、中学から大学までバレーボールの選手として活躍をいたしました。高校の後輩には、オリンピックに出場した選手もおります。当市におきましても、オリンピックに出場できるような選手を育成することも課題ではないかというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 2020年のオリンピック・パラリンピックに、市内からオリンピックの選手が出るということというのは非常にうれしいことでございますし、非常に期待もしたいところでございます。その中で、オリンピックに出場の期待のかかる選手の育成につきましては、現在は東京都のほうで進めてございます。東京都のほうでは、中学校1年生、2年生を対象としまして、オリンピックを初め国際舞台で活躍できる東京育ちの才能あるジュニア選手の発掘、育成に向け、トップアスリート発掘育成事業というものを実施してございます。この事業は、ボクシングやボートなど、7競技につきまして、体力にすぐれた生徒に対しまして、専門家の指導等を行うものでございます。世界に通用する選手を東京から輩出しようという試みでございます。市といたしましても、市内中学校に情報提供をするとともに、体育協会のほうにも情報を提供しまして、制度の事業の周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。市内からオリンピック選手が出ることを楽しみにしております。

続きまして、③スポーツ環境の整備について、当市の取り組みについてお伺いをいたします。

先ほど車椅子バスケット大会の紹介がございましたが、先日、市民体育館に伺って指定管理者の副責任者の

方に話を聞いてまいりました。そこで疑問に思ったことが何点かありましたので、お伺いをいたします。

まずは、体育館1面で競技を実施したときに、可動式のバスケットリングがあるということでしたけども、過去に可動がゆえの事故が起き問題になりました。また現在、市民体育館で所有しているものは故障して使用できないということでございます。対応方法は幾つかあるとは思いますが、対応についてお聞かせいただければと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 市民体育館第1体育室には、可動式の観覧席、これが当初から設置をされて…。失礼いたしました。可動式のバスケットリングのお話でございます。

可動式のバスケットリングにつきましては、開館当初、整備をされたようですが、その後、同様の機械が、議員さんおっしゃいましたように他県で事故を起こすことなどもあって使用を中止してございます。現在は故障しており、倉庫の中で保管をしておりますが、処分にも多額の費用がかかることから、何か処分でよい方法がないか、今、指定管理者とも相談をしているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） また、済みません、可動式のアリーナもございまして、1度も使ったことはなく、実際に使用できるか不安であるというふうにおっしゃってございました。このアリーナの対応についてもお聞かせいただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 市民体育館の第1体育室には、今議員からお話のありましたとおり可動式の観客席がございまして、開設しました63年4月から設置をしてあるものでございます。しかしながら、市民体育館を利用される方々、団体の利用の形態が、A面、B面に分けての利用頻度が多いというところから、可動式の観客席につきましては長年使用してございませぬ。そこで、長年稼働させていないということでございますので、仮に今後、利用を検討する場合には、機械類の動作確認や設備の安全性など再点検していく必要があると考えてございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 車椅子バスケットに対応するには、フロアのコーティングが必要だというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 市民体育館の床面につきましては、バスケットボール競技におけるルール変更が平成24年にございまして、既存のコートラインから現状の新ルールに基づいたコートラインを作成してございます。現在の第1体育室の使用の頻度から、一部にコートがはがれてる部分がございますが、今後、車椅子バスケットを継続的にやっていく場合、さらにラインがはがれてしまうことも想定されます。先ほど申し上げました東京都の補助の中では、需用費も補助対象等の経費と認められてございますので、仮にコートが大きくはがれるようなことがございましたら、こうした制度を活用しながら対応してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、トイレに関してですけども、車椅子に対応できるものは男女各1つしかないということですが、バリアフリー化に関してはどのようにお考えでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） トイレのバリアフリー化でございますが、来年3月に予定をしております車椅子バスケットボール大会、こちらを開催するに当たっては、大会運営の方とトイレについてお話をしてきた経過がございます。現状は今議員の言われたとおり、各階に障害者対応トイレが設置されているということから、

現状のままでも大丈夫ということで確認がとれてございます。しかしながら、東京都のオリンピック・パラリンピックの補助金の中で、施設のバリアフリー化に対する補助、そちらもございますので、次年度以降にはなりますが、そちらのバリアフリー化については検討を進めたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、車椅子バスケットボール競技開催によって、市民の皆様との交流やかかわりがありますでしょうか、ソフト面とハード面について教えていただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 車椅子バスケットボール大会をやるに当たって、市民の皆様とのかかわりについてということでございますが、詳細これからということにはなるわけですが、1つにはその車椅子のバスケットボール大会をやる前に、小中学校、今年度は3校、考えておりますけれども、そちらを体験教室ですね、小中学生の児童・生徒の皆さんに体験をしてもらおうということでも考えてございます。そういう意味で、まず考えられるのは、まず小中学生に、障害者の方、そして障害者スポーツへの理解、そういう啓発も含めてになりますが、そういう事業としてやっていきたいというのがソフト面で今考えているところでございます。

あとハード面ではございますが、先ほどトイレのバリアフリー化にもなりますけれども、この事業、1年間とは考えてございませんで、今後も続いていくように私ども考えてございますので、大会にも来られた選手の皆さんにもお話を伺うとか、何か不都合とか、今後に向けてそういうバリアフリー化のことで、ハード面、課題が出てきたときには市長部局とも御相談をさせていただいて、改善なり修繕に努めていきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、子供を取り巻く社会のスポーツ環境の観点からお伺いいたします。

江戸川区の取り組みなんですけれども、パラリンピックのカヌー・スラローム競技が江戸川区内で開催されることが決定し、この機会に子供たちが海外からの観光客に対し、ボランティアでおもてなしの精神を養うことや、日本や海外の文化を学び、世界の発展に寄与できる子供を育てるための教育環境を整えるため、オリンピックが子供にとって学びの宝庫とした上で、オリンピック・パラリンピックレガシー創造プラン、これは仮称ですけども、この創造プランを各学校と作成し、より多くの教育効果を生み出したいと。すばらしい取り組みなんですけれども、当市でも車椅子バスケットボール競技開催をよい機会と捉え、同様な取り組みができるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） オリンピック・パラリンピックを通じまして、子供たちと選手とのかかわりということでございますが、ただいま議員さんのほうでおっしゃいましたように、江戸川区では2020年のオリンピック・パラリンピックでカヌー競技を実施するという形で、そこでは大会成功に向けて、スポーツ、教育、文化・交流・おもてなし、あと安全・安心、まちづくりの5つの柱を掲げまして、区民の皆様からさまざまなアイデアを募ることで、オリンピック・パラリンピックの機運醸成を図ると、このようなことがインターネット上、書かれてございました。当市におきましても、車椅子バスケット、実施をいたしますので、こうした中で市民の皆様からさまざまな御意見をいただく中で、また学校とも連携を図る中で、どのようなことがとれるのかということを考えてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ小中学校のほうとも連携をとって、しっかりとお願いをしたいと思います。

では、子供たちがスポーツを学ぶ環境が余りないとの御意見をよく伺います。例えば、子供にバレーボールを習わせたいが、東大和市にはジュニアチームがないので、他市まで通わなければならない、送り迎えが大変だなど多数の声を聞いております。指導者の問題や施設、また備品なども不足してると思いますが、この点はいかがででしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 子供たちにスポーツを教える環境がない、それから教える指導者の充実についてということですが、議員の言われるとおり、やっぱりスポーツの振興には指導者の充実というのは大変欠かせないものだというふうに考えてございます。その点からも、これから策定をいたします東大和市のスポーツ推進計画の中にも、位置づけられてくる内容だというふうに理解をしてございます。スポーツを気軽に楽しみたい、スポーツを通じて健康増進を図りたい、スポーツへのニーズが高まる一方で、指導に対応できる人材が少ない、こういう現状はございます。現状は、私どもとしましては、本年4月から指定管理をしていただいている事業者の基本事業計画書の中にございます内容でございますけれども、体育協会と共同しての人材の紹介、それから体育協会との共催による指導者研修プログラムの実施、また育成した人材の活動場所の整備などが、この指定管理者の事業計画書のほうに記載がございます。こうした事業を実施していくことで、指導者の育成、充実が図られていくのではないかとこのように考えてございます。また施設の備品の不足についても、指定管理者のほうから定期的に現場の声を聞く機会がございますので、こうしたお話を聞く中で備品について対応を協議してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 指導者の育成に関しては、期待が持てそうではございますが、これは提案なのですが、例えば千葉県の市原市などは、将来スポーツ指導者になりたいという帝京平成大学の学生を、スポーツアカデミーに学生委員として参加させたり、他市の例ですが、体育大学との連携によりジュニアや中学、高校生の育成を行っているところもございます。また強豪の大学になればなるほど、選手として試合に出れるのは一部でございまして、多くは指導者の道を目指したり裏方に回ったりしてるのが現状でございます。こうした人材の活用も図れるのではないかとこのように考えますが、いかがででしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 当市には、そのような体育系の大学というのはありませんけれども、近隣市には体育大学を含め、幾つか大学のほうがございます。大学との連携というのは、非常に有効であるというふうに考えてございます。新たな御提案をいただきましたので、今後そういう連携、協力の可能性について研究を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、検討していただければというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

少し角度を変えて伺いますが、れんげ学園にボランティアとして数名の方がスポーツの指導者に伺っておりますが、手が足りなくて大変であるとの声も聞いております。当市として、指導者の派遣はできますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） スポーツ指導者の派遣でございますが、指定管理者のほうから、先ほど提案の中にもスポーツ指導者の登録制度、こういったものを体育協会と一緒に考えていきたいというお話もございました。私どもといたしますと、そういった制度を充実させることで、スポーツ指導員の派遣につきましても、そういった中から今後できるのではないかなと、このように考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、よろしく願いをいたします。

1年を通してプールでトレーニングがしたい、気軽に泳げる環境がほしい、これも多くの市民の皆様からの声でございます。また東大和南高校水泳部は、全国レベルの実力があるようですが、冬場は立川の泉体育館のプールを利用していることから費用がかさんでいるそうです。市内に屋内プールの設置、または新設とのお考えはございますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 温水プールの設置についてでございますが、近隣市の立川市や小平市、東村山市では1年間通して利用できる温水プールがあるということは承知してございます。その利用につきましても、市外の住民に対して施設の利用制限や利用料金の割増しなどがある例も承知はしてございます。市内には、御存じのとおり通年利用できるプールはございませんけれども、先ほど教育長からも答弁がございましたが、現状では体育施設の今ある既存の施設の修繕を順次行っているところでございます。新たな施設の整備に向けては非常に難しい状況であると認識してございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、続きまして地域スポーツクラブの活動内容について、お教えいただけますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 地域スポーツクラブ、東大和市では、はびねすまいる東大和といいますが、スポーツ、文化活動を通じて心と体を豊かにし、地域住民のコミュニティーと地域貢献の場となり、笑顔あふれるクラブづくりを目指し、いつでも、どこでも、誰でも、そしていつまでもを基本理念として、平成25年に先ほど言いましたように立ち上がってございます。現在60名ほどの会員がいて伺ってございます。活動内容につきましては、ニュースポーツと言われるボッチャ、キンボール、スポーツ吹き矢、ノルディックウォーキング等、あとは卓球、軽体操、フットサルを第2・第4の火曜日を中心に実施をしております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 詳しく教えていただきまして、ありがとうございます。3年後には、当市が東京都市町村総合体育大会のブロック幹事市となりますが、その大会に向けて市内スポーツを活性化することが必要だと考えますが、この点はいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 東京都市町村総合体育大会についてでございますが、今後、平成30年度に立川市、昭島市、国立市、武蔵村山市及び東大和市で組織されます第3ブロックを会場に、第51回東京都市町村総合体育大会が開催をされることになってございます。この大会は、市町村体育協会の連合会、東京都、そして開催ブロックの市町村及び教育委員会の主催となる大会でございますが、この大会で当市が幹事市になります。競技については、陸上競技、卓球競技など、男子14種目、女子8種目ということになってございまして、この22種目を先ほど言いました第3ブロックの5市で競技を振り分けて実施していくということになります。当面は今年度中に、そのブロックの実行委員会を立ち上げることを目標として、今準備を進めております。また当市が幹事市になるということから、3年後のこの大会には、ぜひ全種目に参加していただけるよう、体育協会を通じて各連盟にはお願いをしまいたいということでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、全種目に参加できるようにしていただきたいと思います。

では、オリンピック・パラリンピック関連の補助金を活用した車椅子バスケットボール大会についてお伺い

できませんでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 来年3月の車椅子のバスケットボール大会についてでございますが、先ほども少しお話はさしていただきましたけども、事業の内容としましては、都内にございます8つの車椅子バスケットボールチームがございます。この8チームにお集まりいただき、東京都の予選大会を行います。これまで、この東京都の予選大会は、毎年、会場を転々としていたという状況でございます、この大会を当市の体育館で招致をして、続けて開催をしていこうというものでございます。大会の開催に先立ちましては、先ほども申しましたが、小中学校の3校で、その競技選手との交流、体験教室の開催を予定していくことになってございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） とても素晴らしいことだというふうに思います。

では、市内で実施されている障害者スポーツの現状についてお伺いできませんでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 市内で実施している障害者のスポーツの現状でございます。現在、障害者スポーツは、スポーツ推進委員が基本的に取り組んでございますが、その柱の一つとしてございます。障害者のスポーツを普及する行事といたしまして、先ほど教育長の答弁にもございましたけども、中央公民館が実施している障がい者青年学級、こちらは主にダンスとか、そういった形のものが中心なんですけども、こちらの青年ビートクラブの中の一こまをおかりいたしまして、昨年度、グラウンドゴルフ大会を中央公民館のホールで実施いたしました。今年度も引き続きビートクラブの今度は二こま、おかりいたしまして、小学校の校庭で、今度は外に出てグラウンドゴルフをやってみようということを予定してございます。スポーツ推進委員の定例会の中では、東京都の補助もあることから、来年度、本格的に障害者スポーツ事業に取り組んでいこうという、こういう話も出てございますので、そうした取り組みには期待をしたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、市内で障害者が独自にスポーツ活動を実施しているような団体がございますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 市民体育館でのお話でございますが、障害者の市内にある精神障害者の作業所の一つのクラブが、市民体育館を利用いたしまして毎週金曜日、ソフトバレーなどの競技を行っているというふうに聞いてございます。またこのクラブは、年に1回、多摩地区の交流大会、こちらにつきましても東大和の市民体育館のほうで行っていると、このように聞いてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） さまざまありがとうございます。

最後に、要望でございます。オリンピック・パラリンピックは、一流のアスリートが世界から集う素晴らしい大会であります。その大会が2020年に東京で開催され、それを目標に若い人たちが夢と希望を持ってスポーツに励む機会としては、二度とないものでございます。またオリンピック・パラリンピックはアスリートだけのものではなく、見る人にも感動を与えるものであり、スポーツの振興にも十分寄与するものであると考えます。市としては、2020年オリンピック・パラリンピックを大きなチャンスと捉え、予定しているスポーツ基本計画の策定、有望なアスリートの育成、地域スポーツの振興、障害者スポーツの理解促進、そしてハード面でもスポーツ環境の整備など、積極的に実施していただきたいことを要望して、次の質問に移りたいと思います。

では、大きな2番目、がん教育の実施についてでございます。

日本人の2人に1人ががんにかかる時代なのに、大人も含めて正しい知識を知る機会がとても少ないのが現状でございます。がんはもう不治の病ではありません。検診による早期発見、早期治療で9割以上の人が治ります。また生活習慣を整えるなどの予防も大切です。また、がんをむやみに怖がり、誤解や偏見をなくすためにも、子供たちへのがん教育はとても大切です。子供たちに知ってもらうことで、家族や周囲の人たちの意識変化にもつながります。当市でもさまざま取り組んでいただいていると先ほど御答弁をいただきましたけども、改めてがん教育を実施している学年を教えてくださいませんか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** がん教育を実施している学年でございますけれども、主には保健の学習の中で行うということでございまして、小学校では6年生において病気の予防というような単元の中で実施しております。また中学校におきましても、同じような病気の予防というような観点、それから健康な生活というような観点から、中学校3年生において学習をしていると。そのほかの学年におきましても、授業の中ということだけではなくて、保健指導というようなところで、自分の生活を見直すとかというようなところで、直接的なかわりはないかもしれませんが、生活習慣というようなところでの学習というようなことは行っているところでございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

では、がん教育の内容について、簡単に結構ですので教えてくださいませんか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** がん教育の内容につきましては、目的としましては正しい食生活とか、また適度な運動の実施等の正しい生活習慣が、がんを予防するのに有効な手段であるというようなことを学ぶと。そして小中学生のうちから、正しい生活習慣を身につけるといようなことが目標となっております。したがって、がんを予防するための生活習慣というものは、どのようなものなのかというようなことであつたりとか、または予防だけではなくて、直接がんに対する正しい理解を促すもの、そういう学習内容、それから先ほど議員がおっしゃったような過度な恐怖心を持たないようにするとかいようなこと、また早期発見とか早期治療というものが大切であるといようなこと、そして最終的には生命を大切にするといような態度を育成していくといようなところにもつなげていくと、そういうことを学習の中で取り上げているといふように捉えております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

では、がん教育としても、道徳授業地区公開講座をしているということを聞いておりますが、保護者や地域の方の参加状況について、また反応について教えてくださいませんか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 道徳授業地区公開講座の中で、がん教育のことについて、これは今年度10月に第五中学校のほうで、これは予定でございますけれども、がん教育のことについて取り上げた講演会を実施をする予定でございます。こちらの講演会につきましては、子宮頸がんを克服したシンガーソングライターの方を招いて、実際に本人から、その克服したことについて、その本人の体験をもとにした命の大切さといようなことを、これからではあるんですけども、実施をする予定でございます。また、これらのことにつきましては、広く地域の方々にも周知をして、また各学校にも呼びかけをしながら参加をしていただきたいといふように考えております。また今まで道徳授業地区公開講座の中でも、生命尊重、がん教育といふことではないかもしれませんが、生命尊重教育を中心とした道徳授業地区公開講座が設けられておりまして、多くの地域の

皆様、そして保護者の皆様が参加をし、このような取り組みは続けてほしいというような感想はいただいているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 済みません、ありがとうございます。

8月29日の第4回いじめ防止のためのシンポジウムにて、東京女子体育大学の美谷島教授が、特別活動が育てる力をとて大事であるとおっしゃっていましたが、これから新しく取り組んでいかれるようながん教育はございますでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） これからのがん教育で、新たな取り組みということでございますけれども、やはり先ほども申し上げたとおり、将来がんにならない予防のためにというようなところもそうですし、また最終的に生命尊重教育というところにつなげていくということもあって、今取り組んでいるがん教育、また病気の予防もそうですけれども、そのようなところで小中学生の生活習慣を、きちんと身につけさせていくということが大切であるというふうに考えております。したがって、今の取り組みをしっかりと充実させて、子供たちが自分たちの生活を見直していくというふうなところを、大切にしていきたいというふうに考えておりますので、今のところちょっと新たな取り組みというところにつきましては、現在は検討してございません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 済みません、ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

これは京都府の取り組みをちょっと御紹介させていただきたいんですけども、京都府が府立医科大学附属病院と共催をして、7月26日に行われた家族と一緒にがんについて学ぶ体験型イベントとして、「夏休みこども「がん教室」」を開催いたしました。府では2013年度から、生命のがん教育推進プロジェクトを実施しており、今回の教室は特別企画で、小学校5、6年生の児童と保護者23組が参加をいたしました。教室では、がん経験者の体験談や消化器内科の先生から、がんの基礎知識の説明、また栄養管理士の方から、がんの予防としてバランスのとれた食生活の必要性などについて説明がございました。参加者は同病院内のがん検診、治療に使う医療機器などを見学、抗がん剤の注射や点滴を行う外来化学療法センターでは、患者がリラックスできる雰囲気、参加者からイメージが変わりましたとの感想があったそうです。放射線治療に使う医療機器では、放射線の照射範囲をがんの形に合わせて自在に使える技術を聞きました。内視鏡室では、親子が協力してシミュレーターを使い、大腸の模型からポリープを取り除く体験を行いました。保護者からも、がんに対する正しい知識を学ぶよい機会になりました。家族みんなで話し合いたいですと語っていたそうです。

当市におきましても、このように親子で正しい知識を学べる機会を、東大和病院や昭和病院との共催で実施していただきたいと希望いたしますが、いかがでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 先ほど申し上げた取り組みの中で、道徳授業地区公開講座というような話をいたしました。その道徳授業地区公開講座は、子供の学習活動に保護者、地域の方がその取り組みを参観いたしまして、一緒に考えていく機会というふうに捉えております。そういうところで一緒に親子で考えるというようなこともできますし、またPTAで主催をして、医師であつたりとか、がん教育のほうに造詣が深い方をお呼びしてやっていくこともできるかなというふうに思っておりますが、今後の取り組みのことにつきましては、また研究をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。大きな3番、消費者の保護についてでございます。

あらゆる詐欺の撲滅についてお伺いをいたします。先ほども壇上にて訴えさしていただきましたが、都内でことしの上半期に確認された特殊詐欺被害額が、前年同期比の8%減であったとのことですが、警視庁から発表がありました被害件数も995件で、前年同期から67件の減少でした。同庁によりますと、被害者の約91%は60歳以上で、うち約76%が女性だったということです。利用科目名などの架空請求詐欺が167件で、息子や孫などを装うオレオレ詐欺が625件と最も多かったということでございます。しかしながら、全国での振り込め詐欺の被害額は過去最悪の182億5,381万円だったそうでございます。昨年の上半期よりも20億円増加をしております、5年連続でふえてるということです。統計を始めた04年以降の最多となったとの発表がございました。

それでは、市で貸し出しをしている自動通話録音機ですが、貸し出し開始から3カ月がたちました。まだ統計などはないと思いますが、エピソードなどがありましたら教えていただければと思います。また、ことしだけの事業なのか教えていただければと思います。

- 総務部参事（鈴木俊雄君） 自動通話録音機の普及状況でございます。午前中に市長のほうから御答弁いただきましたが、この事業につきましては特殊詐欺の対策としまして、東京都がことしの6月に全区市町村に1万台、区市町村と警察に貸与したものでございます。そのうち当市では60台貸与されまして、60台全て1週間ほどで市民の皆様へ、申し込みがありまして貸与したところでございます。対象者につきましては、市内在住の65歳以上の方ということでしたが、平均年齢としましては75.8歳ということで、高齢の方が申し込みをいただいております。その普及状況の内容でございますが、こちらについては警察署でも同じように貸与事業をやっております、今回、警察署のほうは80台ということで、合わせて140台、市内のほうに普及したということですが、やはり振り込め詐欺、特殊詐欺については、電話等での巧みな話術によりまして、高齢者の方を欺くということがございますので、まず第一義的に電話の留守番電話作用になりますので、こちらにつきましては非常に貸与された方のお話ですと、数件でございますが、まず録音されるということで、その場で通話のほうで切れてしまうというお話を伺っております。現在まだ数カ月しかたっておりませんが、被害のほうについては半年間で、1月から6月まで、ことしについては東大和市内では6件ということがございますので、それ以降、件数は増加しないというふう聞いてございます。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） 済みません。この事業は、ことしだけの事業ではなくて、これからも続いていくということでしょうか。
- 総務部参事（鈴木俊雄君） 東京都のほうの事業で開催してるものでございます。当面、今年度、1万台というふう聞いてございます。今年度の状況によりまして、また特殊詐欺のその後の件数によりまして、これをまたふやしていくかどうかというのを、また確認をするということでございます。現在のところ1万台の貸与ということをお伺ってるところでございます。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、特殊詐欺についてお伺いいたします。特殊詐欺とは、どのような詐欺のことを言いますでしょうか。

- 総務部参事（鈴木俊雄君） 通常の軽犯罪法の中におきましての種別の中で、車上狙いとか侵入犯とかひったくりとか強盗とかございますが、こういうものに属さない新しい、電気、電話等を含めましたもので、人を欺

く詐欺ということで、なかなか巧みに最近では詐欺行為が行われているということで、現在、東京都も含めまして警察も、市町村も、こちらについての対応をしているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、各詐欺の被害状況や、過去何年かの被害件数などがわかりましたら、教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 現在、今特殊詐欺につきましては、警察のほうで確認をしております、昨年26年度は21件の被害がございました。被害総額では約5,800万円ということで聞いてございます。また25年度でございますが、こちらのほうは22件の被害がございまして、被害総額では約8,100万円の被害があったというふうに聞いてございます。また先ほど申し上げましたが、ことしの1月から6月までの6カ月間で6件の被害がございまして、被害総額約1億5,500万円というふうに聞いてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

最近では、オレオレだけではなく、「私、私、私だけ」と言って、娘さんや孫娘を装って電話をしてくるケースが多くなっているそうでございますが、近年の傾向や地域的な特色などがありましたら教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 今議員さんおっしゃられたように、大変振り込め詐欺に関しては巧みな演出が加わりまして、登場人物も何人かの詐欺の方が、それぞれの役に成り切って電話をしてくるということでございますので、なかなかその対応については苦慮しているということでございます。市のほうでは、今回、特殊詐欺に対する自動通話録音機のほう、貸与したところでございますが、貸与してないお宅につきましても、留守番電話をしていただければ、それに対応することはできますので、まず初めにかかってきたら、電話には高齢者の方は出ないというようなことで、お願いをしているところでございます。なかなか振り込め詐欺等についての巧みな手口については、日に日に巧みさが増してございますので、それについての被害に遭わないように、市としては高齢者対策として広報等をやっているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 先日の長寿の集いで、オレオレ詐欺の電話があり、おかしいと思って警察に連絡したら、「昼に行きます」と言って、実際に来たのは4時過ぎだったという話がありました。市と警察との定期的な打ち合わせや連絡会などはございますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） こちらのほうも市長のほうから御答弁いただいた内容でございますが、市では東大和警察署と東大和地区防犯協会と連携いたしまして、地域安全市民のつどい等におきまして、この特殊詐欺等におきましての内容について打ち合わせをしているところでございます。市では、市報、また安全安心メール、青色回転灯のパトロールカーによりまして、広報活動を実施しているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

福岡県では、詐欺防止活動に取り組む官民組織「ニセ電話気づかせ隊推進委員会」を発足し、県民ぐるみでニセ電話詐欺対策に取り組んでいるということでございます。内容につきましては、気づかせ隊は、高齢者などへの声かけや異変があった際の警察への通報、詐欺被害防止に向けた広報、啓発に取り組む、県や福岡、北九州の両市、県警、各種団体などで構成されており、金融機関や配送業者、コンビニエンスストアといった企

業、団体に対し、気づかせ隊への登録を呼びかけている。参加への申し込みは、県警のホームページや最寄りの警察署でできるというようなものですが、このような取り組みに対してですけれども、当市でもできるのではないかと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） こちらの特殊詐欺につきましては、東大和警察のほうでも重点的に行いたいというふうに考えてございまして、連携をとった中で市としても、あと地区防犯協会と連携を通じまして、こちらのほう対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、前向きに考えていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

では、次の質問に移ります。4番、認知症の早期発見と早期診断についてでございます。

先ほども壇上にて話をさせていただきましたが、認知症は早期発見と早期診断が大切です。認知症は徐々に進行する病気ですが、早目に症状に合った治療と介護を進めることで進行が緩やかになることもあり、認知症とともに穏やかに暮らすこともできると言われております。認知症の早期発見と早期診断について、基本チェックリストがありますが、基本チェックリストによる把握について教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 基本チェックリストでございますけれども、65歳以上で要介護、要認定を受けていない方に郵送で送ってるものでございます。チェックリストの質問項目の中には、26の質問項目がございまして、認知機能の低下のリスクを予測する項目が3項目含まれてございます。そのチェックリストによりまして、要支援、要介護の状態になるおそれの高い方については、介護予防教室の御案内をさせていただいているところでございますけれども、認知機能の低下リスクがあり、かつ運動機能の支障がない方には、具体的には脳の若返り教室といった認知機能の低下の予防を目的とした事業の御案内をしているところでございます。チェックリストの役割は以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、脳の若返り教室について教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 先ほど若干、内容を申し上げましたが、内容につきましては閉じこもりの予防、認知症の予防、鬱病の予防等の支援が必要とされた方に対して行ってるもので、具体的には健康運動指導士による運動指導ですね、ウォーキング、グループワーク等を実施して、知識の普及や認知機能の低下の予防というものを図っているものでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それでは、市内の医療機関を初めとした認知症の診断ができる医療機関について教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 現在、市内でございますけれども、紹介状のある方については東大和病院で、紹介状のない場合は東大和病院の附属のセントラルクリニックで行っていると聞いてございます。なお、近隣市では立川の共済立川病院、小平市にございます国立精神・神経医療研究センター等で診断を行っているというところは聞いてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 認知症簡易チェックサイトについてお伺いをいたします。認知症簡易チェックサイトでは、家族や介護者の方が身近な人の状態をチェックするものと、自分で御自身の状態をチェックするものの2つのサイトがあるものがよいと私は思いますが、近隣市での認知症簡易チェックサイトの状況について教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 近隣市に確認いたしましたところ、この近くでは国分寺、小金井、立川等、5市で導入しているというを確認いたしました。このサイトは、公益社団法人の認知症の人と家族の会という団体が作成をしたものでございます。内容につきましては、20項目のチェック項目にチェックすることで、3段階レベルの認知症のチェックが出る、評価が出るということで、その場合には相談先として地域包括支援センターの連絡先等が表示をされているようでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、同様の認知症チェックアプリなどありますが、どのようなものか教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） こちらもNPO法人が作成したというものでございまして、具体的にはオレンジアクトというNPO法人がつくったもので、スマホかタブレットでできるというもので、大田区の3医師会のほうで考案したものということでございます。7つの質問項目の中で回答しまして、認知症の疑いがありという判定が出た場合には、先ほどと同じように相談先として、地域の包括支援センターの連絡先が出るといったようなアプリでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） いろいろなツールがあることがわかりましたが、それではなぜ早期発見が必要なのでしょう。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 認知症といいますのは、症状が進行していくと判断能力が低下していくというふうに言われております。認知症の早期発見が必要な理由としては、初期段階で自分の意思を示すことができることから、本人と家族が将来どうしたいのか、どのような支援をしてもらいたいのか、そういった時間を持つことが必要だということと、本人と家族を支援する体制が整うためにも、やはり早期発見が必要だろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、なぜ早期診断が必要なのでしょう。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 早期診断が必要だということで、認知症の原因やタイプを見きわめるということで、治療可能な認知症があれば、その対応ができると。また認知症に類似した疾患であれば、やはり適切な治療によって症状を軽減できる場合もあるということでございます。また治療が難しいと言われる認知症であっても、早期に治療を開始することで進行をおくらせたり、症状を緩和できるということもございますので、そういう意味からも早期診断が必要だということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

最後に、早期発見、早期診断のために国や都の施策、体制づくりについて教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） こちらにおきましては、国の認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランというところで、早期診断、早期対応については示してございます。具体的には、大きく3つ挙げることができると言われてございます。1つには、認知症の地域支援推進員、これは市とかほっと支援センターに推進員を配置することで、認知症施策の事業の企画調整を行うということでございます。それから、認知症の初期集中支援チームの設置ということで、こちらも認知症の専門医の診断を踏まえて、観察や評価を行って認知症の家族の方、本人の初期の支援を行うというものでございます。それから、3番目に地域拠点型認知症疾患医

療センターというのがございます。当管内でございまして、地域拠点型として立川市にございます共済立川病院が指定されてございます。また本年の9月からは地域型ということで、全区市にこの認知症の疾患医療センターを置くということで、当市では東大和病院がそれに当たっているということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

認知症簡易チェックサイトの開設についてでございますが、チェックの結果と合わせて、認知症の予防法のほか、相談先の高齢者ほっと支援センターや、認知症の診断治療のできる医療機関の御紹介などもできたらいいなというふうに思います。認知症簡易チェックサイトの開設を要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時48分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番（木戸岡秀彦君） 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦でございます。通告に従いまして、平成27年度第3回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は4点に関して質問をさせていただきます。

1つ目、公共施設の整備についてであります。

6月の定例会で質問をさせていただきましたが、子供たちの教育環境を考える上で、小中学校のトイレ環境の改善は必要不可欠であります。私が洋式トイレの必要性を求めたのは、親御さんからの意見、要望が多かったからです。御存じかもしれませんが、よりよい学校のトイレ環境づくりを目指し、開設された学校のトイレ研究会という団体があります。トイレ研究会の小中学校のアンケート調査で、トイレに行くのを我慢してしまう理由を、トイレが汚く臭いから、和式便器が嫌だからが圧倒的に多くなっております。またNPO法人日本トイレ研究所の調査で、「和式トイレですることはできますか」との問いに、全体の61%が「できない」と答えております。男子では67%の生徒が「できない」と答えております。学校は災害時の避難拠点となることから、広く一般の市民の方にも利用されます。前回の答弁で非構造部材の耐震工事が終了したときに、改めて計画するとの回答でしたが、ここでお尋ねをいたします。

1つ、小中学校の洋式トイレの増設について。

アといたしまして、洋式変換便座設置の要望に対し、その後の状況と見通しは。

②といたしまして、トイレの悪臭対策について。

ア、定期的な専門業者による実施についての市の考えは。ああ、清掃ですね。失礼いたしました。清掃の考

えは。

③児童館、学童保育の夏場の空調管理について。

アといたしまして、現場の状況を把握しているか。

イといたしまして、上北台市民センターの空調ふぐあいの改善について市の考えは。

2点目といたしまして、芋窪地域の交通手段についてであります。

6月にも質問させていただきましたが、ちょこバスの廃止により芋窪地域の方が不便を感じ、御苦労されている高齢の方がいらっしゃいます。民間タクシーを利用せざるを得ない方、やむを得ず徒歩で駅、病院へ通う方がおられます。住民のニーズに対応するため、新たな地域交通の導入を図り、地域の実情に合った持続可能な運行を実現する必要があると考えます。

ここで、お尋ねいたします。

①といたしまして、7月に行われた各地の地域交通に関する勉強会実施の状況について。

アといたしまして、勉強会を実施して、市として今後の取り組みについて伺います。

②といたしまして、コミュニティタクシーの可能性について市の考えは。

③埼玉県鳩山町で行っているデマンドタクシーの導入はできないのか。

④武蔵村山市のMMシャトルの利用について。

3点目といたしまして、道路交通法改正に伴う自転車マナーと向上について。

自転車事故が多発している昨今、信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に、講習受講を義務づける道路交通法改正が本年6月1日に施行されました。自転車利用者への周知徹底を図るとともに、これを契機に社会全体で自転車マナーの向上を推進していくことが重要であると考えます。平成26年の自転車乗車中の交通事故件数は10万9,269件、平成22年以降、減少傾向にはあるものの、交通事故件数に占める割合は19%、いまだに2割程度で推移をしております。また自転車事故による死者数は540人で依然として多く、悪質な運転への対応が求められております。東大和市では、本年6月末現在で自転車事故は113件起きております。

ここで、お尋ねいたします。

①自転車マナー講習会の実施について。

アといたしまして、自転車の交通ルールを市民へ周知することについて市の考えは。

イ、定期的なマナー講習の実施について市の考えは。

最後、4点目といたしまして、平和事業の推進について。

戦後70年、今回、当市は平和月間事業としてさまざまな企画を行い、広く市民に公開をいたしました。私も数多くの企画に参加し、大変感動いたしました。戦争体験者も高齢化で少なくなってきました。後世に残し、検証していくためにも、今後より多くの方に参加していただきたいと強く実感いたしました。その上で、平和事業を推進していく上で、さらなる広報活動が重要だと考えます。

ここで、お尋ねをいたします。

①今回作成されたDVD、「沈黙の証言者」の活用について。

ア、DVDの貸し出しの取り組み方について。

②平和事業のイベントについて。

ア、8月15日、平和市民のつどいの開催日の継続について。

イ、記念行事を広く市民の方に認識していただくための広報活動のあり方について。

壇上での質問は以上とし、再質問は自席にて行わさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔20番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、小中学校のトイレについてであります。快適な環境のもとで施設が利用できることは大変重要であると考えております。引き続き施設整備に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、トイレのにおい対策についてであります。市内の公共施設ではトイレのにおい対策として、定期的に専門業者による清掃は行っておりませんが、日常的な清掃業務を委託しているとともに、換気扇や芳香剤を利用し適宜対応しているところであります。今後も利用者の皆様に、気持ちよくお使いいただけるよう適切な管理をまいりますと考えております。学校施設につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、児童館、学童保育所の夏場の空調管理についてであります。ここ数年の夏の気候を考慮し、児童館や学童保育所、市民センター等、各施設ごとに適切な管理に努めているところであります。

次に、上北台市民センターの空調ふぐあいの改善についてであります。夏休みに入り上北台市民センターにおきまして、空調のふぐあいがありました。業者による空調設備の清掃により復旧させるとともに、日よけ対策等をあわせて実施することにより、現在は適切な温度に保たれております。

次に、芋窪地区の交通に関する今後の取り組みについてであります。平成27年7月、芋窪地区において開催しました地域交通会議、交通に関する勉強会では、地域の皆様から武蔵村山市のMMシャトルの回送便の営業運行を求める声が多く寄せられております。営業運行するためには、さまざまな課題がありますことから、今後は研究が必要であると考えております。

次に、コミュニティタクシーについてであります。地域で必要とします交通は、コミュニティタクシーを初めとしてさまざまなものがあります。地域に必要な交通を地域の方とともに考え、利用される交通を協働で検討していくことが大切であると考えております。

次に、デマンドタクシーについてであります。当市のような地域性や一定の交通基盤の整った市域においては、市が公共交通にデマンドタクシーを導入することは困難と認識しております。

次に、武蔵村山市のMMシャトルの利用についてであります。先ほど御答弁いたしましたとおり、地域の皆様から寄せられた回送便の利用につきましては、さまざまな課題についての研究が必要であると考えております。

次に、自転車の交通ルールの周知についてであります。自転車は買い物や交通、通学等、日常生活における身近な移動手段として重要かつ便利な役割を担っておりますが、自転車関連事故の割合は拡大傾向にあり、平成27年6月に改正されました道路交通法では、特定の危険行為を繰り返した場合には、自転車運転者講習の受講が義務づけられました。市におきましても、自転車を利用される市民の皆様に対しまして、自転車安全利用五則を基本とした通行ルールや、道路交通法改正に伴う危険行為の内容等を、ハード、ソフトの両面から繰り返し周知していくことが必要であると考えております。

次に、定期的なマナー講習の実施についてであります。市では東大和警察署や交通安全協会の皆様の協力を得ながら、幼児から小学生、中学生に対しまして、毎年、自転車の通行ルールを含めた交通安全教室を実施しております。また東大和警察署におきましては、一般の方や高齢者の方を対象とした交通安全運転者講習会や交通安全教室を、交通安全協会や市が連携して実施しているところであります。自転車マナーの周知や講習

会等につきましては、一度だけでよいというものではなく、繰り返し行い、多くの市民の皆様が自転車の利用ルール遵守の意識を高めていくことが、大切であると考えております。

次に、戦争体験映像記録のDVD作品の貸し出しについてであります。DVD作品は企画課の窓口におきまして企画課が所有しております他の平和資料の貸し出しの手続と同様に、申請をしていただいた上で貸し出しを行っております。

次に、平和市民のつどいの開催日についてであります。平和市民のつどいにつきましては、例年、8月15日の終戦記念日に近い金曜日に開催してはりましたが、平成27年度は終戦記念日が土曜日であること、また戦後70年の節目の年にふさわしいと考え、開催したものであります。平成28年度の平和市民のつどいの開催日につきましては、今後検討してまいります。

次に、平和事業の広報についてであります。平和事業の実施内容につきましては、市報及びホームページへの掲載、市民センターなどの公共施設、ふれあい広場、ちよこバスの車内及び多摩都市モノレールの市内3駅のポスター、チラシの掲出などを行うとともに、個別の事業につきましては、その都度、ツイッター及びフェイスブックにより広報を行いました。特に今回は平和の大切さをより一層伝えるため、市報におきまして戦後70年平和特集号を発行し、周知を図ったところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、小中学校の洋式トイレの増設についてであります。洋式変換便座につきましては、これまで製品が学校に適するものであるかどうかという視点から調査をしてまいりました。洋式変換便座が現在の便器に上からかぶせるように設置するものであるため、限られた個室スペースの設置でふぐあいはないか、また水を流す際の洗浄レバーの使い勝手はどうか、さらには設置後、日常の清掃に支障は出ないかなどについても調査をしていく必要があると考えております。

次に、トイレのにおい対策についてであります。平成27年度に第二中学校では専門業者による尿石除去の清掃委託、第四中学校ではトイレの既存タイル床に消臭機能のあるシートを張る工事を行いました。尿石除去の清掃委託は、日常的な清掃では取り切れない臭気や汚れなどに一定の効果が見られることから、定期的な専門業者による清掃の実施も有効であると考えております。今後も引き続き効果を調査してまいります。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど小中学校の洋式のトイレの増設についてということですが、洋式の変換便座の要望に対しましては、6月の答弁で和式から洋式の改修費用に約30万円ほどかかると言われました。変換便座ですと1つ1万2,000円程度、アウトレット商品ですと4,000円程度で購入ができます。ぜひ、これを検討していただきたいと思っております。

先ほど教育長のほうから答弁がありましたけれども、学校関係に適さないということでしたけれども、実際にこれは工夫をすることができるようにはないのでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 一番の問題は、現状の個室のスペース、こちら限られたスペースでございますが、こちらに設置することになります。そうしますと、既存の便器の位置と、こちらの変換装置の位置との関係で、非常に子供たちが使うとき、使用するとき、座った時点でスペース的に狭くなるというふうに考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ちょっと難しいお話を今しておりましたがけれども、一度、業者に見ていただいて、適正な形ではできないのではないかと、そういった実験っていいですか、そういうのもしてはいいのではないかと思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 6月の一般質問の後、私どももいろいろと調べてみました。その中で幾つか課題ということで、今建築課長からありましたように、ほかにも清潔さを保つということですか、先ほど教育長からもありましたように、いろんな使い勝手、そういうものもいろいろと課題があるなということは現時点では認識しております。引き続き多面的に調査をした上で、学校の実態、東大和の今の学校の実態に合うものであればということの視点で、調査は継続してみたいと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) では、ちょっと調査をよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど学校トイレ研究会、日本トイレ研究所のアンケート調査のお話をさせていただきました。昨年の5月、日本トイレ研究所と王子ネピアの共同調査、小中学校のトイレの調査が行われました。その中で、学校での排便ができなく、我慢しているため、小学校低学年の13.7%が、3日以上排便がない、便秘傾向にあるとの調査結果が出ております。健康上、問題であると思いますが、このような認識はございますでしょうか。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 現在の学校における大便器の洋式と和式との割合ですと、洋式が3割程度という状況でございます。それに対して各御家庭の状況というのは、ほぼ洋式化ではないかなと考えられます。そのようなことから、生活様式との乖離といいますか、差があるということで戸惑いなどもあろうかとは推察できます。学校に入学される際には、保護者の方にも機会があれば和式でのトイレ、用を足すということも実際に見ていただきたいということをお願いをしたりしております。子供の健康にかかわることでございますので、トイレにつきましては引き続き、より快適なという視点でできることを努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) トイレの洋式に関しては、かなり費用の面でと言われましたけれども、毎回、毎回の毎年の予算で1つでも2つでも洋式トイレの増設を、何とか予算に計上を、ぜひしていただきたいなと私は強く思います。

ここで1つ提案なんですけれども、「あったらいいな」の小林製菓、御存じだと思いますけれども、社会貢献の一環として、小学校に洋式トイレプレゼントを2010年より実施をしております。2019年までに100校に寄贈する予定になっております。そしてトイレを寄贈するとともに、排便の大切さやトイレの正しい使い方を啓発するトイレ授業を社員が行っています。調べてみたら、ことしは12校が決定し、現在60校が決定しております。ぜひ当市も、2016年の来年度の申請をしてみたいかがでしょうか。ちなみに、ことしの受け付けは3月2日、締め切りが5月1日となって、12校が決定したということですが、ぜひ申請をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建築課長(中橋 健君) 今議員のおっしゃったことにつきましては、これまでもいろいろ調査してまいりましたが、改めて調査して検討を進めたいと思います。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) これはホームページでも、すぐ見ればわかりますので、これは調査というよりも、ぜひ無料ですから、予算かかりませんのでぜひ。これ感動的なんですよ。というのは、洋式トイレができたところの学校、申し上げなくても、トイレができただけで盛り上がってるんです。元気になってるんです。そう

いった1つでも、予算がとれないのであれば、こういうこともぜひ実施をしていただきたいと思います。いかがでしょうか、調査というよりも。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 私ども財源ということもありまして、民間あるいはそのようなトイレについて活動しているNPO、そういう情報というものも情報収集もしてまいりました。実際に市内の学校でNPO法人の日本をきれいにする会ということで、市の市P連が講演会ということでお招きされたことがありました。その中で学校のトイレを、全てきれいにしていくというようなことで、徹底的に磨き上げるというような、そんな活動をされていらっしゃる団体でした。実際、市内の学校におきましても御指導を受けまして、そのような方々の指導のもとで、保護者の方ですとか、いろんな方に御協力いただいて磨いたこともございます。今御提案のありました件も含めまして、制度についてよく調べまして、東大和市で実態と合うということであれば、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** これは実態に合うと思います。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、トイレの悪臭対策についてでございますけれども、定期的な専門業者による清掃についてということですが、各公共施設のトイレの清掃状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** トイレの清掃につきましては、毎年度、トイレの清掃、民間の業者に委託しております。各学校、各トイレ、定期的に行っているところでございます。

以上でございます。

○**中央公民館長（尾又恵子君）** 公民館では、5館ございますけれども、週に二、三回の定期清掃を行っております。通常の家庭で行うような清掃になっておりますけれども、洗剤で便器と床を清掃している状況でございます。特に消臭対策の洗剤などは使っておりません。

以上です。

○**市民生活課長（田村美砂君）** 市内の6カ所の市民センターの清掃状況でございますけれども、こちらも曜日は違いますけれども、毎週4日、清掃に、委託業者に入っております。こちらも特に特別な薬品等の清掃とかは行っておりませんが、定期的には拭き掃除、掃き掃除などの清掃をいただいております。

以上でございます。

○**環境部長（田口茂夫君）** 私のほうから、公園等の関係の清掃状況のほうをお話をさせていただきます。基本的には、週2回を中心に行っております。場所によっては週3回、また駅前については毎日行っているようなところもございます。清掃については、一般清掃ということでございますので、他の公共施設と同様な内容となっております。

以上です。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

トイレの悪臭ですが、特に悪臭があるところに関しては尿石除去、床改修をするということでしたが、小中学校ですね。また再度伺いますけど、実施した箇所と、先ほど効果があるって、どのような効果があるのかお聞かせください。お願いします。

○**建築課長（中橋 健君）** 専門の業者による尿石除去の清掃でございますが、過去に平成25年度の末にですが、試験的に第二中学校におきまして尿石除去を行いました。このときから経過を見ておりますが、におい、それから汚れ等、効果があるということで、今年度、夏に第二中学校におきましては、残りのトイレ、部屋を同じ

ように尿石除去の清掃委託を行いました。こちらにつきましても、現状効果はあるというふうを考えておりますが、今後の経過につきましても追って確認していきたいと思っております。

あともう一つ、床の改修でございますが、こちらのほうは平成26年度に第四中学校におきまして、これも試験的でございますが、床の乾式化ということで床のシートを張りまして。やはり効果があるということで、今年度、残りの校舎の全体の半分でございますが、床のシートを張りまして、こちら引き続き効果を見ていきたいと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。効果が出てるということで何よりですけど、ぜひほかのところに関しても進めていただきたいと思えます。

先日、市内の公園にあるトイレ、10カ所と、東大和市駅前のトイレの環境の状況をじっくり見させていただきました。全体的には、清掃は行き届いていると思いましたが、改善の余地があると思えました。何点か、東大和市駅前ですけれども、これに関しては便器の汚れが特に目立ちました。また上仲原公園の2カ所のトイレですけれども、これはにおい対策は速急にしたいほうがいいのではないかなと思えます。また仲原西公園のこれは和式のほうですけれども、ちょっとにおいが出てきております。改善を、ぜひしていただきたいと思えます。

実際に見たのは、共同か——女子トイレは行けませんので、男子トイレを中心にさせていただきましたけれども、その点の改善をお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 議員のほうから幾つかお話がございました。東大和市駅前のトイレにつきましては、本年度、少し流れが悪くなるということもございまして、実際に修理等も実施をしております。その際、排水管の中の尿石を撤去したというふうな工事も実際には実施はしているところではございますが、何分やはり設置から年数がたっているということもございまして、なかなかにおいまで全て撤去は、状況は改善されたというふうなところまでは、なかなか難しいのかなというふうには考えてございます。他の施設におきましても、においにつきましては、なかなかやはりこれは全てとるのが難しい状況でございまして、一般の御家庭の中においても、トイレには芳香剤等の設置などによって、においを緩和するような措置もありますが、そういった商品を置くことも、一方には、手法としてはあるのかとは思いますが。ただ公園の性質上、やはり不特定多数の方が御利用されるということもございまして、私どもこのトイレの維持管理、大変苦慮してございます。やはりいたずらをされたりですとか、壊されたりですとか、場合によってはトイレトーパーを全部ぬらされたりですとかって、いろんな問題でちょっと苦慮してございます。そういったにおいの芳香剤等を置くことにつきましても、一考の余地はあるかとは思いますが、そういったところの対策等も、やはり考えなきゃいけないかなというふうには思っておりますので、少し検討はしてみたいというふうには思っております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） よろしくお願ひしたいと思えます。

後ほどちょっと提案をしたいことがありますので、あれですけれども。

公民館の施設ですけれども、前回答弁のにおい対策として、芳香剤も使用しているということですが、これいろいろ私も調べてみたら、この芳香剤というのは尿石だとかさまざまなことと混同した場合には、逆に不愉快なにおいが発生するということがわかってきております。そういった意味では、いろんな状況を見て対策についても検討していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 公民館のトイレで芳香剤を使っているところはございます。過去にも答弁した

とおりでございますけども、5館ございますけども、それぞれ適宜対応をとってやってきているところがございます。今議員のおっしゃられた芳香剤が、ほかのものと一緒になるとよくない状況になるというようなお話ございました。私どもも今お話いただきましたので、それがどういうものかよく、私どももよく調べて、今後対応について判断してまいりたいと思います。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) じゃ、そのことについては、ぜひ見ていただきたいと思いますので、お願いします。

ここで、また提案なんですけれども、先日、都内の展示会で出展をされておりました横浜市にあるトイレの専門業者、一応連絡をいたしまして、トイレ診断の話をいたしましたところ、無料でしていただけるということでした。また、ちょっと突っ込んでお話をしましたら、これは可能かどうかわかりませんが、特に交渉が可能であれば、悪臭が発生してるところ、先ほどの東大和の駅前のにおいてというのはなかなかというのがありましたけども、1カ所だけでも無料で清掃して、そして試した上で検討できないのかなということを感じたんですけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 今議員から新たな御提案をいただきました。その事業者ともちょっとまだ、状況等もわかりませんので、ちょっと調べてみまして、市としてそういったものが対応が可能なのかどうか、一般的には、御家庭等とのやりとりの中で行われるのが一般的かなというふうに思いますので、公共事業等にそごうような事業者なのかどうかということも含めまして、ちょっと調査はしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) また後ほど資料もお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、児童館、学校、学童保育の夏場の空調管理の適正についてということですが、この現場の状況を把握しているかどうか、ほかの児童館、学童保育の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○青少年課長(中村 修君) 現場の確認のほうは、職員が日々おりますので、そちらのほうで管理はしております。また単独の児童館と学童保育所のほうは私のほうで管理しておりますが、市民センターにあります複合館につきましては、市民生活課のほうで管理運営をしておりますので、その職員が管理をしてるところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 先ほどお話ししました上北台市民センターの空調ふぐあいということで、先ほど市長の答弁で、修理をして快適に過ごせるようになった旨のお話がありました。これについてですけども、実はこの7月ですかね、この夏場に、ある上北台に通っている児童の親御さんから、公民館が暑いと、かなりお子さんがいるので、大変ですけども、どうにかならないんでしょうかということで、上北台の市民センターに私も伺いました。空調は夏場でも30度から31度ということで、その中で担当者も2名ほど熱中症になったということもお聞きしました。親御さんから不安の声が上がっていたということも聞きました。私が夏場に行ったときには、30人ほどの児童がおりましたけれども、多いときには60名、60名を超えるということで、今までよく我慢していたのかなということを感じました。この上北台市民センターの空調ふぐあいというのは、いつごろからだったのかおわかりになりますでしょうか。

○青少年課長(中村 修君) 私のほうも、夏の間、暑いというのは聞いてたんですけども、そこまでの30度というのはわかりませんでしたので、7月の末のほうに、やはりうちのほうにも保護者の方から御連絡があり

ましたので、早急に現場のほうを確認させていただきまして、すぐに機械のほうまでは手は回らなかったんですけども、よしずとか、お湯を沸かさないとか、そういうような形の対策はとらしていただいたところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） その対応をしたということでしたけれども、実は今年の夏場もかなり暑くて我慢をしていたということもお聞きをしました。私がお邪魔したときに、よしずをやったりとかいろいろ対策をしましたということで聞きましたけれども、やはり専門的な清掃業者、先ほど公民館を含めて家庭的な、トイレもそうです、清掃ということをしておりまして、これは頑強と申しますか、空調の奥のほうの清掃ができていなかった、専門業者でないとできないということで、それを行った結果、空調がうまく動いて、スムーズに、快適に過ごせるようになったと聞いております。やはりそういったことを、今回のことではなくて、これは前からそういうことがあったということをしかり、いち早く情報をキャッチをして、そういった専門的な業者にも、特に老朽化が進んでるところに関しては、そういう点検も怠らないように行っていただきたいと思いませんけれども、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私も、この担当になりまして、今4年目を迎えて、夏場は夏休みということで学童保育所は全部回らしていただいて、特にお弁当を皆さん持ってきてるので、弁当と一緒に食べたり、給食を頼んでいるところがあると必ず行って、どんなもん食べてるのかなというところで、訪問、それから視察してるところでございますけれども、空調の点検というのは、夏場と冬場の切りかえの点検はやっているんですけども、性能までのはやってないということを聞いておりますので、実際に稼働して、マックスのときにどうなってるというところで見ないと、なかなかわからないのかなというところが今回わかりましたので、今後はそういうところも疑って、早急に業者をお願いするというのが、やはりベストな方法かなというところを勉強させていただいたところでございますので、今後については今回のことを教訓に進めさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今後ともよろしくお願ひしたいと思います。何人かの方から、もう本当に助かりましたということで、喜びの声もお聞きしておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、次の質問に移らさせていただきます。

芋窪地域の交通手段についてということですが、7月に勉強会が各地域で行われたと思っておりますが、勉強会を実施して、市として今後の取り組み方についてお伺ひしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 7月に市内の3地域で勉強会を開催していただきました。各地域ともそれぞれ感触が異なりまして、それぞれの事情を抱えた地域ということになっております。今後につきましては、それら各地域にふさわしい取り組みというのは、どういったことがいいのかといったことを検討しながら、研究しながら進めていくことが大事かなというふうに思っています。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 3地域ということでしたけれども、別途、出前講座ということで、市民からの要望でかなりの人数が集まったということで、奈良橋ですかね、やられたということで、その状況はいかがですか。

○都市計画課長（神山 尚君） 実は芋窪の勉強会に出席された方が、たまたま奈良橋のほうにお住まいの方で

して、その方が所属してるサークルのほうから、奈良橋地域で同じような内容で勉強会をやってくれないかというお話をいただきまして伺った次第でございます。内容としては、芋窪その他の地域と全く同じ内容でやらしていただいております。参加人数は40人から50人ほどということで、非常に多くの方が参加していただいております。その中でいろんな意見いただいておりますけれど、芋窪地域にお住まいの方も、その奈良橋のほうにお越しになっていただいた方がいまして、そういった方については芋窪地域にバスを走らせてほしいというような、そういった要望も奈良橋の場でいただいたりしております。その他、全般的にバスのお話で、シルバーパスのお話とか、そういったお話を、全般的なことを伺っております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） かなりの人数が集まったということで、やはり関心が、当然皆さん困ってますから、あるかなということと思います。

続いて、2番目のコミュニティタクシーの可能性についてということですが、先日、コミュニティタクシーとデマンド交通を実施している神奈川の秦野市に状況を聞いてまいりました。秦野市の人口は16万8,000人、民間バスの赤字路線廃止により検討され、実施に至った経緯があります。地域、事業者、行政が連携を取り合っている。特にコミュニティタクシーは順調に推移し、市民の足として喜ばれております。このコミュニティタクシーに関して、市として今後の取り組みについてお聞かせください。

○都市計画課長（神山 尚君） 市内3カ所で勉強会をした際にも、ちょっとお話しさせていただきましたが、コミュニティタクシーの導入に必要なことは、やはり持続可能なものをつくっていくということが必要じゃないかと思っております。そのためには、地域の住民の皆様にあまねく御利用していただけるような、そういった機運の盛り上がりが必要で、そういった地域と市と一緒に協働して、そういったものができるかという検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 勉強会、まず実施をしましたけども、次の段階としてどういうことをすれば進んでいけるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 各地域とも、それぞれいろんな事情があります。芋窪地域につきましては、回送便の御利用というお話もいただいておりますので、そういったものも含めながら、それとその後地域の状況ですね、盛り上がりの状況等を見ながら、回送便、それからコミュニティタクシー、両方並行して検討できるような、研究できるようなことができればよろしいかと思っております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） よく盛り上がり、盛り上がりというお話をするんですけど、盛り上がりのある地域、湖畔地域は盛り上がりがあると聞きしてるんですけども、どういった盛り上がりでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 湖畔地域につきましては、ことしの7月に限らず、説明会なり勉強会なり重ねた際に、比較的多くの方が出ていただいているという実情があります。それと7月の勉強会は、こちらのほうのお話の趣旨を理解していただきまして、自分たち自身も何か協力しようという、そういった雰囲気を感じられる地域でございました。例えばちょこバスの利用促進策について尋ねてみますと、広告収入をどのようにふやすかといったような御意見とか、それから地域住民と利用促進策を考えていくことは非常にいいことだなどといったような建設的な御意見も頂戴しております。市が勉強会を開催する以前から、また地域の有志の方が、独自で地域交通の勉強を始められるといったような、そういった状況もあります。そういったことから、機運

が盛り上がっているというようなことで表現させていただいております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) じゃ、そういった地域、地域にそういった地域性の意識の高まりというか、そういう中心者を置くということが大事じゃないかなと私も思うんですけども、しっかりそういった意味では、また連携もしっかりとっていきたいと思っております。

続いて、埼玉県の鳩山町が行っているデマンドタクシーの導入についてなんですけども、今まで他の議員からもデマンドタクシーについての件を一般質問で取り上げておりますけれども、これは困難であるというお話を何度もしておりますけども、この困難の理由、ちょっと具体的に教えていただきたいんですが。

○都市計画課長(神山 尚君) デマンドタクシーということですので、デマンドといいますと要求ということになりまして、人口が多いとデマンド交通に対する利用者の要求は多くなりまして、全利用者の要求を満たすような運行というのが難しいということがあります。それと、一般的にデマンドタクシーというのが、過疎地向けの交通というふうに理解しております。交通インフラが整備されている都市圏、こういったところにはデマンドは適さないのではないかと考えております。例えば芋窪地域全体として見ますと、上北台駅が近くにございまして、青梅街道には西武バス、それから都バスが走っております。東大和市のようなコンパクトな市で、一定の交通基盤が整っている区域に、デマンドタクシーはなじまないものというふうに考えております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) デマンドタクシーを運行しているところ、幾つか調べてみたんですけども、鳩山町に関しても訪問してきましたけれども、鳩山町は人口が1万4,000人、当然少ないわけですけども、特に65歳以上の高齢化が高く、町全体で34%、人口がちょっと密集しているニュータウン地区では42%ということなんです。当市は25%の高齢化率ですけども、今後、高齢化がまた加速をするとは思いますが。この鳩山町も、バス路線が廃止になり、検討をされ実施をいたしました。また本年に入って、埼玉県の三芳町、ここは人口は3万8,000人ですけども、この7月からデマンド型タクシー「のぞみカー」というものが、高齢者の声から市が動いて運行するようになったと。また隣の武蔵村山市、これは実証実験運行ですけども、人口が7万2,000でデマンド交通が開始していると。そういうことを見ると、ただ単に過疎化というよりも、そういった地域、地域で実現可能ではないかなとは思うんですけども、いかがでしょうか。

○都市計画課長(神山 尚君) 議員さんのほうで通告のありました鳩山町でございますけど、今御指摘がありましたように人口が当市の5分の1以下というふうな状況もありまして、面積が逆に当市の2倍と。それから人口密度が当市の11分の1程度ということで、なおかつ鉄道駅が町の中になかったというようなことがありまして、路線バスも町の端っこのほうを中心に走っているような、そういう状況です。タクシーの会社も町内になかったというような、そういった交通事情です。そこを当市の状況と比べますと、当市の場合はタクシーの事業者もありますし、路線バスも縦横に走っております。そうなりますと、なかなかこのフルデマンドという形でのデマンド交通の導入というのは非常に厳しいものがあるというふうに考えております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 先ほど鳩山町、それ以外でも秦野市ですかね、秦野市もデマンド交通とコミュニティタクシー、両方とも運行しております。さまざま、やはりこういうことを行うためには、先ほど市でも勉強会ということを行いましたけれども、やはりアンケート調査ですかね。ちょこバス廃止になった地域のアンケート調査というのも実施してみたいかなと思っておりますけど、当然、地域、実情に合ったアンケートのつ

くり方にはいろいろ工夫はあると思いますけれども、このアンケート調査についてはいかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 地域の御意向を把握するという方法で、アンケートということの御指摘かと思えます。小平市の状況なんかも見てみますと、やはりその辺は地域の中でコミュニティタクシーを考える会などというものがございまして、そちらが中核となってアンケートをやっているような状況もございまして。市がやるのがよろしいのか、それとも住民の皆さんと協働でやるのがよろしいのかというところですけど、やはりその辺も協働で進めていければというふうに考えているところであります。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど勉強会を実施しましたけども、この勉強会、1回やっただけでは何も基本的には進まないと思うんですね。そういった意味では、次の段階として先ほど言ったアンケート調査なり、さまざまな、勉強会に参加してる人は声かかって、人数的にも少ないと聞いております。そういった意味では、地域の方のアンケートも聞きながら、本当にその地域の実情に合った交通が必要ではないかなと思います。

先ほど冒頭で私がお話したように、たまたま芋窪の勉強会で私も参加をしましたけれども、たまたま隣に座った高齢の方が、実はちょこバスがなくなって、実際買い物に行ってるんですけども、何とタクシーで行ってるっていうんですね。今初乗り700円超えています。だから1,400円、1,500円かかると、そういうことも聞いております。また今までバスで行ってたのに、病院、駅までは行けないので、1時間もかけて歩いていってるというお話も聞いております。少数意見か、それはいろいろ地域のアンケートをとってみたいとわからないですけども、それをやっぱり解決するためには、そういった交通が必要ではないかなと私は思います。そういった意味では、次の段階として、次の施策として勉強会の、またさらなる次に向けての協議を、ぜひ行っていただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 7月に初めて地域の勉強会を開催したということでございます。この勉強会につきましては、今後続けていければ、お声がかかってくるような状況であれば、市のほうも一緒に協働の考え方を進めていきたいというふうに考えているものでございますので、今後はその中で出てきたお話、いろんな議論を踏まえまして進めていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私も地域の方から、さまざまいろいろお聞きして、また市のほうに提案をしたいと思っております。

続きまして、4番目、武蔵村山市のMMシャトルの利用についてですけども、上北台から乗車ができないのかという、どうしたらできるのか、条件があれば教えていただきたいと思っております。

○都市計画課長（神山 尚君） 武蔵村山市のMMシャトルの活用ということになりますと、やはりまずは武蔵村山市さんの御理解を得る必要があります。それと、また運行事業者である立川バスの御理解ということもあります。さらに、武蔵村山市との関係で申しますと、MMシャトルは今武蔵村山市の運行で使っておりますので、その運行計画に支障が出ないような形での回送便の利用ということになります。またさらに回送便の利用ということに伴う、その経費面の負担といったお話も、今後はそういった話も出てくるのではないかと思います。さらに運賃の関係ですけど、武蔵村山のMMシャトルが170円という形になっています。芋窪街道が今現行で、朝の便だけなんですけど、立川バスの路線バスが走っておりまして、運賃が180円ということになります。そうしますと、1つの路線で2つの運賃ということにもなりますので、その辺の調整も今後は必要になってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） この件に関しては、もう何度もさまざまな一般質問で出てるとは思いますけれども、何とか進展をしていただきたいな。当然やることですから、当然経費もかかることです。1つ、またこれも提案なんですけど、ちょこバスが今走っておりますけども、今うまべえだとか、平和事業の建造物だとかさまざまなラッピングがされておりますけど、企業広告のラッピング、公募によって収入源も図れるとと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今回の運行の見直しに当たりまして検討を行いました。地域公共交通会議等の中で、運賃収入以外の収入をどうやって得たらいいかというようなこともありました。広告料金をふやしていく必要があるだろうということは課題になっております。それと同時に、車体へのラッピングについても検討いたしましたけれども、なかなか民間バスがやってるような、思ったような、思い切った広告についてはいかがなものかというようなことから、ちょっとそこには至っておりません。もう少し小さなもので、可能であれば市のキャラクターや市のイメージをラッピングしたものに干渉しない形であれば、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 干渉しないと、ぜひ検討もしていただきたいとしますので、よろしくお願いいたします。

じゃ、続いて次に移りたいと思います。

3番目、道路交通法改正に伴う自転車マナーと向上についてですけれども、自転車マナーの講習会の実施についてということで、アとして自転車の交通ルールを市民へ周知することについて市の考えはということで、講習会をやっているというお話を聞きました。市長の答弁で、幼児だとか小中学校に対しては、毎年、交通安全教室を実施しているということでした。お子様に関しては、参加率は高いと思いますが、一般の方への対象の講習会などの参加状況はいかがでしょう。また今回、改正に伴って市として何か取り組んだことはございますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 交通安全教室につきましては、幼児から小学生、中学生につきまして、毎年、定期的実施してございます。また一般の方についてでございますが、一般の方につきましては東大和警察署主催で、市民の方を対象としまして交通安全運転者講習会に市も出席しまして、市内4地域において年2回、春と秋に実施してございます。車だけではなく、自転車の通行ルールなども取り入れているような状況でございます。

もう一つ、高齢者の方を対象にしたものも、平成26年度実施してございます。こちらも東大和警察署主催によるものでございますが、歩行者教育システムによる体験型交通安全教室ということで、今回、初めて警察署のほうで実施したものでございますが、こちらについても歩行者の関連だけでなく、自転車の安全な乗り方などの通行ルールも取り入れてございます。

先ほど人数ということでございましたが、先ほどの市内4地域において年2回行っている交通安全運転者講習会につきましては、平成26年度でございますが、年間で76人となっております。ことしの3月、行われまして高齢者の方の講習会につきましては30人ということになってございます。

それと、改正して何か取り組んだことということでございますが、道路交通法の改正が平成27年6月1日に改正されまして、自転車運転中、一定の期間内に危険なルール違反を繰り返した場合には、自転車運転者講習

を受けなければならないことということになったものでございますが、そのパンフレットを市のほうで作成いたしまして、これを公共施設に置いてございまして、その他、今後につきましても、この土曜日に、9月12日でございますが、交通安全市民のつどいがございますが、そちらでも配布するようなことも考えてございます。以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。いろいろ取り組みをしてるということですけども、最近の自転車の事故を見ますと、20代から30代の方のながら運転による事故が多く見受けられます。イヤホンをしてながら、携帯を見ながら、事故を未然に防ぐためにも、大人の運転マナーの教育が大事だと思います。市として安全教室、安全運転講習会など、参加しやすい工夫をぜひよろしくお願いをしたいと思います。特に何か工夫をしてるということはございますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 工夫をしているというところでございますが、中学生に対しましての交通安全教室につきましては、平成21年度でしたか――ぐらいからスケアードストレートといいまして、体験型の交通安全教室を実施してございます。それと、これは工夫ということではないんですが、交通安全市民のつどいやゲートボール大会におきましても、警察署による交通安全教室を実施してございまして、こちらについて一般の方や高齢者の方を対象に行っているところで、そちらのほうのPR、宣伝等をしているような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

広報活動ですけども、先ほど土木課長がお話したように、チラシをつくったと。実は私も見させていただきました。各地域のところに行って、そういったチラシを見させていただきましたけども、東大和市でつくったのはかなり具体的でわかりやすいということを感じました。ぜひ、市民に広報を積極的に行っていただきたいと思います。

また自治会の回覧とか、マンション地域なんですけれども、マンション地域の掲示物とか、そういったものの張り出しというのにも効果があるんじゃないかと思っておりますけども、今まではそういった取り組みはしたことありませんでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） こういうようなパンフレットの配布等の関係でございますが、特にマンション等を、そこに特に配布したということはありません。市のほうでは、公共施設等におきまして、そちらのほうでパンフレットを置いてるような状況でございますので、今現在のところは特に配布してるというような状況はありません。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 多く市民に伝えるためにも、そういった掲示板等も利用していただきたいなと思います。

先日、自転車マナーアップ運動を積極的に実施をしている群馬県庁にも伺いまして、交通政策課の方にお話をさせていただきました。群馬県は、昨年の12月に交通安全条例が施行をされております。条例のきっかけは、群馬県は高校生の自転車事故が多く、全国でワースト2位ですか。1位が長野、2位が群馬ということで、かなり危機感を持って安全対策について考えていたそうです。昨年、議員提案として提出され、成立をしたとお伺いしました。現在、高校生の自転車事故は減少傾向にあるということです。年間を通して自転車利用者に交通ルールの遵守と交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故の防止と危険、迷惑行為の防止に取り組んでおりま

す。3点取り組んでおりまして、年間を通じて自転車マナーアップ運動を実施している。毎月15日、自転車マナーアップデーを設けていると。5月は運動強化月間ということで、広く市民に伝えるということでありました。

また島根県の松江市でも、自転車安全利用条例が昨年の8月に施行されました。松江市も自転車利用が全国の平均よりも高いということで、自転車対策ということで条例ができたそうです。

また兵庫県でも、全国初となる自転車保険加入条例が本年の4月1日に施行されました。この条例施行により、自転車利用者などは自転車事故より生じた他人の生命また身体の損害を補償する保険の加入が義務づけをされました。そのため、ひょうごのけんみん自転車保険を開発し、賠償責任保険と傷害保険とのセットプランで、他人にけがをさせた場合だけではなく、自分自身のけがなどにも備えることができます。日本サイクリング協会の調査によりますと、自転車保険の加入率は2割となっております。事故により高額賠償の判決事例も起きております。保険加入の促進も必要だと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 自転車保険の関係でございますが、市におきましても、市報による周知やホームページで自転車の保険に加入しましょうというようなことで、そういうことで宣伝といいますか、そういうことで載せてございます。こちらの保険に入りましょうというのは、住民の方が事故を起こされたときに、高額な賠償額、そういうこともかかわってきますので、こういうことで宣伝さしてもらってございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時53分 休憩

午後 4時 3分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今回の道路交通法改正について、いまだに具体的な内容を知らない住民が多いのが実態であります。先ほど、市で自転車運転講習の義務づけのA4のチラシが作成をされました。実は私、マンションに住んでるんですけども、掲示板があるんですね。今までマンション内の掲示板の内容だけだったんですけども、ことしから、たまたま今度、上仲原公園の市民運動会の案内とチラシがありました。それを見ますと、かなり減ってるんですね。そういった意味では、かなり関心があるんじゃないかなと。そういう掲示板も見るケースがありますので、ぜひこのようなすばらしいチラシができたので、広く市民に伝えていただきたいと思っております。しっかり地元警察と協力して、チラシ、ポスター、PRイベントなどを利用して、周知徹底をお願いをしたいと思います。いかがですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま木戸岡議員から御提案もいただきましたけれども、今後は効果的なPRになるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、効果的な広報をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、平和事業の推進についてお伺ひしたいと思います。

今回作成された戦争体験の証言者のDVDの活用についてですけれども、DVDの貸し出しの取り組みの現状ですか、状況についてお聞きしたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 戦争体験映像記録のDVDにつきましては、8月15日の平和市民のついで

先行上映しまして、8月17日から貸し出しをしております。そして、8月17日から企画課の窓口で貸し出しを
してるんですが、その取り扱いにつきましては企画課のほうで平和関連資料の貸し出しの要領がありますので、
その要領に基づきまして貸し出しをしているところです。実績としましては、本日までの期間に8人の方に貸
し出しをさしていただいております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今回作成されたDVDですけれども、広く市民に伝えていただき、私も見まして大
変感動をいたしました。やはり当然広報、さまざまあると思いますけども、これに関しても工夫をして広く市
民に広報していただきたいと思います。また有効に活用できるように、またユーチューブにアップして、広く
世界にアピールしてもよいと思いますけども、いかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） このDVDにつきましては、先日上映しました48分の長いバージョンにつ
きましては、市内の学校、小中学校、そして高校、そして図書館や公民館にも置かしていただきたいというふう
に思っているところで、それと郷土博物館ですね。それとあわせて、ダイジェスト版をつくっております。
そのダイジェスト版につきましては、インターネットで配信するために作成した形になっておりますので、そ
ちらにつきましては市のホームページ上で動画として流すか、あるいはユーチューブというサイトを使って流
すか、その辺を検討しながら……。ユーチューブ、あるいはインターネットのホームページ上ですか——で
流していきたいと思ってます。特に今回は世界に配信するという意味で、英語字幕入りというものもつくら
せていただいておりますので、それらも活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、しっかり世界に発信して、東大和市をしっかり認識をしていただきたいと思
いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、事業のイベントについてですけれども、8月15日、平和市民のつどいの開催日の継続について
ですけれども、戦争体験者も高齢化し少なくなってきました。そのために平和事業の取り組みは、後世に
伝えるため、ますます重要になってくると思います。先日、市長の答弁に多くの人と協働で取り組むことが大
切であるとの趣旨のお話がありました。8月15日は日本にとって歴史的な日でもあり、広く各メディアでも紹
介され、市民意識も高まっております。また今まで、ことは土曜日が重なったということですが、今
まで平日の金曜日に開催されていましたが、土日に開催することで出席者もふえると思いますが、今後はい
かがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） ことは今お話にありましたように、8月15日がちょうど土曜日と合わさ
ったということで、戦後70年ということもございまして、その日に実施させていただきました。8月15日が終戦
記念日ということで、日本にとっても大切な日であることは承知してるところでございますが、これを8月15
日にしますと、平日の開催というんですかね、そういうこともございますので、具体的には平成28年度の実施
日というのは、これから検討することになるかと思っておりますので、土曜日に開催するか、あるいはその8月15
日という終戦記念日に開催するか、その辺につきましても今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今回は土曜日ということで、出席者が多かったのかどうかはわかりませんが、
やはり土日、休日に行くということで、かなりの人が参加をしてるのではないかと思いますので、ぜひ前向
きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、一連の平和事業に関しての広報活動ということですが、さまざま広報をしてるということですが、今回、8月15日、公明党市議団5名、市内8カ所で街頭演説を行いました。平和市民のつどいなど、行事の案内もさせていただきました。今後、市内で車で、こういった広報活動と申しますか、案内することで市民の関心も高まると思いますが、市の考えはいかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市の広報活動、宣伝カーというか、庁用車にスピーカーついておりますので、それらの活用についてかと思えますけれども、にぎわい創出するような事業でしたら、かなりそういう形で地域に出向くということもあるのかもしれませんが、現在この平和市民のつどいに関しましては、若干趣が違う内容なのかなということも考えておりますので、その宣伝カー、あるいはスピーカーによる広報までは、今考えていないところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） いろんな趣旨があると思えますけど、検討もしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、今回、一連の事業で、郷土博物館でプラネタリウムで投映されました「戦場に輝くベガ」が行われました。私も鑑賞をさせていただきましたけれども、ちょうどそのときNHKの取材がありまして、テレビ放映がNHKでされました。こういったメディアの働きかけ、今回、メディアに働きかけをされたんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 平和市民の開催につきましては、マスコミのほうに情報提供してるところでございます。新聞やテレビ各社、十何社に対してという内容になっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 郷土博物館のNHK、私も拝見しましたけれども、これ平和市民のつどい、ぜひ放映していただきたいかなというのは実感なんですけれども。

また先ほどの自転車のマナー等も重なりますけれども、自治会の回覧板とかマンション地域での掲示板へのポスター、チラシの張り出しというのは有効と思えますけれども、この点はいかがでしょう。

○企画財政部参事（田代雄己君） 自治会への回覧板は今やってないところでございますけれども、平和市民のつどいの近隣の住民の方々には集合住宅の家や1戸建て、合計で600戸を超える世帯につきましては、その案内を配らせていただいているところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私もちょうど近くに住んでおるものですから、マンションのポスティングもそうなのですが、マンション、そんなに数がすごい多いわけじゃないので、別に掲示板に、ポスティングですとどうしても処分してしまうという、掲示板ですとある程度長期間張られていますので、そういったのも効果的だと思いますので、ぜひそれも推進をしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。この点に関してはいかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 市の行いますいろんな催し物、行事、イベント等、PR、広報というのは非常に重要な要素だというふうに思っています。今回の平和事業につきましては、戦後70年ということで、節目の非常に大事な、大切な、市としては事業ということを考えまして、平和を後世に伝えるということで、いろいろな取り組み、工夫をしたところでございます。特に先ほどからお話、出ておりますマスコミへの情報提供、こちらのほうもそれぞれの事業に、事あるごとにマスコミ各社、全体的な広報をしてもらうときには全社一斉に、それぞれの社の特徴がございますので、そのようものは1社ずつ、お話をさせていただいたということはありません。

ます。先ほど平和市民のつどいの放送ということがありましたが、取材のほうにケーブルテレビ、ジェイコム
のほうがされておりまして、デイリーニュース等で放映は、平和市民のつどいはされてるところでございます。
今後も平和事業のことだけじゃなく、広報についてはいろいろな工夫を凝らして、それぞれの特徴にあった仕
方があると思いますので、今後も鋭意検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、積極的によろしく願いをしたいと思えます。

市民の皆さんが住んでよかったと言われる誇れるまちづくりに、私も一生懸命取り組んでまいりますので、
今後ともよろしく願いをいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関野杜成君

○議長（関田正民君） 次に、14番、関野杜成議員を指名いたします。

[14番 関野杜成君 登壇]

○14番（関野杜成君） 議席番号14番、関野杜成です。通告に従い、一般質問を行います。

まず大きな1番として、市内農業についてです。

①現在の農業従事者数や農地面積についてお伺いいたします。

②現在の状況と問題点についてお伺いいたします。

③市が考える今後の展望についてお伺いいたします。

大きな2番といたしまして、市長が推進する観光行政の今後についてをお伺いします。

①推進するための今後のイベント予定。

②アピールするための方法について。

③市内の施設等整備について。

アとして、現在の検討課題。

イとして、今後の予定についてお伺いいたします。

大きな3番目です。市が管理する土地についてお伺いします。

①現在の市有地の状況について。

アとして、今後の利用予定。

イとして、問題点や課題について。

②として、借地についての状況をお伺いします。

アとして、今後の利用予定。

イとして、問題点や課題についてです。

この場での質問は以上になります。再質問につきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

[14番 関野杜成君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、現在の当市の農業従事者数や農地面積についてであります。平成27年1月1

日現在における農業従事者数は149世帯、308名であります。また農地面積につきましては、平成26年1月1日現在で67.4ヘクタールとなっております。

次に、市内農業の現在の状況と問題点についてであります。市内ではお茶や果実、野菜などの多種多様な農産物が栽培されております。また収穫された農産物につきましては、直売所を通じて市民の皆様へ直接新鮮な状態で販売されるなど、地産地消を推進しております。さらには農地を、市街地において貴重な緑地空間としても重要な役割を果たしております。当市の農地につきましては、都市化により耕地面積、作付延べ面積ともに減少しております。また農家の世帯数と従事者数も減少しており、農業従事者の高齢化も進んでおります。後継者が確保されている農家は少数であり、高齢化と後継者育成への対応が課題となっております。

次に、市が考える今後の展望についてであります。当市の農業、農地は新鮮で安全安心な農産物の供給という本来の機能を発揮する以外にも、快適な住環境の提供や食育の推進、防災空間の創出など、多様な機能を果たしております。都市化の進行により農地が減少傾向にあり、農地の分散化を余儀なくされている中で、市といたしましては身近な市民の皆様の消費に安定的に応えられるよう、野菜や果樹を中心とした地産地消型都市農業を推進していくことが必要であると考えております。

次に、観光行政を推進するための今後のイベントについてであります。当市の産業振興基本計画におきましては、計画の特徴の一つとして観光の活用を挙げ、観光と連携による情報発信を重視しております。これまでに実施してまいりました観光イベントにおきましては、情報発信という点におきましても一定の成果を上げておりますことから、今後もこの成果を継続、持続させることができるようなイベントを計画し、より高い波及効果を目指してまいりたいと考えております。

次に、どのようにアピールするかについてであります。観光事業の推進においては集客等に結びつく情報発信が最も必要な施策の一つであるため、新たなメディアを活用した情報発信を検討してまいります。また効果的な情報発信には、事業者や市民の皆様のみでなく、通勤、通学等で訪れる多くの方々との協力を得ることが必要でありますことから、市全体での取り組みを重視してまいりたいと考えております。

次に、市内の施設等整備における現在の検討課題についてであります。観光を推進する上で市内の施設の有効活用については検討しなければならないと考えております。

次に、施設等整備の今後の予定であります。観光事業の推進に当たりましては、その活動拠点となる施設等の必要性も認識しているところであります。今後も総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、市有地の今後の利用予定についてであります。市有地につきましては地方自治法において行政財産と普通財産に分類されております。公用または公共用に供するための行政財産については、その必要性はもとより効率性を考慮しながら活用を図ってまいりたいと考えております。また用途廃止等により、行政目的を失った財産については、普通財産として有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、市有地の問題点や課題についてであります。社会情勢や市民の需要の変化に応じ、社会資本を整備及び維持するために、市有地を有効活用しなければならないと認識しております。普通財産の市有地を管理するに当たっては、周辺環境を保全するために、除草等の維持管理経費が必要であります。

次に、借地の今後の利用予定についてであります。行政課題の解決のために必要性や効率性を配慮しながら、必要に応じて土地の借用も活用してまいりたいと考えております。

次に、借地の問題点や課題についてであります。借地は買収に比べて財政負担が少ないなどの利点があります。しかし一方で、所有者への返却や永続的な建築物の設置の困難性から利用に一定の制限があります。そ

のため、活用に当たっては用途などを慎重に検討する必要があります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○14番(関野杜成君) ありがとうございます。

では、再質問に移らさせていただきます。

今、質問に対して市長から答弁をいただきましたが、現在の状況が149世帯、308名で67.4ヘクタールということですが、過去の衰退について、農業従事者、農地面積、あと生産緑地面積等々あると思うんですが、1年単位なのか3年単位なのか、それなりの数字を持つてるとは思うんですけど、ちょっとその点について教えてください。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 過去10年の感じなんですけど、5年単位でお答えさせていただきます。農業従事者につきましては、平成17年1月1日現在、211世帯、466名でございます。平成22年1月1日現在、190世帯、423名でございます。平成27年1月1日現在、149世帯、308名でございます。また農地面積についてでございますが、平成17年1月1日現在、81.2ヘクタール、平成22年1月1日現在、72.3ヘクタール、平成26年1月1日現在、67.4ヘクタールでございます。生産緑地面積につきましては、平成17年1月1日現在、53.4ヘクタール、平成22年1月1日現在、49.7ヘクタール、平成26年1月1日現在、46.5ヘクタールでございます。

以上でございます。

○14番(関野杜成君) ありがとうございます。

今の回答どおり、少しずつどんどん農地がなくなっている状況なのかなというふうに考えますが、単純に今言われた数字を引いていけば、畑とかそういったものが宅地に転用された面積という形で見ていいのかわかるか、ちょっとその辺、もしそうではないということであれば、どのぐらいの面積が宅地になってしまったのか、ちょっとその点、教えてください。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 畑が宅地に転用された面積についてでございますが、26年度の状況でございますが、転用面積が63件、2万4,797平方メートルでございます。ちなみに、こちらは平成26年度当初の東大和市の農地面積が67万4,238平方メートルでございますので、3.7%が転用されたということになります。

以上でございます。

○14番(関野杜成君) ありがとうございます。

平成20年3月に「市民と共に育てる東やまと農業」というものが、市のほうでも作成されております。これの年度は20年から29年、来年、再来年までということなんですけれども、今伺いました現在67.4ヘクタールということですが、こちらに書いてある29年度の目標値というものがあるんですね。こちらでもやはり、もともと市内農業は減っていくんじゃないかという考えのもと、どのような形でやっていけばいいかというようなことも書いてあるんですが、その点については後で質問させていただきますが、34ページのほうの将来目標ということで、61ヘクタールと想定してるとということなんですけれども、10年後、29年で61ヘクタールということですが、現状のほうからするとぴったり合っているのかなというふうに見えてくると。実際67.4で、これから6ヘクタールなくなっていく。これ10年後でこういう形ということですが、先ほど市長の答弁の中でも、やはり食育の推進だったり、防災の関係だったり、いろいろな、農地というものはいろんなところに関係してくるということですが、これ例えば29年以降、またこの農業振興の計画を立てるに当たって少なくなっていくのか、それともどういうふうに関東大和市としては、この市内の農地を保全していくという考えがあるのか、

その点についてお伺いをいたします。

○市民部長（広沢光政君） 農業振興計画、今現在、定めてるものについて目標値に、順調と言ったら怒られますけども、推移してるということで、その中で今御質問者もおっしゃいましたとおり、29年度までの計画でございますので、次期計画、そろそろという形になります。正直申し上げまして、現状、冷静に見た中では、恐らく引き続き減少傾向というものが続くのかなというふうには思っておりますが、私どもといたしましては、後ほどまた御質問あるということでございますけれども、必要不可欠な農業ということでございますので、最大限その減少を抑止するといえますか、抑制する、そういう手はずを整えるべく、計画上も考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 多分そういったことなどを考えるために、この資料をつくるときにアンケートをとったのかなというふうに思ってますけれども、アンケートの中ではほとんどが、やはり息子、娘、親族に農業を継がせたいという気持ちはある方が多いんですが、中にはやはり、それを担い手を、息子が継いでくれないとか、実際にその土地を持つてるのはお父さんですから、その方が亡くなったときの相続とか、そういうのを考えると、やはり継がせたくないとか、そういったお声が、そちらでアンケートをとったものですからわかっているとありますが、多いと思います。

この次の質問の市が管理する土地とか、そういったところも同じような話なんですけれども、基本的にやはり今まで見ると、農業をやられてる方は、ぎりぎりでやられてるのかどうかわかりませんが、土地は持ってても、なかなかお金を持ってない方が多いのかなというところが何となく見えます。そういう意味では、農地を分割して売って相続税を払ったり、はたまたその農地、全てを売ってしまっただけで農業をやめてしまったりというようなことが起こるんですけれども、実際のところそこでしっかりと相続税を払えるだけの農業生産物というか、そういうすばらしい商品があればそれなり売れてくる、売れてきて収入もふえるのかなというふうに思っているんですが、まず初めにお伺いします。今、市内の農業生産物、こちらにも書いてありますけども、その中でこれとって東大和市のアピールできるような農業生産物はあるんでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 東大和市の農業生産物の主なものにつきまして、野菜類が多うございます。大根とかジャガイモ、白菜、ホウレンソウ、ニンジン等でございます。特にアピールできるものとしていたしましては、本日、梨の即売会を行ってございましたので、梨とかお茶が市の主な主力の生産物になるんじゃないかと考えてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 梨農園とか、それこそお茶農園とかというのは、そんなに農地面積としては、私ずっと大和にいますけれども、減ってないのかな。実際に減ってる場所というのは、それこそ野菜とか、そういったものをつくられてる方なのかなというふうに認識するんですけども、もしその認識でよければ、それに対してどのような手だてをして残していこうと思っているのか、ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

○市民部長（広沢光政君） 今御質問者からお話がありましたように、確かに梨ですとか果樹ですね、それからお茶の耕地面積というのはそう大きく減少しているということではないというふうに認識しております。一般的に、先ほどから申し上げてる減少傾向にあるその代表的なものとしては、一般的な畑でございます。恐らくこの部分につきましては、先ほど御質問者もございましたように、相続税の対策等でやむを得ず手放していくというようなことが、まずあるのかなというふうに考えてございますので、その辺につきましては、例えば相

続税の納税猶予の制度の周知ですとか、その前、後継者の育成とも関係してまいりますけれども、生産緑地の追加の指定ですとか、そういったことに周知、それから活用を図るような形で支援をしていけたらなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 例えば後継者ということなんですけれども、ちょっと私もすっかり農業法のほう頭に入っていないので、ちょっと質問という形にしますけれども、現状は身内の方、基本的に親が農業をやれば、子供もたまには農業を手伝ったり、それこそある程度、年になれば手伝っていくという形ですから、その方は多分、農業という形でできるのかなというふうに思うんですが、農業をしたことない方、そして土地を持っていない方、そういった方が農業をしたいんだというとき、そういったときというのは、現状でどのようになっているのか。今市内では市民農園とかそういうの小さいのはあるんですけれども、大きな面積で、例えばそういう何かつくりたいとか、そういったことができるのかどうか、ちょっとその点について。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 農家の方の後継者ということでございますが、農家の方の息子さんが後継者になる場合は、JA等で、あと農業改良普及事業等で後継者研修というのを行ってます。そちらのほうで研修を受けていただきまして、農業技術を習得していただくという形になります。

それから新規就農の関係でございますが、まるきり農家でない方が農家になるということは、なかなか今難しゅうございます。瑞穂町のほうで市街化調整区域の農地を借りて、新規就農になられた方という方は何名かおられますが、東大和市におきまして新規で農家になるというのは、なかなか難しいような状況でございます。以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

ちょっと瑞穂のほう言っていたんであれですけど。たまたま私の友人がめっちゃめっちゃ、先ほども出た、アルコール依存症とかいろいろ出ましたけれど、余りにも飲んべえなやつだったんですけど、結婚した先が農家で、今ではもう手とかそういったものも、しっかり農業の手をしたんですね。そういう意味では、農家は知らない方でも興味があれば、それなりに農業というものはできるのかなというふうに思ってます。そういうふうに思った理由も、その友達のところに行って、バーベキューをするときに、その農地にある、例えばニンニクだったり、トマトだったり、キュウリだったり、そういったもんが、やはり言葉は悪いんですけど、安売りをしているところのものよりも、しっかりとしたものがあると。実際のところ、私も行ってびっくりしたのが、ジョイフル本田にそれがしっかりとあって、どなたがこのトマトをつくりましたとか、そういうことまでされているというようなお話を聞きました。

そういう意味では、今向こうでは多分、青年サポーターなのかな、何かそういうチームを一応つくって、若者で農業を何とかしていこうということをやっているんだというようなお話も伺っているんですが、ある意味、東大和としても、実際やってる方と、これからやろうとしてる方、そういったところをつなげてあげて、そういうやろうとしてる方に、例えば農地を貸すとか提供するとか、そういったことというのはできないのかなと。できるのであれば、私、以前に考えたのが、JAが、例えばその農協が土地を持っての方から借りて、その間に入って貸してあげるとか、ちょっと農地法がなかなか難しい部分もあるので、できないのかなと思うんですけれども、やはりそういう形で新しい後継者というか、農業従事者を入れてこないことには、これから先、予想どおりですから、もしかするともっともっと少なくなっていくと、最終的にはなくなってしまうんじゃないかなというところにもなるんですけれど、その後継者育成の動きって、今お話ししたことができないという

答えになるのかもしれませんが、何か方法ありませんでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 今御質問者のほうから、るるお話をいただきました。確かに先ほど担当課長のほうからはできないというような趣旨のことを申し上げましたが、それは決して新規就農が法的にだめなんだということではございませんので、東大和市の場合、恐らくといいますか、新規就農の方が農業を行うための土地というものを入手することができないということで、新規就農が難しいというふうにお答えさせていただきます。今、例にとりました瑞穂ですとかは、御質問者のほうがよく御存じだと思うんですけども、西多摩方面、特に調整区域なんかも含めまして、比較的遊休農地を貸しますよというような農業経営者の方がいらっしゃる。そこを利用した形の中で、新規就農を図るというようなシステマ的なものができてます。そんなことから、当市の場合は、なかなかやりたいという形がいらしても、その土地をとるところが、まず見つからないということがございますので、そういったものがあれば、今話がありましたように農協等に、JA等にコーディネーター的な役割をとということも、可能ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 実際やられてる農家の方の考えというところになってくるのかなと思いますし、瑞穂の場合は、土地の面積も違いますし、農地面積も全く違う状況ですから。ただ、やはり経験をしたことない人間でも、それだけのものをつくれるんだというのを、私はちょっとびっくりもしましたし、ある意味、今されてる農業従事者の方々も、葉物とかそういったものだけではなく、もっと収入面として安定するような、そういったものというものはお話しされてないのかなと思ってはいるんですけど、前に私が質問したときは、ちょうどマンゴーか何かが有名になったときか何かで、ある意味、水耕栽培でイチゴとか、そういったトマトとか、そういったものはどうかというようなお話をさせていただきました。今となってはトマトが、甘いトマトだとかイチゴだとかいろいろ出てきてますが、まだまだ商品としては、別に国内に売る必要はないんですよね、海外に対して売っていけばいいわけですから、そういう意味では国内で需要がなくても海外に対して日本のメード・イン・ジャンパンだということで売るので、そういうような何かしら今後、東大和市内の農業を変えるような、そういった提案とかそういったものというのは、例えばJA、農協だったり、その団体の方だったり、あと本来は聞きたいなと思って、農業委員会の方だったり、そういった方々が出てないのかどうか、ちょっとその点についてお伺いをいたします。

○市民部長（広沢光政君） いわゆる農業経営の改善というふうにつながるかなというふうに思いますが、実際問題といたしまして、例えば今お話がありましたJAに関しましては、農業経営の改善指導、そういったものを行う団体として存在してるということもございます。そういったところから、その下部団体って言うていいんでしょうか、農業を支援するための農業の関係の団体等もございます。そういった団体におきまして、どちらかという自発的に、例えば蔬菜園芸組合なら蔬菜園芸組合の中で、そういったものについてかなり活発な意見の交換、研究もされているというふうには聞いてございます。確かに物自体の関係も、今御質問者がおっしゃったとおり開発というものは必要だというふうに考えてございます。ただ、当市の場合、どちらかというと販路っていいですか、そういった部分においてはかなり先駆的といいますか、考えてやっているところがございます。先ほどもちらっとお話がありましたジョイフル本田の店先に置いてあったというようなことですが、当市の農家の方々も、そちらの市場への出荷以外に、スーパーへの直接の出荷ですとか、それから御存じのとおり直売所なんかを通じた直売、そういったことにも力を入れておりますので、そういった面での努力といたしますか、経営改善、そういったものには努めてるところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） いろいろと活発に意見交換を行っていると。多分同じ関係の方だと思うんですね、意見交換を行っていると。せっかく意見交換を行って、いいことだと思うんですけど、例えばそこに違うタイプの人間、農業従事者ではなく、何か逆にそういう販路だったり、販売のそっち側の人間を入れてみて、その中で何か話してみたら、結局、農業をやっている人はある程度のことをわかった上で話をしてくれますけど、農業をやっていない方は思ってもみないこと、単純にいえばできないよということでも平気で言ってくると思うんです。そういういろいろな、やはり意見が出ることによって、そういう新しい考え方も出てくるのかなとも思いますので、ちょっとその点も今後検討に入れていただければなというふうに思っております。

それで、るる聞いてきましたが、市はもう一度ちょっとあれですけど、市の考え、今後これをつくってから読んでくださいという話なのかもしれませんが、ちょっと今後東大和としてどうしていくのか、ちょっとその点だけお伺いします。

○市民部長（広沢光政君） 市が考えます農業の将来というふうな考え方でよろしいかなと思いますけれども、先ほどの市長のほうの御答弁にもございましたように、当市の農業、都市化の進行する中で減少傾向にあるというようなことですが、そんな中で目指すべき、先ほどもお話あったとおり、直売所等で私どもの市の農業の場合には、地元の市民の方に野菜、果樹を中心に流通をさせていただいているというところがございます。そういった意味をもっと強めるという意味で、地産地消、消費型の農業、そういったものを将来にわたっても目指していきたいなというふうに考えておりますし、また当市の市民の皆様の多様なニーズ、そういったものに答えるためにも、農地が、いわゆる交流の拠点となるよう、農地の持ってます多面的な機能、そういったものを活用していく必要があるんじゃないかなというふうに考えてございます。いずれにしましても、割かし市民の皆様の身近にある農業ということ意識した中で進めていければなということもございまして、先ほど御紹介ございました当市の農業振興計画のこちらの将来像においても、市民とともに育てる東やまと農業、これは一つの将来像の設定としておりますので、そちらが市が考える将来像ということでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そうですね、農業体験とか、いろいろ「やすじい」のところとか、いろいろやっていますが、実際のところ農業とのふれあいの場づくりにおいて、農業体験農園で拡大とかそういったものは考えているのか、また参加者に対して補助とかそういったものは検討をしていかないのか、ちょっとその点についてお伺いをしたいと思います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 農業体験の事業でございますが、市内に1園ございます。現在、農業体験につきましては、増設につきまして、必要な農地の面積、それから農業者の高齢化等によりまして、新規の開園に至らない状況でございます。農業体験の年間使用料が年間4万円ほどと伺っております。現在、農業体験農園参加者への補助については行っておりません。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） では、農業振興のためにほかにもさまざまな補助事業等、行っておりますけれども、その補助事業に対して費用対効果といいますか、どのような効果が出てるか教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 補助事業につきまして、幾つか御紹介をさせていただきます。

農業振興事業でございますが、産業まつりに対する補助事業がございまして、産業まつりを通じまして、市内農業の実情と農産物を市民に紹介いたしまして、農家と市民の交流の場を創出することによりまして、市内農

業を維持、発展させるという効果がございます。

それから、環境に優しい農業推進事業ということで、農業用マルチフィルムというものを購入、補助いたしております。農家が無公害マルチフィルムを使用することで、汚染物質もなく農産物の生産に取り組める安全安心なものになってございます。さまざま補助を行ってございまして、新鮮で安全安心な農産物を生産いたしまして地産地消を進めているところでございます。

以上でございます。

○市民部長（広沢光政君） 私のほうからちょっと補足をさせていただきます。

補助事業につきましては、先ほど御質問者もおっしゃいましたとおり、当然のことながら費用対効果、それを求めた上で補助をさせていただいてるということでございます。今担当課長のほうから、幾つか実例を示させていただいておりますが、農業全般、さまざまな補助事業ございますが、いずれにおきましても本市の農業のメインでございます新鮮で安全安心な農産物を、市民の皆様にお届けするという部分についての効果というものは、上がっているということでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そうですね。今まで私もいろいろ質問してる中で、市民プレゼン制度とかお話をさせていただきましたが、やはり補助金に関しては一度見直しをしなきゃいけないのかなというふうに今感じました。出してる場所には、もちろん必要であれば出さなきゃいけないですし、できるのであれば、それが何年かたったら、その補助金がなくなるぐらいの、やはり本人たちの経営感覚というか、経営努力というか、そういったものも必要になってくるのかなと。もちろんそういったものを行うに当たって、現状の方に考えなさいと言っても多分無理だと思います。そういう意味では、先ほど活発にいろんな意見が出てるといようなものありますので、それに何か一つスパイスを加えることによって、また東大和農業が変わっていくのかなと。もちろん今つくっているものでどうなのかというもありますし、農業のブランド品というか、ブランド化というか、そういったものもやはりこれから進めていかなければいけないのかなというふうに思っているんですが、方向性としてはやはり市民とともにという、市民と一緒にというところですので、どちらを重きに置くのか、ちょっとそこら辺は農業従事者の方としっかりと、またつくるに当たって話していただきたいなど。

ただ、その市民とともにということであれば、最近、小学校で、私が小さいころ、九小ではすぐ隣のところで芋掘りをしたりとかしてました。あそこも何年前に宅地になってしまって、現状、多分やってないのかなというふうにもあるんですけども、そういう意味では小学校のうちから、やはりそういったところになじませるような形も必要なのかなというふうに思っております。ちょっと今、質問の中で出てきたので、事前にお話はしてないんですけども、農業というところではそれはいかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 東大和市の地域の特性といたしましても、住宅の近くに農地があるということもございます。また学校教育としては、給食に地域の食材を、地域の生産者の御協力を利用していただいて、地場産の農産物も利用させていただいております。そういうことを通じて、さまざまな場面で、生産者のお話を聞かしていただいたり、また給食の際には、こういう畑で、こういう作業を通じてとれたものだということを理解した上で、関心持って食するというようなことで、食育にも寄与していると考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

学校給食では、何か農業の方が来られて、いろいろ説明してるという写真をよく見ます。そういう意味では、

農地のほうで市民農園とか、そういう市民とということであれば、逆にそういったところに貸し出すとか、そういったこともいろいろ検討できるのかなというふうに思っておりますので、私、農業をやってなくて、外から見てるだけですから、農業はどれだけ大変かというものがちょっとまだ体では、私、理解はしてませんが、現状を見るとちょっと大変だなというのがありますので、外からの意見ではありますけれども、こういった意見を農業委員会だったり、そういったところに投げかけていただいて、またすばらしいものになっていければなということで、今回は質問をいたしました。そのような形にしていいただければと、要望だけしておきます。

それでは、次に2番目、市長が推進する観光事業についてです。

何をやっても結局のところはここに、2番に書いてあるアピールするための方法というところになってくると思うんですけども、以前もこの件ではなく、ほかのところでも、メディアにメールを送りなさいとか、メールを送るときはタイトルの部分で、何とか目をつけるような、何かいつも普通にあるようなタイトルではなく、何だこれというようなタイトルをつけるとか、そういったことで目にとまるような形になりますよというようなこともお話をさしていただきました。先ほども私のところじゃなかったのかな、ちょうど平和事業の先ほどの一般質問でも、何社かにメールで送ったと、連絡をしたというようなお話もありましたが、実際のところ情報発信をするに当たってメディア活用ということを書いてありますが、もう一度伺いますが、どのようなものなのかを教えてください。

○市民部副参事（小川 泉君） 観光事業におきまして、情報発信が重要ということで、さまざまなメディアを活用するというをいろいろ検討してございます。現状までにおきましては、情報発信については、もちろん広報、市のホームページ、そしてイベントなどにつきましては記者クラブ等へ情報発信をするといったことによつて、今までは行っておりました。現在考えているものにつきましては、新たなメディアということで、観光のアプリケーションを27年度の事業として制作するというを、今検討してございます。市独自のアプリらしい機能を効果的に盛り込んだ中で、市の魅力発信とイメージの向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで、あらかじめ会議の時間の延長を行います。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

アプリケーションということで、今にそぐった一番いいものなのかな。ただ、それダウンロードした後、どのような形になるのか。よくフェイスブックだなんだと書き込みがあると、1、2とかいろいろ出てくるんですけども、何か市として情報があつた場合とかに、そういうメールが送られてくるのかとか、例えば何か近くに行ったら、この範囲だったら情報が飛んでくるとか、そういう事前の登録をしてもらえばですけども、そういったことまで考えているのかどうか、ちょっとその点について伺います。

○市民部副参事（小川 泉君） 観光アプリケーションを作成した際の波及効果といいますか、特色といいますか、そういったことにつきましては、ダウンロードしていただいた方々に、単にそのダウンロードしたアプリを開くだけではなく、必要な情報、特に市が力を入れて発信した情報につきましては、プッシュ通知といったものを通じて、能動的に市からの情報発信をごらんいただくというような工夫を凝らしたいというふうに思っております。また今議員のほうからお話がございましたように、エリアによって情報を変えるといった部分におきましては、GPSの機能を有効に活用した中で、エリアごとの情報発信等にも役立てていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

今回、一般質問で、私はわざと書かなかったんですけども、平和事業をやった後の9月議会ですから、平和事業でいろいろな形で質問がされるかなというふうに思っておりました。そういう意味では、ちょっとアピールの部分で、私は観光という形でこの戦災建造物に関しては、ちょっとお話をさしていただきたいなというふうに思っているんですけども、今言ったそういうアプリケーションを使ってというのは、あくまでも市側でつくっていたものというところになります。先ほどはメディアに情報を流した。そういうのは、ほかで動いてる方々。なるべくほかで動いてる方々、先ほどの質問者でも、ユーチューブに10分単位のDVDを載せろというようなお話もありました。私もそれを言おうと思ったんですけど、その先がありまして、その10分のスタートの後ろに、例えば寄附を募るアドレスを入れると。この寄附を募るアドレスというのは、クラウドファンディングというのが大分はやってますが、日本でも寄附フォームとか、ジャパンピッキングとか、いろいろありますけれども、最近はいろんなところでやられてます。行政も、このところで寄附を求めています。そういう意味では、英語版もありますので、海外に寄附を求めてもいいのかなというふうには感じておりますので、なるべく大きな形で、市だけがやるのではなく、いろいろな媒体を使ってどんどんアピールできるような、そういったものもしてほしいなというふうには思っております。

ちょっと済みません、言い忘れました。DVD、緊急な作成をしていただき、ありがとうございます。長年ずっとDVDは難しいんじゃないかというようなお話も、自分からしながらも、前期、何とか、もう70年ですからやりましょうということで、私が言ったのか、それとも70年だからつくったのか。まあそれは別としまして、ぎりぎり何とか70年の事業になったかなと。皆さんも今回質問をされてるということは、やはり中身がそれなりにいいものだなというふうに思ってますし、そのいいものを海外に発信しようということで英語版というふうになってました。

1つ、ちょっとせっかく英語版つくってる中で、こういう言い方も変なんですけども、日本語版、耳が悪い方とか、ちょっと聞こえづらい方にも、何か日本語版というか字幕、そういったものもあったほうがいいかなというふうには思っております。これに関しては、一応要望という形でしておきますので、先ほどのクラウドファンディングとかそういった部分、しっかり調べていただいて、いい寄附金のネット上でのものですので、広いというか、多いところは3億円ぐらい集まったりとか、そういうこともされてます。ちゃんとしっかりとそれをやることにより、寄附してもらった方に例えばプレートをあそこに入れてあげるとか、ちょっと私、計算したら2センチ、6センチのプレートだったら2.5メートル、6メートルぐらい、これで1万人のプレートが入ります。そういう意味では、そういうせっかく皆さんに興味のあるそういったところで、プレートという方法も一つなのかなというふうには思っておりますので、よろしく願いをいたします。

アピールする上で、今度はちょっと違う話になります。以前から私、言っていましたフィルムコミッション、あと東京都庁のほうにも置いてありますロケーションボックス等々ありますが、実際今、市はどの部分に登録をしていて、どのような形で行っているか、この点について教えてください。

○市民部副参事（小川 泉君） 市をアピールする上で、東京ロケーションボックス等の利用についてでございますが、現在、東京ロケーションボックスに登録されてる施設につきましては、市の施設では郷土博物館と中央公民館がございまして、また水道局のロケーションボックスが、村山貯水池、多摩湖のほうに登録してございまして、こちらのほうにつきましては、観光事業、始まる前から、従前から広報等を通じまして中央公民館、博

物館の登録はしてあった状況でございます。

以上でございます。

- 14番（関野杜成君）　そうですね。水道局もそうですけど、何度か多摩湖も映画に出たりというような形が起きました。私も以前から知り合いがいて、かなり芸能関係、あそこら辺、ちっちゃい組織なんですよ。そういう意味では、どこか知り合いのところが、東大和のどこかで使えたよ、これだけで、「ああ本当、じゃ電話してみよう」、そういう流れが起きます。ずっと継続的にそれが起きるかって言われると、それはやはり芸能界にいるあの人たちは、やはり1周回ったらもう二度と行きませんので、そういう意味では1年ぐらいはそういう1回来るだけでも、いろいろな電話が来るようになると思いますし、実際、私もやっているとこでもそういった流れもあります。今回もCMだったり、いろいろと出てましたから、そういう意味ではなるべくそういうアピールをすることが必要なのかなと。ただ、そのアピールするに当たってということなんですが、やはりいつも見てる私たちだと、なかなかいつもの光景だから、いいなというふうに思わなかったり、そういったことがあると思うんですね。写真クラブとか公民館とかにもありますけれども、そういった絵をきれいに撮られる方というんですか、そういう方々がやはり撮ってるそういう写真って、私たちからすれば普通のことかもしれないけど、他市の人からすればいい写真だったりするわけです。

以前も話をさしていただきましたが、北海道の私の知り合いの人間がこっちに来たときに、多摩湖が北海道のような形で自然がいっぱいだったということで、湖畔に住んだという手もありますので、やはり私たちが見るよりも他市の方が、また違う県の方が見ることによって、もちろん海外の方が見ることによって、素晴らしい景色だというものもありますので、皆さん方で考えるということも必要ですけども、そういった公民館で活動している方々のそういった意見、または写真とか、そういったものも使ってはいいかなと思うんですけども、この点についてお伺いします。

- 市民部副参事（小川 泉君）　今、御質問にございました写真クラブの方々の撮影した写真等ですね。市民からの情報提供などにつきましては、有効にアピールする方向で活用してまいりたいというふうに考えてございますが、現在、写真クラブの方々も参加してございます東大和まちフォトコンテストによる投稿写真や、本年の4月から本格的に始動した観光ガイドの会、こういったものの情報ですね、そういったものを情報発掘した形で外にアピールする。波及効果がなかなか期待できないという部分も今まではございましたが、今後そういった部分では観光ガイドの方々がアピールする上でも、その写真コンテストなどに応募された写真を、ガイドの際に有効に活用する等、さまざまな方法において効果的なアピールを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 14番（関野杜成君）　写真クラブにしろというわけではなく、いろいろなそういう方々を活用していただければということですので、ここの団体もなかなかおもしろいことをやってるとか、いろいろ、多分公民館に行くと思うので、そういう意味ではそういう方を活用していただければというふうに思っております。現状今、フィルムコミッションは、多摩地域だけのものに入っているのか、東京都のフィルムコミッションとか、そこら辺というのは、今登録はされているのかどうか、ちょっと教えてください。

- 市民部副参事（小川 泉君）　当市におきますフィルムコミッション登録についてでございますが、現在フィルムコミッションの登録はしておりません。多摩地域におきましては、多摩の自治体が、多摩地域フィルムコミッション連絡会というところを形成してございまして、実際には11の自治体が加盟してございます。当市に

おきましては、観光の担当職員がその連絡会において、情報収集等で参加させていただいてることはございますが、なかなか現状、そのフィルムコミッション自体に、本格的に取り組むといったところには至ってございません。今後につきましては、そういったフィルムコミッションを行うことによって、市の知名度の向上ですとかイメージのアップ、そしてまた観光の誘客であったり、地域のにぎわい創出といったことにも結びつくものかというふうに考えてございますので、さまざまな情報を得ながら、そういった波及効果の検証、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） アピールするためのということですから、なるべくそういったものにどんどん出したほうがいいのかというふうに思いますし、いろいろなところに、まずリンクつなげていって、出していくことによって、今までは出したけど来なかった、だけどもことリンクをつないだら来るようになったとか、そういったものもありますので、そこら辺をちょっといろいろと、また議会が終わったらお話しもさせていただきますが、検討していただければというふうに思っております。

実際、アピールするために何をやるかというところが出てくるんですけども、そのアピールをした後、やはり市にそういった形で観光というところで来たときに、ちょうどこの3番目の市内施設等の整備についてというところから、今回の議会でも出てましたが、東大和市駅前のトイレですよ。先ほどきれいだったというふうなお話あって、ちょっとこういう言い方、申しわけないんですけど、私、一応掃除のプロで、免許を持っていますので、見ると、下の部分はきれいかどうかと言われると、ちょっと正直うんとは言えないんですけど、天井を見るとほとんど手がついてないと、クモの巣が張ってたり。それは多分、仕様書の問題なのかなというふうには思うんですけども、仕様書では多分、その便器だったり、下部分だったり、目のつく部分という形なんでしょうけど、上の部分がクモの巣が張ってたりとか、そういった状況も見えます。年月もたってるんで、できれば今、情報センター、あそこ年間幾らか、ビックボックスから借りている状況だと思うんですが、あそこをなくして、例えばそのトイレを建て替えて、そこに情報センターを置くとか何か新しく、トイレについては常々言ってますけれども、きれいにしてほしいというふうには思っているんですが、なかなか難しいんですかね。これについても、これの募金がどうかと言われればあれですけども、こういったものについても先ほどのネットを使ってクラウドファンディングもやってもいいのかなというの思うんですが、正直、私は観光行政を推進していこうと思っている市長であれば、市長のほうからも先ほど、朝、他の答弁でも市の表玄関だと、美観の向上しなきゃいけないという回答も出てますので、寄附云々ではなく、まずそちらに力を入れてほしいというふうには思っているんですが、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 東大和市駅前トイレにつきましてでございますけども、他の議員の質問等でもお答えをさせていただいております。駅前については、いろいろな問題を抱えてございます。また今議員からお話がありましたとおり、施設につきましても30年近くたってきているということもございます。そういったところでございますので、今後さまざまな内容を議論していきながら、今後についても検討していきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 5時 8分 休憩

午後 5時18分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（関野杜成君） 観光行政についてですが、ちょっと最後に、今現状、このメディア担当というんですかね、例えばどっか使わしてほしいとか、そういったものが市に電話が入ったとき、今産業振興課にあるのかな、担当者というのはいるのでしょ。うか。どうなんですか。

○市民部長（広沢光政君） フィルムコミッションの関係で御質問いただきました。現在のところ市内の観光産業を束ねる、例えば観光協会ですとか、そういったものが当市にはございませんので、今御質問者のほうからお話ありましたそういった問い合わせにつきましては、一時的には産業振興課のほうの職員が受けて、相手先の撮影希望先、そういったところの所管する部署との調整役等、それを果たしているという状況でございます。そんなことですから、専門で担当する職員というのは、配属されたり配置されてるということではございません。

以上です。

○14番（関野杜成君） 案外このメディアからの問い合わせとかというのは、ゆっくりしてるとすぐ決まってしまうことが多々あります。そういう意味では、スピーディーな形でできるのが必要なとも思っています。今聞いたところ、この担当者がいないということなんですけれども、まずはそのスキームをつくるために1名担当を置いて、そのスキームをつくって、その上でまた産業振興の事業と一緒に、こういった形をやるような方法がとれないかどうか。やはりそのスキームがしっかりとしないことには、スピーディーに情報共有したり確認したりということもできないと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） まず今現在、そのフィルムコミッション関係、当然登録もされてないということもございまして、当市に問い合わせというのは、本質的にそう多いというわけではございませんけれども、ただし仮にそれをやるとなれば、確かにデータの蓄積ですとか収集、PR、その他のネットワークづくり、調整など、そのフィルムコミッション、こちらについては非常に多くの業務というものをこなしていかなければならないのかなと。またそうしないと、フィルムコミッションの効果というものも出てこないのかなというふうには感じています。現状、産業振興課の職員、今受けてるわけなんですけれども、そういった場合には今お話があったスキーム、そういったものも当然構築してかなきゃいけないだろうなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

今これからアプリをつくったり、いろいろやったりというところで、やはり職員数があれば考えられたりもしますし、ただ余裕がないといいことってなかなかアイデアは出てきません。そういう意味では、できれば観光に、そちらのフィルムコミッションとかもやっていく流れで、力を入れていくタイミングで、1人そういう方をつけていただいて、形をつくっていただきたいなということだけを要望をしておきます。

次に、3番目に行きます。市が管理する土地について。

これは先ほどの農地の話と似たようなものなんですけれども、以前、東大和市駅、借地のほうですけれども、東大和市駅の自転車置き場が、お借りしているところがあって、それを返さなきゃいけないとかいろいろ出たと思います。ある意味、観光としても自転車置き場に自転車がいっぱいだったり、町なかに自転車がいっぱいだったりすると、見た目もよくないのかなというふうには思っております。そういう意味では、今現状、まず

はそうですね、東大和市駅前周辺で、借地の状態で借りている土地というのは、大きなもので構いませんので、そういったものがどのくらいあるのか、またはそれをどういった用途で使っているか、ちょっとその点をお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和市駅におけます自転車等駐車場の借地についてでございますが、市内全部の5駅におきましては、全部で19カ所ございまして、そのうち東大和市駅につきましては3カ所、市のほうで管理してございます。その中で、個人の土地につきましては1カ所、それから西武鉄道からお借りしてる土地が2カ所ということとなっております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

3カ所中、1カ所がまだ借地だということですが、これも先ほどの市内農業と同じように、やはりこれから土地の名義にされてる方、事前にもう名義交換してるのか、ちょっと私、わかりませんが、今そのままずっと持つてて方であれば、これから先、亡くなる可能性もありますし、亡くなったことによって相続が発生して、そこが宅地化に変わっていくということもあると思うんですけども、駅前の自転車に関して、実際に報告書も市のほうでつくっている、25年、26年でつくっている状態ですが、そういった借地をしている場所ではなく、ほかの場所で自転車置き場をつくって、今借地しているところをそのまま借りないようにするとか、そういった計画というのは現状まだ上がってないのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在、東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画に基づきまして、受益者負担の適正化を含めました整備手法の検討を進めているところでございますが、まだ具体的にそこまでのところまではいってございません。今は西武鉄道や、その他、民間の事業会社等の調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） このアンケートでは、基本的に有料でも構わないと、金額によってということですから、そういう意味では民間事業者というのは、多分大和ですから、西武とかになるのかなというふうに思うんですけど、なるべく相続が発生したりとか、何かしら問題が起こって土地を契約し直さなきゃいけないとか、そういったことが起こらないような場所の土地を借りて、PFIというのかな、民間の土地を使って行政がお金やってとか、何かいい方法があればいいのかなというふうに思っております。借地については、そのほかにもいろいろ問題点というか、借りてる場所が多々あると思うんですけども、そのほかの借地についても、やはり返さなきゃいけない時期、または本人が売りたいからもうだめだと言われて、使えなくなる時期というものもあると思うんですけど、今使っている用途が、またほかのところではできるのかどうか、そういったところまでというのは今検討はされているのか、その点についてお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在の東大和市駅で個人の方からお借りしてる土地でございますが、そちらにつきましては今計画しております中で、収容台数のことを考えながら、そこが今後どうしていったらいいかということをお伺いしてるところでございます。また西武鉄道の高架下はまだあいてるような状況もございまして、そちらのほうを西武鉄道と折衝しながらやっていきたいなということで考えてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 東大和であればそうなんですけれども、例えば今度はモノレールの周辺だったり、武蔵大和、玉川上水等々もありますので、そういう意味では、これから先、起こり得る事態ですから、そういう意味

では早目に検討していただければなというふうには思っております。

ちょっと2番に先に行っちゃったんで、1番に戻ります。市有地に関してです。

現状、今市が持ってる土地ってちっちゃいところから大きいところ、赤道から何からっていろいろあると思うんですけども、ちょっと大きな部分に関してお聞きしたいなと思っております。現在、市営住宅が3カ所あります。そういう意味では、一番大きいのがヤオコーの横になるんですかね。あそこの部分が大きくなってますけれども、実際に住まれてる方がまだ現状おりますが、その方がいなくなったときにどのような対応がとれるのかというのは、もう今検討しているのかどうか。これを聞いた理由が、前回、大分前に市営住宅の件でお話聞いたんですけども、やはり総務省の関係で別のものにできないとかできるとかっていう、そういう何かひもつきがあった状態だったので、ただそのひもつきがなくなったというような話も伺ったので、今回質問をしております。そういう意味では、今現状どのような形で新しく市のものとして使えるのかどうか、ちょっとその点について教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 今議員のほうから御質問ありました市営住宅のひもつきということですけど、恐らくその国庫補助が入っておりますので、それに関するお話だと思います。まず大きな原則でございますけれども、補助金適正化法というのがございまして、国庫補助により取得した財産を処分するには、国の承認が必要ということになっております。ただし、当該財産の耐用年数を経過した場合は、この限りではないというような規定がございます。建物と異なりまして、土地には耐用年数というものがないため、一度補助金を受けたものは継続して縛りがあるんじゃないかということが従来の考え方でございました。その後、建物も土地も一つの目的で使いますので、建物の耐用年数なりをもって、一体として土地についても用途廃止が可能であるというふうにされております。したがって、木造の市営住宅、耐用年数30年とされておりますことから、現状、約50年経過している市営住宅の建物とあわせて、土地の用途の廃止というのも可能という、そういう解釈となっております。

以上です。

○14番（関野杜成君） よかったです。何かつくるのに、またお金が余計かかるのかなというふうに思いましたけれども、そういう意味では、あとは自由に使えるかどうかということになってくるんですが、用途というのは決まるもんなんですか、それとも全くその耐用年数で差し引きして終わりだから、別に何に使ってもいいよという形になるのか、ちょっとその点を教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 今、用途廃止という解釈のお話をさせていただきましたが、用途廃止によりまして補助金適正化法の制限というものが原則として外れるということで、市の裁量によって土地の利用が可能となったというふうに考えております。

以上です。

○14番（関野杜成君） そうなると、やはりちょうどいい場所ですよ、ヤオコーの周りというのは。ある意味、人が自然と集まってくる場所でもありますし、もちろん南街のほうにあるところに関しては、近くにたしか自治会の方の集会所とかがあったりとか、そういった場所もあったり、もちろん全く周りが住宅街のところとかもありますから、どこにどういう形で何に使うかということも考えなきゃいけないんですけども、基本的にやはり一番でかいヤオコーの後ろというのは、それなりに市のアピールというか、市としての市民に対するサービスをできる場所なのかなとも思っております。現状やっとなら補助金適正化法の中でそれが、市の裁量権、使えるというようになったのが、多分最近なのかなというふうには思いますけれども、今後この市有地に対して

何か検討していくというような、今お話があるのかどうか、それともそういった会というか、そういう会議を開く予定があるのか、その点について伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 市営住宅の今後のあり方についてということだと思います。平成25年3月に策定いたしました東大和市住宅マスタープランに、今後の方向性というものを示してございます。その中では、市内にはかなりの戸数の都営住宅や、公社住宅などの公的な住宅がございまして、また空き家も市内にはかなりの戸数がございまして、このような状況を鑑みますと、市が積極的に市営住宅として戸数をふやしていく状況にはないというような状況だと思っております。今後は市営住宅のあり方につきましては、市の福祉施策等との連携を図りながら、民間ストックを活用する施策というのを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（関野杜成君） まあ少しどういう形にするかというのも考えられてるところですので、ある意味、先ほど、今言われた福祉施設云々というのがありますが、市長もやはり前は観光に対してと言っていましたし、今回は子育てに対してと言っていますので、なるべくそういった大きな土地を有効活用していただきたいなということで、まだまだ先の話ですけど、一般質問をさせていただきました。この件について、市長いかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 市有地ということで、現在、東大和市に自由に使える、なおかつ広い用地というのはなかなかないわけですけども、そこは一番価値がある土地かなというふうには思っているわけですが、今おっしゃった子育てということも当然あるわけですけども、あそこに何かを建てるとかということは、今すぐに市として、市として市の何かを建てるとかという考え方はないですね、今私自身は持ってません。ただ、あその土地というのは、使い方によっては年間に5,000万円、1億円というお金が稼げる土地だというふうに理解はしています。そのお金を子育てに使うということもできるんじゃないかということも、要するに柔軟な、物をつくるというのはつくれますけど、それはつくったらその時点で、その用途に使うということですけど、現金というのはいろんなものに使えるというふうには思っているわけですが、ですから、そういった意味では幅広い選択肢があってもいいのかなというふうには思っています。市の用地というのは、これから本当に大切な用地だというふうには思っていますので、そういった意味では利用できる用地については徹底的に利用していきたいし、それを活用して、また他の事業を展開できれば、またそれもいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○14番（関野杜成君） 思ってもいないほどのなかなか柔軟な発想で、よかったです。建てるだけがそうじゃないと、あそこを使って稼いだお金で。確かにそうだと思います。そういう意味では、そういうただこれをする、あれをやるではなく、うまくそのお金をというか、市の予算を多くして、市民に対してのサービスというんですかね。私、昔から市役所とは、市民のために役に立つところと書いて「市役所」と読むという形では言わしていただいております。今の市長の発言も、私は正直うれしく思っておりますので、今後、市民のために何かしら役に立つような形で、処分という形ではなく、利用をしていただくということをお願いいたします、私の一般質問を終了いたします。

○議長（関田正民君） 以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす9日から11日及び14日から17日の7日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 5時37分 散会